

百姓豈望以贍之秋。在彼重華之大聖、當此季葉功少。朕以弱齡、謬繼不緒。帝跡廣而勞、化俗之道。政績紛而迷、利世之方。施何德化、期其康寧。只考恒典於列代、欲均節用於普天。其朕服御常膳等物、宜准累朝之例、以減四分之一。庶幾省毫毛於鳳宸之下、導黎元於鴻休之間。布告遐邇、俾知朕意。主者施行。

謹譯

○表儀一則るべき正法を云ふ。○彝訓一彝は常で常の訓のこと云ふ。○不緒一皇統を云ふ。不はふ。大なる貌を云ふ。

節儉ハ上徳ノ國ヲ富スノ表儀ナリ。損益ハ前賢ノ民ヲ安ズルノ治要ナリ。寔ニ是レ皇道ノ彝訓ニシテ、寧ゾ史冊ノ明文ニアラザラン。故ニ南面シテ尊シト雖モ、唐葛ノ衣膚冷カニ、中心是レ約スルトキハ、漢蒲ノ膳モ味疎シ。況ヤ淳風時ヲ隔テ、澆波世ニ臨ム。四海已ニ有截ノ日ヲ謝スルヲヤ。百姓豈ニ以テ贍ノ秋ヲ望マンヤ。彼ノ重華ノ大聖ニ在リテモ、此ノ季葉ニ當テハ功少カラン。朕弱齡ヲ以テ謬リテ不緒ヲ繼グ。帝跡廣クシテ、化俗ノ道ニ勞シ、政績紛トシテ、利世ノ方ニ迷フ。何ノ德化ヲ施シテカ、其ノ康寧ヲ期セン。

○鳳宸一宸は天子のまに立てらるゝたてまつるに、毛以下は宮廷は省けるも御心。かとうと云ふ御心。鴻休之間。息を與へる意。

只恒典ヲ列代ニ考ヘテ、節用ヲ普天ニ均シクセント欲ス。其レ朕ガ服御常膳等ノ物、宜シク累朝ノ例ニ準ジテ、以テ四分ノ一ヲ減ズベシ。庶幾ハクバ、毫毛ヲ鳳宸ノ下ニ省キ、黎元ヲ鴻休ノ間ニ導カン。遐邇ニ布告シテ、朕ガ意ヲ知ラシメヨ。主者施行セヨ。

後嵯峨天皇

直言ヲ求ムルノ詔

(平戸記 寛元三年四月)

朕聞、人欲自照、必須明鏡。主欲知過、必藉忠臣。雖堯舜禹湯文武之君、諮稷契臯陶伊呂之臣。其君從諫而聖也。其臣無諂而直也。社稷因茲安全、寰海因茲靜謐。朕以眇身、謬備元首、親萬機之政、迄四廻之年、德不合天、天頻有變。化不合地、地屢有震。咎徵雖間至、祥瑞不聞。況亦帑藏猶空、乏萬國之貢珍。邦家未



治、屬百姓之凋弊。倩思治績、獨勞勸襟。補朕之不逮、憑臣之極諫。宜令參議已上、各上封事、凡厥法令不便於事、勿有所諱、政教爲助於化、勿有所除。有犯無隱之義、唯盡益國利民之謀。詞嫌浮華、理納要實。益得忠實、早沃朕之意。主者施行。

謹譯

○答徵—答め  
徵めのこと。  
○勞勸襟—帝  
の御心を勞す  
るの意。

朕聞ク、人自ラ照サント欲スレバ、必ラズ明鏡ヲ須ツ、主過ヲ知ラント欲スレバ、必ズ忠臣ニ藉ル。堯舜禹湯文武ノ君ト雖モ、稷契臯陶伊呂ノ臣ニ諮ル。其ノ君諫ニ從ヘバ聖ナリ。其ノ臣諂フコト無レバ直ナリ。社稷茲ニ因リテ安全ニ。寰海茲ニ因リテ靜謐ナリ。朕眇タル身ヲ以テ、謬リテ元首ニ備ハリ、萬機ノ政ヲ親シテヨリ、四廻ノ年ニ迄レドモ、徳天ニ合ハズシテ、天頻リニ變有リ、化地ニ合ハズシテ、地震震フコトアリ。咎徵間至ルト雖モ、祥瑞聞エズ。況ヤ亦タ帑藏猶ホ空シク、萬國ノ貢珍ニ乏シ。邦家未ダ治ラズシテ、百姓ノ凋弊ニ屬スルヲヤ。倩治績ヲ思ヒテ、獨リ勸襟ヲ勞ス。朕ガ逮バザル

○封事—秘密  
のことが漏泄  
せんことを恐  
れて封じて上  
申すること。

ヲ補フハ、臣ノ極諫ニ憑ル。宜シク參議已上、各封事ヲ上リ、凡ソ厥ノ法令ノ事ニ便ナラザルモノハ、諱ム所アルコト勿レ、政教ノ化ニ助ヲ爲スハ、除ク所アルコト勿カラシムベシ。犯スコトアリテ隱スコトナキノ義、誰國ヲ益シ民ヲ利スルノ謀ヲ盡ス。詞ハ浮華ヲ嫌ヒ、理ハ要實ヲ納ル。益忠實ナルヲ得テ、早ク朕ガ意ニ沃スベシ。主者施行セヨ。

龜山天皇

直言ヲ求ムルノ詔

(續吉記  
文永十年四月)

我朝之言聖代者、莫不譎延喜之治、稱天曆之政。然猶屈明問化、焦思於淳素之風。虚心求規、側耳於守文之日。朕以不敏、謬受洪緒、德義疎兮十四年、唯任萬機於諮詢。信默過兮一兩日、慙親二柄於眇末。譬猶欲涉淵水、未知所濟。爰誓客春見、示奇



合之徵。坤儀夏震催厚德之應。是朕政之有闕歟。若民心之未嘽歟。況頃者、陰陽失節、水旱不時。雖有帑藏之名、更無貢賦之實。庶官常乏榮辱之時、兆民併爲游惰之輩。但行帝道、則帝行王道、則王。澆訛之時、莫謂聚唇議之、莫謂疲弊之國、戮力救之。古不曰乎。天時不如地利、地利不如人和。宜令公卿大夫重官、外國五位已上、職居官長、秀才明經、及第課試、名可使爲儒士者、各上封事、極諫得失。凡號令之不使於時、言而無諱。政化之有、益於國、犯而莫隱。庶得忠謨、以匡政術。主者施行。

謹譯

○守文之日  
文は法で、先  
君の遺法を守  
つてゐた時に  
の意。

我が朝ノ聖代ヲ云フ者ハ、延喜ノ治ヲ謂ヒ、天曆ノ政ヲ稱セザルハナシ。然レドモ猶、明ニ屈シテ化ヲ問ヒ、思フ淳素ノ風ニ焦ス。心ヲ慮シクシテ規ヲ求メ、耳ヲ守文ノ日ニ側テタリ。朕不敏ヲ以テ謬リテ洪緒ヲ受ケ、徳義疎ナ

○二柄一君主  
の臣を制馭す  
る二つの権力  
刑と徳を云ふ

ルコト十四年、唯萬機ヲ諮詢ニ任ス。信默過グルコト一兩日、愍ニ二柄ヲ眇末ニ親ラス。譬ヘバ猶淵水ヲ涉ラント欲シテ、未ダ濟ル所ヲ知ラザルガゴトシ。爰ニ慧客春見レテ、奇合ノ徵ヲ示ス。坤儀夏震ヒテ、厚德ノ應ヲ催ス。是レ朕ガ政ノ闕クルコトアルカ。若クハ民心ノ未ダ嘽ラザルカ。況ヤ頃者、陰陽節ヲ失ヒ、水旱時ナラズ。帑藏ノ名アリト雖モ、更ニ貢賦ノ實ナク、庶官常ニ榮辱ノ時ニ乏シク、兆民併セテ遊惰ノ輩トナル。但帝道ヲ行ヘバ則チ帝、王道ヲ行ヘバ則チ王、澆訛ノ時ト謂フコトナカレ、唇ヲ聚メテ之ヲ議セヨ、疲弊ノ國ト謂フコトナカレ、力ヲ戮セテ之ヲ救ヘヨ。古ニ曰ハズヤ。天ノ時ハ地ノ利ニ如カズ、地ノ利ハ人ノ和ニ如カズト。宜シク公卿大夫重官、外國ノ五位已上ノ職ニ官長ニ居ルモノ、秀才明經、課試ニ及第シ、名ケテ儒士タラシムベキモノヲシテ、各封事ヲ上リテ、得失ヲ極諫セシムベシ。凡ソ號令ノ時ニ便ナラザルハ、言ツテ諱ムコトナカレ。政化ノ國ニ益有ルハ、犯シテ隱スコトナカレ。庶クバ忠謨ヲ得テ以テ政術ヲ匡サム。主者施行セヨ。

○澆訛之時  
輕薄にして偽  
り多きこと。



伏見天皇

大神宮二國難ノ平定ヲ祈リ給フ宣命

(公卿勅使御參宮次第)  
正應六年七月八日

天皇我良麻止 詔旨良麻止 掛畏支 伊勢乃度會乃五十鈴川上乃下津石根爾 大宮  
 柱廣敷立氏 高天原爾 千木高知里氏 稱辭定米奉留 天照坐須 皇太神乃  
 廣前爾 恐美恐美母 申之 賜波久止 申佐久 朕忝母 苗胤乎 承氣氏 神器乎 守留 爰爾  
 去年乃冬比與利 異國忽爾 牒書乎 送里氏 強爾 和好乎 求牟 若之 命爾 逆開波 兵  
 乎用由倍 田乎 告久 綽既爾 文永與利 起里氏 今爾 及倍利 雖母 我朝未多其乃言乎  
 容禮須 誠爾 安危乃間決之難久 理亂乃本母辨開 巨之 邊將母堅久防禦乎儲  
 氣氏 鎮爾 警衛乎致佐波 邦家乃煩比 無支 非須 旁多衆庶乃患開 有里 加之、  
 頃者、天變屢呈禮 地妖頻里 示須 又炎早旬爾 涉里氏 稼穡節爾 彼止  
 云比 是止云比 一波歎 支一 波愼 牟是 禮則 知朕 我薄德乃 然良 之上爾 日本久 之

其乃柄乎失比氏 國策朝典母 衰徵之、州縣鄉邑母 凋弊之 賢人聖人母 佐  
 氣須。宗廟社稷母 與世佐 故那里 然禮止 今與利 以後爾 廢禮多 興之 絕開多 繼氏、  
 風乎移乎 俗乎易開 祖宗乃道乎道止 帝王乃德乎德止 政令乎守里 行夫  
 可支義心乎誓比 叡念乎凝之 祈里 申佐波 皇太神定米氏 靈陰 乎垂禮 立所爾  
 冥助乎施之 給布倍 念行 之比 〔中略〕掛卷母 畏支 皇太神、此乃狀乎平氣久 安氣  
 久聞食之 形兆乃未多見倍奴 災孽乎攘比 兵戈乃未多起良奴 逆亂乎撥米 給  
 比氏 天皇我朝廷乎寶位動久事 那久、常磐爾 夜乃守、日乃守爾 護里 幸開 奉里 給  
 比氏 天下淳樸爾 海內清平爾 護里 恤美 給開止 恐美 母申 之賜波久止 申須。  
 辭別氏 申之 賜波久 殊爾 思食須 事在津 氏、內外乃二宮乃正權乃 禰宜與利 以  
 下爾 各一階乎賜夫。此乃旨乎照察之 給比 祈留 所乃勅願波 幽谷乃響爾 應  
 夫留如久、明鏡乃象乎寫須 如久 爾、寶祚久長爾 玉體安穩爾 護里 恤美 給開止 恐  
 美恐美 母申 之賜波久止 申須。



謹譯

○良麻止天皇の御命であらう  
 ○皇の御命であらう  
 ○意の言ひ開す  
 ○掛長言葉  
 ○に掛けて申す  
 ○の恐れ多い  
 ○大宮柱敷  
 ○立氏以下云々  
 ○申す神宮を敬つ  
 ○ある申す神宮を敬つ  
 ○と共には中略  
 ○上又は略  
 ○上の切棟の左  
 ○右の用ゆる長  
 ○き木を云ふ  
 ○苗胤遠き  
 ○子孫のこと  
 ○書きしるす  
 ○だのこと

天皇が詔旨ラマト、掛マクモ畏シ伊勢ノ度合ノ五十鈴ノ川上ノ下ツ石根ニ大宮柱廣敷立テ、高天原ニ千木高知リテ稱辭定メ奉ル、天照坐ス皇太神ノ廣前ニ、恐ミ恐ミモ申シ賜ハクト申サク、朕忝ナクモ苗胤ヲ承ケテ神器ヲ守ル。爰ニ去年ノ冬比ヨリ、異國忽ニ牒書ヲ送リテ強ニ和好ヲ求ム。若シ命ニ逆ヘバ兵モ用ユベシノ由ヲ告ク、緯既ニ文永ヨリ起リテ今ニ及ベリト雖モ我朝未ダ其ノ言ヲ容レズ。誠ニ安危ノ間決シ難ク、理亂ノ本モ辨ヘ叵シ。邊將モ堅ク防禦ヲ儲ケテ、鎮メニ警衛ヲ致サバ、邦家ノ煩ヒ無キニ非ズ。旁々衆庶ノ患ヘ有リ。加之、コノゴロ天變屢呈レ、地妖頻リニ示ス。又炎早旬ニ涉リテ稼穡節ニアラズ。彼ト云ヒ是ト云ヒ、一ハ歎キ一ハ愼ム。是レ即チ朕ガ薄徳ノ然ラシムル上ニ、日本久シクソノ柄ヲ失ヒテ、國策朝典モ衰微シ、州縣郷邑モ凋弊シテ、賢人聖人モ佐ケズ。宗廟社稷モ與セザル故ナリ。然レドモ、今ヨリ以後ニ、廢レタルヲ興シ絶ヘタルヲモ繼ギテ、風ヲ移シ俗ヲ易ヘテ、祖宗ノ道ヲ道トシ、帝王ノ徳ヲ徳トシテ、政ヲ守リ行フ可キ義心ヲ誓ヒ、叡念

○靈隠—恩頼

ヲ凝シテ祈リ申サバ皇太神定メテ靈隠ヲ垂レ、立所ニ冥助ヲ施シ給フベシト念行シテナム。〔中畧〕

掛卷モ畏シ皇太神、此ノ狀ヲ平ケク安ラケク聞食シテ、形兆ノ未ダ見ヘヌニ災孽ヲ攘ヒ、兵戈ノ未ダ起ラヌニ逆亂ヲ撥メ給ヒテ天皇ガ朝廷ヲ實位動ク事ナク、常磐ニ夜ノ守、日ノ守ニ護リ幸ヘ奉リ給ヒテ、天下淳樸ニ海内清平ニ護リ恤ミ給ヘト恐ミ恐ミモ申シ賜ハクト申ス。辭別テ申シ賜ハク、殊ニ思食ス事アツテ、内外ノ二宮ノ正權ノ禰宜ヨリ以下ニ各一階ヲ賜フ。此ノ旨ヲ照察シ給ヒテ、祈ル所ノ勅願ハ、幽谷ノ響ニ應フル如ク、明鏡ノ象ヲ寫ス如クニシテ、寶祥トコシヘニ玉體安穩ニ護リ恤ミ給ヘト恐ミ恐ミモ申シ賜ハクト申ス。

後醍醐天皇

錢ヲ改ムルノ詔

(建武記 建武元年三月)

後醍醐天皇



居聖人之大寶、理究變通。天地之洪規、事沿革。察時制法、爰拘一途。國家有錢、其來尚矣。周武闢基、九府之圖法、肇興、漢文隆業、四銖之形製、更彰。金鐵之品、龜龍之類、象物雖區、同歸節用。本朝垂範、上世以來、屢改官文、載傳簡牘。所謂自天平寶字、至于天德、十有餘度、縣歷最詳。降及近古、求之外聞、擅敷俗間、官法如忌、頗違彝典、復枉政令。今以新化、爲除舊弊、始造官錢。須頒天下、濟世便民。孰謂不爾、仍文曰、乾坤通寶。銅楮並用、交易莫滯。仁義所原、定樂厥成。告以宸衷、若稽天理。主者施行。

謹譯

聖人ノ大寶ニ居ルヤ、理變通ヲ究ム。天地ノ洪規ハ、沿革ヲ事トシ、時ヲ察シテ法ヲ制シ、事一途ヲ抱ク。國家錢アル其ノ來ルコト尙シ。周武基ヲ闢キ九府ノ圖法肇メテ興リ、漢文業ヲ隆ニシ、四銖ノ形製更ニ彰ナリ。金鐵ノ品、

○大寶一天子  
○洪規一大法  
○則ノこと  
○九府之圖法  
の財政を掌る  
官で九つあつ  
たある漢書幣  
制で公爲周  
九府圖法。

○四銖之形製  
一銖古の衡の  
名で十累を以  
て銖となし二  
十四銖を兩と  
なしてある  
○簡牘一尺牘  
と同一。簡は  
札。牘は木  
札。歷一係は  
○縣歷一係は  
縮で長く絶へ  
ざる様を云ふ  
○銅楮一紙幣  
を楮と宋史に  
云つてある。に  
銅錢紙幣の意

龜龍ノ類、物ニ象ル區アリト雖モ、同ジク節用ニ歸ス。本朝範ヲ垂ル、上世以來屢官文ヲ改メ、簡牘ニ載セ傳フ。所謂天平寶字ヨリ、天德ニ至ルマデ十有餘度、縣歷最モ詳ナリ。降リテ近古ニ及ンデ、之ヲ外聞ニ求メ、擅ニ俗間ニ敷キ、官法忌ムガ如ク、頗ル彝典ニ違ヒ、復タ政令ヲ枉グ。今新化ヲ以テ舊弊ヲ除カンガ爲ニ、始メテ官錢ヲ造ル。須ラク天下ニ頒チ、世ヲ濟ヒ民ニ便スベシ。孰カ爾ラズト謂ハン、仍テ文ニ曰ク、乾坤通寶ト。銅楮並ビ用ヒバ交易滯ルコトナカラン。仁義ノ原ツク所、定リテ厥成ルヲ樂マン。告グルニ宸衷ヲ以テス。若クハ天理ニ稽セン。主者施行セヨ。

孝明天皇

和氣清麿ヲ護王大明神ト崇メ且ツ正一位ヲ贈リ給

フ宣命

(孝明天皇紀  
嘉永四年二月)

天皇我詔旨良麻止、贈正三位行民部省卿兼造宮大夫和氣朝臣清麿

孝明天皇



爾爾詔止勅夫命乎聞食佐倍留宣留奈良宮乃御宇爾淨久貞爾明加奈心乎以知氏  
 仕倍奉里之宇佐爾詣氏之時爾之猶正之久直支誠以氏請問奉留爾大神母相  
 諾比愛氏大坐之氏貴久畏岐御教言乎以悟之給比慈美給比依里氏君止  
 臣止乃道驗久立知奴此乃時爾當里氏汝微里世下止上乎凌支上止下乎欺  
 久事乃有津良身乃危乎顧美須雄雄之久烈之支誠乃心乎盡世留古乃人乃云比氏  
 在良久危爾臨美氏命乎致須又云倍良至忠爾至正之久能支道乎以知氏君乎濟  
 夫止云留汝乃事奈良然留爾世顯波留事乃足良佐事乎歎支給比慙美給比彼  
 是乎以氏吉日良辰乎擇比定米氏護王大明神爾崇米給比尊比給比又御  
 冠位乎正一位爾上氣給比治米給比從四位上行神祇少副兼淡路守卜  
 部朝臣良祥乎差之使之御位記乎捧氣持多出之奉里給夫此乃狀乎平氣  
 久安良氣聞食之天皇我朝廷乎堅磐爾常磐爾動久事奈久夜刀守里日乃守  
 里爾護里幸倍給比天乃下泰平爾嚴御代乃足爾御代里恤美給倍止恐美

恐美母申給波久止申須。

謹譯

○神祇小副  
 神祇官一職  
 祇伯以上  
 六位以上  
 從六位以上  
 副史、小史  
 史、小史、  
 史、小史、  
 史、小史、

天皇ガ詔旨ラマト、贈正三位行民部省卿兼造宮大夫和氣ノ朝臣清麿ニ、詔ト  
 勅フ命ヲ聞食サヘト、宣ル。奈良ノ宮ノ御宇ニ淨ク貞ニ明ナル心ヲ以テ仕  
 へ奉リシガ、宇佐ニ詣テシ時ニシモ、猶正シク直キ誠以テ請問奉ルニ、大神  
 モ相諾ヒ愛テ大坐シテ貴ク畏シ御教言ヲ以テ悟シ給ヒ慈ミ給ヒシニ依リテ、  
 君ト臣トノ道、驗ク立チヌ。此ノ時ニ當リテ汝微リセバ、下トシテ上ヲ凌ギ  
 シ、上トシテ下ヲ欺ク事ノ有ツラムニ、身ノ危ヲ顧ミズ、雄々シク烈シキ誠  
 ノ心ヲ盡セルハ、古ノ人ノ云ヒテ在ラク、危ニ臨ミテ命ヲ致ス。又云ヘラク  
 至忠ニ至正シクシテ能キ道ヲ以テテ君ヲ濟フト云ルハ、汝ノ事ナラム。然ル  
 ニ世ニ顯ハル、事ノ足ラザル事ヲ歎キ給ヒ慙ミ給ヒ、彼是ヲ以テ、吉日良辰  
 ヲ擇ビ定メテ、護王大明神ニ崇メ給ヒ尊ヒ給ヒ、又御冠ヲ正一位ニ上ケ給ヒ  
 治メ給ヒ、從四位上行神祇少副兼淡路守卜部朝臣良祥ヲ差シ使シテ、御位記  
 ヲ捧ゲ持タシメテ出シ奉リ給フ。此ノ狀ヲ平ケク安ケク聞食シメシテ、天皇



○足御代一申  
し分の無い御  
代にの意

ガ朝廷ヲ堅磐ニ常盤ニ動クコトナク、夜ノ守リ日ノ守リニ護リ幸へ給ヒテ、  
天ノ下泰平ニ、嚴御代ノ足御代ニ護リ恤ミ給へト恐ミ恐ミモ申給ハクト申ス

### 明治天皇

#### 五ヶ條ノ御誓文

(慶應四年(明治元年)  
戊辰三月十四日)

- 一 廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ。
  - 一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ。
  - 一 官武一途庶民ニ至ルマテ各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサ  
ラシメン事ヲ要ス。
  - 一 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ。
  - 一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ。
- 我國未曾有ノ變革ヲ爲サントシ、朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ、天地

○五個條の御  
誓文

○億兆安撫  
威宣布の御宸  
翰

神明ニ誓ヒ、大ニ斯國是ヲ定メ、萬民保全ノ道ヲ立テントス。衆  
亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ。

#### 億兆安撫國威宣布ノ御宸翰

(慶應四年(明治元年)  
戊辰三月十四日)

朕幼弱ヲ以テ、猝ニ大統ヲ紹キ、爾來何ヲ以テ萬國ニ對立シ、列  
祖ニ事へ奉ランヤ、朝夕恐懼ニ堪へサル也、竊ニ考フルニ、中  
葉朝廷衰テヨリ、武家權ヲ專ラニシ、表ハ朝廷ヲ推尊シテ、實ハ  
敬シテ是ヲ遠ケ、億兆ノ父母トシテ、絶エテ赤子ノ情ヲ知ル事  
能ハサルヤウ計リナシ、遂ニ億兆ノ君タルモ、唯名ノミニ成リ  
果、其力爲ニ今日朝廷ノ尊重ハ、古ニ倍セシカ如クニテ、朝威ハ  
倍衰へ、上下相離ルル事霄壤ノ如シ。カカル形勢ニテ、何ヲ以テ  
天下ニ君臨センヤ。今般朝政一新ノ時ニ膺リ、天下億兆一人モ



其處ヲ得サル時ハ、皆朕カ罪ナレハ、今日ノ事、朕自身骨ヲ勞シ、心志ヲ苦メ、艱難ノ先ニ立たち、古いにしへ、列祖ノ盡サセ給ヒシ蹤あとヲ履ミ、治績ヲ勤メテコソ、始テ天職ヲ奉シテ、億兆ノ君タル所ニ背カサルヘシ。往昔列祖萬機ヲ親ラシ、不臣ノモノアレハ、自ラ將トシテ之ヲ征シ玉ヒ、朝廷ノ政總まつりごとテ簡易ニシテ、如此尊重ナラサルユヘ、君臣相親ミテ、上下相愛シ、德澤天下ニ洽あまほク、國威海外ニ輝キシナリ。然ルニ近來宇内大ニ開ケ、各國四方ニ相雄飛スルノ時ニ當リ、獨リ我國ノミ世界ノ形勢ニ疎ク、舊習ヲ固守シ、一新ノ効ヲ計ラス、朕徒ラニ九重中ニ安居シ、一日ノ安キヲ偷ぬすミ、百年ノ憂ヲ忘ルル時ハ、遂ニ各國ノ凌侮ヲ受ケ、上ハ列聖ヲ辱メ奉リ、下ハ億兆ヲ苦シメン事ヲ恐ル、故ニ朕茲ニ百官諸侯ト廣ク相誓ヒ、列祖ノ御偉業ヲ繼述シ、一身ノ艱難辛苦ヲ問

ス、親ラ四方ヲ經營シ、汝億兆ヲ安撫シ、遂ニ八萬里ノ波濤ヲ拓開シ、國威ヲ四方ニ宣布シ、天下ヲ富岳ノ安キニ置ン事ヲ欲ス。汝億兆舊來ノ陋習ニ慣レ、尊重ノミヲ朝廷ノ事トナシ、神州ノ危急ヲ知ラス、朕一度ヒ足ヲ舉クレハ、非常ニ驚キ、種々ノ疑惑ヲ生シ、萬口紛紜トシテ、朕カ志ヲナササラシムル時ハ、是朕ヲシテ君タル道ヲ失ハシムルノミナラス、從テ列祖ノ天下ヲ失ハシムルナリ、汝億兆能々、朕カ志ヲ體認シ、相率テ私見ヲ去リ、公議ヲ採リ、朕カ業わざヲ助テ、神州ヲ保全シ、列聖ノ神靈ヲ慰シ奉ラシメハ、生前ノ幸甚ナラン。

○正義直諫の詔

正義直諫ノ詔

(明治元年十月十七日)

皇國一體。東西同視。朕今幸東府。親聽内外之政。汝百官、有司、



同心戮力。以翼鴻業。凡事之得失可否。宜正義直諫。啓沃朕心。

謹 譯

皇國一體、東西同視、朕、今東府ニ幸シ、親ラ内外ノ政ヲ聽ク。汝百官有志、同心戮力シテ、以テ鴻業ヲ翼ケヨ。凡ソ事ノ得失可否ハ、宜シク正義直諫、朕ガ心ヲ啓沃スヘシ。

大教ヲ宣布スルノ詔 (明治三年正月三日)

○大教を宣布するの詔。

朕恭惟。天神天祖立極垂統。列皇相承。繼之述之。祭政一致。億兆同心。治教明于上。風俗美于下。而中世以降。時有汚隆。道有顯晦。治教之不洽也。矣。今也天運循環。百度維新。宜明治教。以宣揚惟神之大道也。因新命宣教使。布教天下。汝群臣衆庶。其體斯旨。

謹 譯

朕恭シク惟ルニ、天神天祖極ヲ立テ統ヲ垂レ、列皇相承ケテ之ヲ繼ギ之ヲ述ベ、祭政一致、億兆心ヲ同シ、治教上ニ明ニシテ、風俗下ニ美ナリ。而シテ中世以降、時ニ汚隆アリ。道ニ顯晦アリ、治教ノ洽カラサルヤ久シ。今ヤ天運循環、百度維レ新ナリ。宜ク治教ヲ明ニシ、以テ惟神ノ大道ヲ宣揚スベシ。因テ新タニ宣教使ヲ命ジ、天下ニ布教ス。汝群臣衆庶其レ斯ノ旨ヲ體セヨ。

徵兵ノ詔 (明治五年十一月二十八日)

○徵兵の詔

朕惟ルニ、古昔郡縣ノ制、全國ノ丁壯ヲ募リ、軍團ヲ設ケ、以テ國家ヲ保護ス。固ヨリ兵農ノ分ナシ。中世以降、兵權武門ニ歸シ、兵農始メテ分レ、遂ニ封建ノ治ヲ成ス。戊辰ノ一新ハ、實ニ千有餘年來ノ一大變革ナリ。此際ニ當リ、海陸兵制モ、又時ニ從ヒ、宜テ制セサルヘカラス。今本邦古昔ノ制ニ基キ、海外各國ノ式ヲ斟酌シ、全國募兵ノ法ヲ設ケ、國家保護ノ基ヲ立ント欲ス。

明治天皇

二〇七



汝百官有司、厚ク朕力意ヲ體シ、普ク之ヲ全國ニ告諭セヨ。

○立憲政體の詔

立憲政體ノ詔

(明治八年四月十四日)

朕即位ノ初メ、首トシテ、群臣ヲ會シ、五事ヲ以テ神明ニ誓ヒ、國是ヲ定メ、萬民保全ノ道ヲ求ム。幸ニ祖宗ノ靈ト、群臣ノ力トニ頼リ、以テ今日ノ小康ヲ得タリ。顧ニ中興日淺ク、内治ノ事、當ニ振作更張スヘキモノ少シトセス。朕今誓文ノ意ヲ擴充シ、茲ニ元老院ヲ設ケ、以テ立法ノ源ヲ廣メ、大審院ヲ置キ、以テ審判ノ權ヲ鞏クスヘシ。又地方長官ヲ召集シ、以テ民情ヲ通シ、公益ヲ圖リ、漸次ニ國家立憲ノ政體ヲ立テ、汝衆庶ト俱ニ其慶ニ頼ラント欲ス。汝衆庶、或ハ舊ニ泥ミ、故ニ慣ルコト莫ク、又或ハ進ムニ輕ク、爲スニ急ナルコト莫ク、其レ能ク朕力旨ヲ體シ

テ翼賛スル所アレ。

○國會開設の勅諭

國會開設ノ勅諭

(明治十四年十月十二日)

朕祖宗二千五百有餘年ノ鴻緒ヲ嗣キ、中古紐ヲ解クノ乾綱ヲ振張シ、大政ノ統一ヲ總攬シ、又夙ニ立憲ノ政體ヲ立テ、後世子孫繼クヘキノ業ヲ爲サンコトヲ期ス。嚮ニ明治八年ニ、元老院ヲ設ケ、十一年ニ府縣會ヲ開カシム。此皆漸次基ヲ創メ、序ニ循テ歩ヲ進ムルノ道ニ由ルニ非サルハ莫シ。爾有衆亦朕力心ヲ諒トセン。顧ミルニ立國ノ體、國各宜キヲ殊ニス。非常ノ事業、實ニ輕舉ニ便ナラズ。我祖、我宗照臨シテ上ニ在リ。遺烈ヲ揚ゲ、洪謨ヲ弘メ、古今ヲ變通シ、斷ジテ之ヲ行フ。責朕力躬ニ在リ。將ニ明治二十三年ヲ期シ、議員ヲ召シ國會ヲ開キ、以テ朕力



初志ヲ成サントス。今在廷臣僚ニ命ジ、假スニ時日ヲ以テシ、經畫ノ責ニ當ラシム。其組職權限ニ至リテハ、朕親ラ衷ヲ裁シ、時ニ及テ公布スル所アラムトス。

朕惟フニ、人心進ムニ偏シテ、時運速ナルヲ競フ。浮言相動カシ、竟ニ大計ヲ遺ル。是レ宜シク今ニ及テ、謨訓ヲ明徴ニシ、朝野臣民ニ公示スヘシ。若シ仍ホ故ラニ躁急ヲ爭ヒ、事變ヲ煽シ、國安ヲ害スル者アラハ、處スルニ國典ヲ以テスヘシ。特ニ茲ニ言明シ、爾有衆ニ諭ス。

陸海軍軍人ニ賜リタル勅諭

(明治十五年一月四日)

我國ノ軍隊ハ、世々天皇ノ統率シタマフ所ニソアル。昔神武天皇、躬ラ大伴物部ノ兵トモヲ率キ。中國ノマツロハヌモノトモ

○陸海軍軍人  
に賜りたる勅諭。

ヲ討チ平ケ給ヒシヨリ、二千五百有餘年ヲ經ヌ。此間世ノ様ノ移リ換ルニ隨ヒテ、兵制ノ改革モ亦屢ナリキ。古ハ天皇躬ラ軍隊ヲ率ヒ給フ御制ニテ、時アリテハ、皇后皇太子ノ代ラセ給フコトモアリツレト。大凡兵權ヲ臣下ニ委ネ給フコトナカリキ。中世ニ至リテ、文武ノ制度皆唐國風ニ倣セ給ヒ、六衛府ヲ置キ、左右馬寮ヲ建テ、防人ナト設ケラレシカハ、兵制ハ整ヒタレトモ、打續ケル昇平ニ狃レテ、朝廷ノ政務モ、漸ク文弱ニ流レケレハ、兵農オノツカラニ二分レ、古ノ徵兵ハ、イツトナク壯兵ノ姿ニ變リ、遂ニ武士トナリ、兵馬ノ權ハ、一向ニ其武士トモノ棟梁タルモノニ歸シ、世ノ亂ト共ニ、政治ノ大權モ、亦其手ニ落ち、凡七百年ノ間、武家ノ政治トハナリヌ。世ノ様ノ移リ換リテ、斯クナレルハ、人力モテ挽回スヘキニアラストイヒナカラ、且ハ



我國體ニ戻リ、且ハ我祖宗ノ御制ニ背キ奉リ、淺間敷次第ナリ  
 キ。降りテ弘化嘉永ノ頃ヨリ、徳川ノ幕府其政衰へ、剩へ外國ノ  
 事トモ起リテ、其侮リヲモ受ケヌヘキ勢ニ迫リケレハ、朕カ皇  
 祖仁孝天皇、皇考孝明天皇イタク宸襟ヲ惱シ給ヒシコソ、辱ク  
 モ又惶ケレ。然ルニ朕幼クシテ天津日嗣ヲ受ケシ初メ、征夷大  
 將軍其政權ヲ返上シ、大名、小名、其版籍ヲ奉還シ、年ヲ經スシ  
 テ海内一統ノ世トナリ、古ノ制度ニ復シヌ。是レ文武ノ忠臣良  
 弼アリテ、朕ヲ輔翼セル功績ナリ。歷世祖宗ノ專ラ蒼生ヲ憐ミ  
 給ヒシ御遺澤ナリト雖モ、併我臣民ノ其心ニ順逆ノ理ヲ辨へ、  
 大義ノ重キヲ知ルカ故ニコソアレ。サレハ、此時ニ於テ兵制ヲ  
 更メ、我國ノ光ヲ輝サント思ヒ、此十五年カ程ニ、海、陸軍ノ制  
 ヲハ、今ノ様ニ建定メヌ。夫レ兵馬ノ大權ハ、朕カ統フル所ナレ

ハ、其司司ヲコソ臣下ニハ任スナレ、其大綱ハ朕親之ヲ攬リ、  
 肯テ臣下ニ委ヌヘキモノニアラス。子々孫々ニ至ルマテ、篤ク  
 斯旨ヲ傳へ、天子ハ文武ノ大權ヲ掌握スルノ義ヲ存シテ、再中  
 世以降ノ如キ失體ナカラシムコトヲ望ムナリ。朕ハ汝等軍人ノ  
 大元帥ナルソ、サレハ朕ハ汝等ヲ股肱ト頼ミ、汝等ハ朕ヲ頭首  
 ト仰キテソ、其親ハ特ニ深カルヘキ、朕カ國家ヲ保護シテ、上天  
 ノ惠ニ應シ、祖宗ノ恩ニ報ヒマキラスル事ヲ得ルモ得サルモ、  
 汝等軍人カ、其職ヲ盡スト盡ササルトニ由ルソカシ、我國ノ稜  
 威振ハサルコトアラハ、汝等能ク、朕ト憂ヲ共ニセヨ。我武維揚  
 リテ、其榮ヲ輝サハ、朕汝等ト其譽ヲ俱ニスヘシ。汝等皆其職ヲ  
 守リ、朕ト一心ニナリテ、力ヲ國家ノ保護ニ盡サハ、我國ノ蒼生  
 ハ永ク太平ノ福ヲ受ケ、我國ノ威烈ハ、大ニ世界ノ光華トモナ



リヌヘシ。朕斯モ深ク汝等軍人ニ望ムナレハ、猶訓諭スヘキ事  
コソアレ、イテヤ之ヲ左ニ述ヘム。

一軍人ハ忠節ヲ盡スヲ以テ本分トスヘシ。凡生ヲ我國ニ稟ク  
ルモノ、誰カハ國ニ報ユルノ心ナカルヘキ。況シテ軍人タラ  
ム者ハ、此心ノ固カラテハ物ノ用ニ立チ得ヘシトモ思ハレ  
ス。軍人ニシテ報國ノ志堅固ナラサルハ、如何程技藝ニ熟シ、  
學術ニ長スルモ、猶偶人ト、ヒトシカルヘシ。其隊伍モ整ヒ、  
節制モ正クトモ、忠節ヲ存セサル軍隊ハ、事ニ臨ミテ烏合ノ  
衆ニ同シカルヘシ。抑モ國家ヲ保護シ、國權ヲ維持スルハ兵  
力ニアレハ、兵力ノ消長ハ、是國運ノ盛衰ナルコトヲ辨ヘ、世  
論ニ惑ハス、政治ニ拘ラス、只々一途ニ己カ本分ノ忠節ヲ守  
リ、義ハ山嶽ヨリモ重ク、死ハ鴻毛ヨリモ輕シト覺悟セヨ。其

操ヲ破リ不覺ヲ取り、汚名ヲ受クルナカレ。

一軍人ハ禮儀ヲ正シクスヘシ。凡軍人ニハ、上元帥ヨリ、下一卒  
ニ至ルマテ、其間ニ官職ノ階級アリテ、統屬スルノミナラス、  
同列、同級トテモ、停年ニ新舊アレハ、新任ノモノハ舊任ノモ  
ノニ服従スヘキモノソ。下級ノモノハ、上官ノ命ヲ承ルコト、  
實ハ直ニ朕カ命ヲ承ル義ナリト心得ヨ。己カ隸屬スル處ニ  
アラストモ、上級ノモノハ勿論、停年ノ己ヨリ舊キモノニ對  
シテハ、總テ敬禮ヲ盡スヘシ。又上級ノモノハ、下級ノモノニ  
向ヒ、聊モ輕侮、驕傲ノ振舞アルヘカラス。公務ノ爲ニ威嚴ヲ  
主トスル時ハ格別ナレトモ、其外ハ務メテ懇ニ取扱ヒ、慈愛  
ヲ專一ト心掛ケ、上一シテ王事ニ勤勞セヨ。若シ軍人タル  
モノニシテ、禮儀ヲ紊リ、上ヲ敬ハス、下ヲ惠めぐマスシテ、一致



ノ和諧ヲ失ヒタランニハ、雷ニ軍隊ノ毒とどくタルノミカハ、國家ノ爲ニモユルシ難キ罪人ナルヘシ。

一軍人ハ、武勇ヲ尙フヘシ。夫武勇ハ、我國ニテハ、古ヨリモ貴ヘル所ナレハ、我國ノ臣民タラムモノ、武勇ナクテハ叶フマシ、況シテ軍人ハ、戰ニ臨ミ敵ニ當ルノ職ナレハ、片時モ武勇ヲ忘レテヨカルヘキカ、サハアレ、武勇ニハ大勇アリ、小勇アリテ、同シカラス。血氣ニハヤリ、粗暴ノ振舞ナトセンハ、武勇トハ謂ヒ難シ。軍人タランモノハ、常ニ能ク義理ヲ辨ヘ、能ク膽力ヲ煉リ、思慮ヲ殫つシテ事ヲ謀ルヘシ。小敵タリトモ侮ラス、大敵タリトモ懼レズ、己カ武職ヲ盡サムコソ、誠ノ大勇ニハアレ。サレハ、武勇ヲ尙フモノハ、常々人ニ接スルニハ、溫和ヲ第一トシ、諸人ノ愛敬ヲ得ント心掛ケヨ。由ナキ勇ヲ

好ミテ、猛威ヲ振ヒタラハ、果テハ世人之ヲい嫌ヒテ豺狼ナトノ如ク思ヒナム。心スヘキコトニコソ。

一軍人ハ信義ヲ重ンスヘシ。凡信義ヲ守ルコト、常ノ道ニハアレト、ワキテ軍人ハ、信義ナクテハ一日モ隊伍ノ中ニ交リテアランコト難カルヘシ。信トハ、己カ言ヲ踐行ふみおこなヒ、義トハ、己カ分ヲ盡ストイフナリ。サレハ、信義ヲ盡サント思ハハ、始ヨリ其事ノ成シ得ヘキカ、得ヘカラサルカヲ審ニ思考スヘシ。臆氣おそろげナル事ヲ假初かりそめニ諾うべなヒテ、ヨシナキ關係ヲ結ビ、後ニ至リテ、信義ヲ立テントスレハ、進退谷マリテ身ノ措キ處ニ苦ムコトアリ、悔トモ其詮ナシ、始メニ能々事ノ順逆ヲ辨ヘ、理非ヲ考ヘ、其言ハ所詮踐ムヘカラスト知り、其義ハトテモ守ルヘカラスト悟リナハ、速ニ止ルコソヨケレ。古ヨリ或ハ小節



ノ信義ヲ立テントテ、大綱ノ順逆ヲ誤リ、或ハ公道ノ理非ニ  
 踐迷ヒテ、私情ノ信義ヲ守リ、アタラ英雄豪傑トモカ、禍ニ遭  
 ヒ身ヲ滅シ、屍しかばねノ上ノ汚名ヲ、後世迄遺セルコト、其例たゞし尠カラ  
 ヌモノヲ、深ク警メテヤハアルヘキ。

一軍人ハ質素ヲ旨トスヘシ。凡質素ヲ旨トセサレハ、文弱ニ流  
 レ、輕薄ニ趨リ、驕奢華靡ノ風ヲ好ミ、遂ニハ貧汚ニ陥リテ  
 志モ無下ニ賤クナリ、節操モ、武勇モ、其甲斐ナク、世人ニ爪  
 ハシキセラルル迄ニ至リヌヘシ。其身生涯ノ不幸ナリト云  
 フモ、中々愚カナリ。此風一タヒ軍人ノ間ニ起リテハ、彼ノ傳  
 染病ノ如ク蔓延シ。士風モ、兵氣モ、頓ニ衰ヘヌヘキコト明ナ  
 リ。朕深ク之ヲ懼レテ、曩ニ免黜めんゆつ條例ヲ施行シ、略此事ヲ誡メ  
 置キツレト、猶モ其惡習ノ出ンコトヲ憂ヒテ、心安カラネハ

故ことニ又之ヲ訓フルソカシ。汝等軍人、ユメ此訓誡なほせりヲ等閑なほせりニナ  
 思ヒソ。

右ノ五ヶ條ハ、軍人タランモノ暫モ忽ニスヘカラス。サテ之ヲ  
 行ハンニハ、一ノ誠心まことこころコソ大切ナレ。抑此五ヶ條ハ、我軍人ノ精  
 神ニシテ、一ノ誠心ハ、又五ヶ條ノ精神ナリ。心誠ナラサレハ、  
 如何ナル嘉言モ、善行モ、皆ウハヘノ裝飾かざりニテ、何ノ用ニカハ立  
 ツヘキ、心タニ誠アレハ、何事モ成ルモノソカシ。況シテヤ、此  
 五ヶ條ハ、天地ノ公道、人倫ノ常經ナリ。行ヒ易ク守リ易シ汝  
 等軍人能ク朕カ訓ニ遵ヒテ、此道ヲ守リ行ヒ、國ニ報ユルノ務  
 ヲ盡サハ、日本國ノ蒼生舉リテ之ヲ悦ヒナン。朕一人ノ懌よろこノミ  
 ナランヤ。



○文部省學事  
諮問會に於て  
幼學綱要頒賜  
の勅諭。

文部省學事諮問會ニ於テ幼學綱要頒賜ノ勅諭

(明治十五年十二月)

彝倫道德ハ教育ノ主本、我朝支那ノ專ラ崇尚スル所、歐米各國  
モ亦修身ノ學アリト雖モ、之ヲ本邦ニ採用スル、未タ其要ヲ得  
ス。方今學科多端本末ヲ謬ル者亦鮮カラス。年少就學最モ當ニ  
忠孝ヲ本トシ、仁義ヲ先ニスヘシ。因テ儒臣ニ命シテ、此書(幼  
學綱要)ヲ編纂シ、群下ニ頒賜シ、明倫修德ノ要、茲ニ在ルコト  
ヲ知ラシム。

憲 發布ノ勅語

(明治二十二年二月十一日)

朕國家ノ隆昌ト、臣民ノ慶福トヲ以テ、中心ノ欣榮トシ、朕カ、  
祖宗ニ承クルノ大權ニ依リ、現在及將來ノ臣民ニ對シ、此ノ不

○憲法發布の  
勅語。

磨ノ大典ヲ宣布ス。惟フニ、我カ祖我カ宗ハ、臣民祖先ノ協力  
輔翼ニ倚リ、我帝國ヲ肇造シ、以テ無窮ニ垂レタリ。此レ我カ神  
聖ナル祖宗ノ威德ト、竝ニ臣民ノ忠實勇武ニシテ、國ヲ愛シ、公  
ニ殉ヒ、以テ此ノ光輝アル國史ノ成跡ヲ貽シタルナリ。朕我カ  
臣民ハ、即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ、其ノ朕  
カ意ヲ奉體シ、朕カ事ヲ獎順シ、相與ニ和衷協同シ、益々我帝國  
ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ、祖宗ノ遺業ヲ、永久ニ鞏固ナラシムル  
ノ希望ヲ同クシ、此ノ負擔ヲ別ツニ堪フルコトヲ疑ハサルナ  
リ。

教育ニ關スル勅語

(明治二十三年十月三十日)

朕惟フニ、我カ皇祖、皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ、德ヲ樹ツルコ

○教育に關す  
る勅語。



ト深厚ナリ。我カ臣民克ク忠ニ、克ク孝ニ、億兆心ヲ一ニシテ、世々厥ノ美ヲ濟セルハ、此レ我カ國體ノ精華ニシテ、教育ノ淵源、亦實ニ此ニ存ス。爾臣民父母ニ孝ニ、兄弟ニ友ニ、夫婦相和シ、朋友相信シ、恭儉己ヲ持シ、博愛衆ニ及ホシ、學ヲ修メ、業ヲ習ヒ、以テ智能ヲ啓發シ、德器ヲ成就シ、進テ公益ヲ廣メ、世務ヲ開キ、常ニ國權ヲ重シ、國法ニ遵ヒ、一旦緩急アレハ、義勇公ニ奉シ、以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ。是ノ如キハ、獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス、又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン。

斯ノ道ハ、實ニ我カ皇祖、皇宗ノ遺訓ニシテ、子孫臣民ノ、俱ニ遵守スヘキ所、之ヲ古今ニ通シテ謬ラス、之ヲ中外ニ施シテ悖ラス、朕汝臣民ト俱ニ、眷々服膺シテ、咸其德ヲ一ニセムコトヲ

庶幾フ。

○清國に對する宣戰の詔勅

清國ニ對スル宣戰ノ詔勅

(明治二十七年八月一日)

天佑ヲ保全シ、萬世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本帝國皇帝ハ、忠實勇武ナル汝有衆ニ示ス。

朕茲ニ清國ニ對シテ戰ヲ宣ス。朕カ百僚有司ハ、宜ク朕ガ意ヲ體シ、陸上ニ、海面ニ、清國ニ對シテ交戰ノ事ニ從ヒ、以テ國家ノ目的ヲ達スルニ努力スヘシ。苟モ國際法ニ戾ラサル限り、各々權能ニ應シテ、一切ノ手段ヲ盡スニ於テ、必ス遺漏ナカラシム事ヲ期セヨ。

惟フニ朕カ即位以來、茲ニ二十有餘年、文明ノ化ヲ平和ノ治ニ求メ、事ヲ外國ニ構フルノ、極メテ不可ナルヲ信シ、有司ヲシ



テ、常ニ有邦ノ誼ヲ、篤クスルニ努力セシメ、幸ニ列國ノ交際ハ、年ヲ逐ウテ親密ヲ加フ。何ソ料ラム、清國ノ朝鮮事件ニ於ケル、我ニ對シテ著著鄰交ニ戻リ、信義ヲ失スルノ舉ニ出テントハ。朝鮮ハ、帝國カ其ノ始ニ啓誘シテ、列國ノ伍伴ニ就カシメタル獨立ノ一國タリ。而シテ清國ハ毎ニ、自ラ朝鮮ヲ以テ屬邦ト稱シ、陰ニ陽ニ、其内政ニ干涉シ、其内亂アルニ於テ、口ヲ屬邦ノ採難ニ籍キ、兵ヲ朝鮮ニ出シタリ。朕ハ明治十五年ノ條約ニヨリ、兵ヲ出シテ變ニ備ヘシメ、更ニ朝鮮ヲシテ、禍亂ヲ永遠ニ免レ、治安ヲ將來ニ保タシメ、以テ東洋全局ノ平和ヲ維持セント欲シ、先ツ清國ニ告クルニ、協同事ニ從ハムコトヲ以テシタルニ、清國ハ、翻テ種々ノ辭柄ヲ設ケ、之レヲ拒ミタリ。帝國ハ茲ニ於テ、朝鮮ニ勸ムルニ、其ノ稅政ヲ釐革シ、内ハ治安ノ基ヲ

堅クシ、外ハ獨立國ノ權義ヲ全クセムコトヲ以テシタルニ、朝鮮ハ既ニ之ヲ肯諾シタルモ、清國ハ終始陰ニ居テ、百方其目的ヲ妨碍シ、剩ヘ辭ヲ左右ニ托シ、時機ヲ緩ニシ、以テ其ノ水陸ノ兵備ヲ整ヘ、一旦成ルヲ告クルヤ、直ニ其ノ力ヲ以テ其ノ慾望ヲ達セントシ、更ニ大兵ヲ韓土ニ派シ、我艦ヲ韓海ニ要撃シ、殆ト亡狀ヲ極メタリ。則チ清國ノ計圖タル、明ニ朝鮮國治安ノ責ヲシテ、歸スル所アラサシメ、帝國カ率先シテ、之ヲ諸獨立國ノ列ニ伍セシメタル朝鮮ノ地位ハ、之ヲ表示スルノ條約ト共ニ、之ヲ蒙晦ニ付シ、以テ帝國ノ權利利益ヲ損傷シ、以テ東洋ノ平和ヲシテ、永ク擔保ナカラシムルニ存スルヤ疑フヘカラス。熟々其ノ爲ス所ニ就テ、深ク其ノ謀計ノ存スル所ヲ揣ルニ、實ニ始メヨリ、平和ヲ犠牲トシテ、其ノ非望ヲ遂ケントスルモノト



謂ハサルヘカラス。事既ニ茲ニ至ル。朕平和ト相終始シテ、以テ帝國ノ光榮ヲ、中外ニ宣揚スルニ專ナリト雖モ、亦公ニ戰ヲ宣セサルヲ得サルナリ。汝有衆ノ忠實勇武ニ倚賴シ、速ニ平和ヲ永遠ニ克復シ、以テ帝國ノ光榮ヲ全クセンコトヲ期ス。

清國ト媾和ニ付キ將來ノ所嚮ヲ明ニスルノ詔勅

(明治二十八年四月二十一日)

朕惟フニ、國運ノ進張ハ、治平ニ由リテ求ムヘク、治平ヲ保持シテ、克ク終始アラシムルハ、朕カ祖宗ニ承クルノ天職ニシテ、亦即位以來ノ志業タリ。不幸客歲清國ト釁端ヲ啓キ、朕ハ止ムヲ得スシテ、之ト干戈ヲ交ヘ、十閱月ノ久シキ、結ヒテ解ル能ハス。而シテ在廷ノ臣僚ハ、陸海兩軍、及議會兩院ト共ニ、威能ク朕カ旨ヲ體シテ、朕カ事ヲ獎メ、内ニ在テハ、參畫經營シ、費用

○清國と媾和に付き將來の所嚮を明にするの詔勅

ヲ給シ、需要ヲ豊カニシ、防備ニ力メ、外ニ在テハ、櫛風沐雨、祁寒隆暑ニ暴露シ、百難ヲ冒シ、萬死ヲ顧ミス。旭旗ノ指ス所、風靡セサルナシ。出征ノ師ハ、仁愛節制ノ聲譽ヲ擅ニシ、外交ノ政ハ捷敏快暢ノ態事ヲ盡シ、以テ能ク帝國ノ威武ト、光榮トヲ中外ニ宣揚シタリ。是レ朕カ、祖宗ノ威靈ニ賴ルト雖モ、百僚臣庶ノ忠實勇武、精誠天日ヲ貫クニ非サルヨリハ、安ソ能ク此ニ至ラムヤ。朕ハ深ク汝有衆ノ協翼ニ賴リ、治平ノ回復ヲ圖リ、國運進張ノ志業ヲ成サムトスルニ切ナリ。

今ヤ、朕清國ト和ヲ媾シ、既ニ休戰ヲ約シ、干戈ヲ戢ムル、將ニ近キニ在ラムトス。清國渝盟ヲ悔ユルノ誠、已ニ明ニシテ帝國全權辨理大臣ノ、按定セル條件、克ク朕カ旨ニ副フ。治平光榮併テ之ヲ獲ル。亦文武臣僚ノ互ニ相待テ、全功ヲ收メタルニ外ナ



ラス。祖宗大業ノ恢弘、今ヤ方ニ其ノ基ヲ鞏メ、朕カ祖宗ニ對スルノ天職ハ、斯ニ其ノ重キヲ加フ。朕ハ更ニ志ヲ汝有衆ニ告ケ、以テ將來ノ嚮フ所ヲ明ニセサルヘカラス。朕固ヨリ今回ノ戰捷ニ因リ、帝國ノ光輝ヲ闡發シタルヲ喜フト共ニ、大日本帝國ノ前程ハ、朕カ即位以來ノ志業ト均ク、猶ホ甚タ悠遠ナルヲ知ル。朕ハ汝有衆ト共ニ、努テ驕泰ヲ戒メ、謙抑ヲ旨トシ、益々武備ヲ修メテ、武ヲ黷スコトナク、益々文教ヲ振テ、文ニ泥ムコトナク、上下一致、各々其ノ事ヲ勉メ、其ノ業ヲ勵ミ、以テ永遠富強ノ基礎ヲ成サムコトヲ望ム。戰後軍防ノ計畫、財政ノ整理ハ朕有司ニ信任シテ、専ラ贊籌ノ責ニ當ラシムヘシト雖モ、積累蘊蓄、以テ國本ヲ培フハ主トシテ、億兆忠良ノ臣庶ニ頼ラサルヘカラス。若シ夫レ勝ニ狂レ、自ラ驕リ、漫ニ他ヲ侮リ、信ヲ友

邦ニ失フカ如キハ、朕カ斷シテ取ラサル所ナリ。乃チ清國ニ至テハ媾和條約交換ノ後ハ、其ノ交ヲ復シ、以テ善隣ノ誼、愈々敦厚ナルヲ期スヘシ。汝有衆其レ善ク、朕カ意ヲ體セヨ。

占領地ヲ還附シ東洋ノ平和ヲ鞏固ニスルノ詔勅

(明治二十八年五月十日)

朕嚮ニ清國皇帝ノ請ニ依リ、全權辦理大臣ヲ命シ其ノ簡派スル所ノ、使臣ト會商シ、兩國媾和ノ約ヲ訂結セシメタリ。然ルニ、露西亞、獨逸兩帝國及、法朗西共和國ノ政府ハ、日本帝國カ、遼東半島ノ壤地ヲ、永久ノ所領トスルヲ以テ、東洋永遠ノ平和ニ利アラスト、シ、交々朕カ政府ニ懇懇スルニ、其ノ地域ノ保有ヲ、永久ニスル勿ランコトヲ以テシタリ。顧フニ、朕カ恒ニ、平和ニ眷々タルヲ以テシテ、竟ニ清國ト兵ヲ

○占領地を還  
附し東洋の平  
和を鞏固にす  
るの詔勅。



交フルニ至リシモノ、洵ニ東洋ノ平和ヲシテ、永遠ニ鞏固ナラシメントスルノ、目的ニ外ナラス。而シテ三國政府ノ友誼ヲ以テ、切憊スル所、其ノ意亦茲ニ存ス。朕平和ノ爲メニ計ル、素ヨリ之ヲ容ルルニ吝ナラサルノミナラス、更ニ時端ヲ滋シ、時局ヲ艱シ、治平ノ回復ヲ遲滯セシメ、以テ民生ノ疾苦ヲ釀シ、國運ノ伸張ヲ沮マハ、眞ニ、朕力意ニアラス。且ツ、清國ハ媾和條約ノ訂結ニヨリ、既ニ渝盟ヲ悔ユルノ誠ヲ致シ、我カ交戦ノ理由及目的ヲシテ、天下ニ炳焉。今ニ於テ、大局ニ顧ミ、寛浩以テ事ヲ處スルモ、帝國ノ光榮ト、威嚴トニ於テ、毀損セル所アルヲ見ス。

朕乃チ、友邦ノ忠言ヲ容レ、朕カ政府ニ命シテ、三國政府ニ照覆スルニ、其ノ意ヲ以テセシメタリ。若シ夫レ、半島壤地ノ還附ニ關スル、一切ノ措置ハ、朕特ニ政府ヲシテ、清國政府ト商定スル所アラシメントス。今ヤ媾和條約、既ニ批准交換ヲ了シ、兩國ノ和親舊ニ復シ、局外ノ列國、亦斯ニ交誼ノ厚ヲ加フ。百僚臣庶夫レ能ク、朕力意ヲ體シ、深ク時勢ノ大局ニ視、微ヲ慎ミ、漸チ戒メ、邦家ノ大計ヲ誤ルコトナキヲ期セヨ。

○改訂條約實施に付き戒飭の詔勅。

改訂條約實施ニ付き戒飭ノ詔勅

(明治三十二年六月三十日)

朕祖宗ノ遺烈ニ賴リ、紀綱ヲ振ヒ、治化ヲ施キ、内國運ノ隆昌ヲ致シ、外列國ノ交誼ヲ厚クスルコトヲ得タリ。而シテ、朕力年來ノ宿望タル、條約ノ改訂ハ、規畫ヲ悉シ、交渉ヲ累ネテ、竟ニ締盟各國ト、妥協ヲ遂クルニ至ル。茲ニ其ノ實施ノ期ニ迫ヒテ、帝國ノ責任、重キヲ加フルト共ニ、列國ノ和親、愈々其ノ基礎ヲ



鞏クシタルハ、朕カ中心ノ欣榮トスル所ナリ。  
朕ハ、忠實公ニ奉スルニ厚キ、臣民ノ、深ク朕カ意ヲ體シテ、開國ノ國是ニ恪遵シ、億兆心ヲ一ニシテ、善ク遠人ニ交リ、國民ノ品位ヲ保チ、帝國ノ光輝ヲ發揚スルニ努メンコトヲ庶幾フ。  
朕カ在廷ノ臣僚ハ、朕カ爲ニ、新條約ヲ施行スルノ責ニ任シ、百官有司ヲ飭シ、慎重措置、中外臣民ヲシテ、均シク其ノ惠澤ヲ享ケテ、憾ナカラシメ、以テ列國ノ和好ヲ永遠ニ鞏固ナラシムコトヲ期セヨ。

○露國に對する宣戰の詔勅

露國ニ對スル宣戰ノ詔勅

(明治三十七年二月十日)

天佑ヲ保有シ、萬世一系ノ皇祖ヲ踐メル、大日本皇帝ハ、忠實勇武ナル、汝有衆ニ示ス。

朕茲ニ、露國ニ對シテ戰ヲ宣ス。朕カ陸海軍ハ、宜ク全力ヲ極メテ、露國ト交戰ノ事ニ從フヘク、朕カ百僚有司ハ、宜ク各々其職務ニ率ヒ、其權能ニ應シテ、國家ノ目的ヲ達スルニ努力スヘシ。凡國際條規ノ範圍ニ於テ、一切ノ手段ヲ盡シ、遺算ナカラムコトヲ期セヨ。

惟フニ、文明ヲ平和ニ求メ、列國ト友誼ヲ篤クシテ、以テ東洋ノ治安ヲ永遠ニ維持シ、各國ノ權利、利益ヲ損傷セスシテ、永ク帝國ノ安全ヲ將來ニ保障スヘキ事態ヲ確立スルハ、朕夙ニ以テ國交ノ要義ト爲シ、且暮敢テ違ハサラムコトヲ期ス。朕ガ有司モ亦能ク、朕カ意ヲ體シテ、事ニ從ヒ、列國トノ關係年ヲ逐ウテ益々親厚ニ赴クヲ見ル。今不幸ニシテ、露國ト釁端ヲ開クニ至ル。豈朕カ志ナラムヤ。



帝國ノ重<sup>アホキ</sup>チ韓國ノ保全ニ置クヤ、一日ノ故ニ非ス。是レ兩國累世ノ關係ニ因ルノミナラス、韓國ノ存亡ハ、實ニ帝國安危ノ繫ル所タレハナリ。然ルニ露國ハ、其ノ清國トノ盟約、及列國ニ對スル、累次ノ宣言ニ拘ラス、依然滿洲ニ占據シ、益々其地步ヲ鞏固ニシテ、終ニ之ヲ併呑セントス。若シ滿洲ニシテ、露國ノ領有二期セン乎、韓國ノ保全ハ、支持スルニ由ナク、極東ノ平和亦素ヨリ望ムヘカラス。故ニ、朕ハ此ノ機ニ際シ、切ニ妥協ニ出テ、時局ヲ解決シ、以テ平和ヲ恒久ニ維持センコトヲ期シ、有司ヲシテ、露國ニ提議シ、半歲ノ久シキニ亘リテ、屢次、折衝ヲ重ネシメタルモ、露國ハ、一モ交讓ノ精神ヲ以テ、之ヲ迎ヘス、曠日彌久、徒ニ時局ノ解決ヲ遷延セシメ、陽ニ平和ヲ唱道シ、陰ニ海陸ノ軍備ヲ増大シ、以テ我ヲ屈從セシメントス。凡ソ、露國

カ、始ヨリ平和ヲ好愛スルノ誠意ナルモノ、毫モ認ムルニ由ナシ。露國ハ既ニ帝國ノ提議ヲ容レス、韓國ノ安全ハ方ニ危急ニ瀕シ、帝國ノ國利ハ將ニ侵迫セラレントス。事既ニ茲ニ至ル。帝國カ平和ノ交渉ニ依リ求ムトシタル、將來ノ保障ハ、今日之ヲ旗鼓ノ間ニ求ムルノ外ナシ。朕ハ汝有衆ノ忠實勇武ナルニ倚賴シ、速ニ平和ヲ永遠ニ克復シ、以テ帝國ノ光榮ヲ保全センコトヲ期ス。

○露國に對する  
平和克復の  
詔勅

露國ニ對スル平和克復ノ詔勅

(明治三十八年十月十六日)

朕東洋ノ治平ヲ維持シ、帝國ノ安全ヲ保障スルヲ以テ、國交ノ要義トナシ夙夜懈ラス、以テ皇猷ヲ光顯スル所以ヲ念フ。不幸客歲露國ト釁端ヲ啓クニ至ル。亦寔ニ國家自衛ノ必要、已ムヲ



得サルニ出タリ。開戦以來、朕カ陸海ノ將士ハ、内籌畫防備ニ勤メ、外進攻出戦ニ勞シ、萬難ヲ冒シテ、殊功ヲ奏ス。在廷ノ有司、帝國議會ト亦善ク其ノ職ヲ盡シテ、以テ朕カ事ヲ獎メ、軍國ノ經營、内外ノ施設、其ノ緩急ヲ愆ラス、億兆克ク儉ニ、克ク勤メ、以テ國費ノ負荷ニ任シ、以テ費用ノ供給ヲ豐ニシ、舉國一致、大業ヲ贊襄シテ、帝國ノ威武ト、光榮トヲ、四表ニ發揚シタリ。是レ固ヨリ、我皇祖、皇宗ノ威靈ニ賴ルト雖モ、抑モ亦、文武臣僚ノ、職務ニ忠ニ、億兆民庶ノ、奉公ニ勇ナルノ致ス所ナラスンハ、アラス。交戦二十閱月、帝國ノ地歩既ニ固ク、帝國ノ國利既ニ伸フ。朕ノ恒ニ平和ノ治ニ汲々タル、豈徒ニ武ヲ窮メ、生民ヲシテ、永ク鋒鏑ニ困マシムルヲ欲センヤ。

嚮ニ亞米利加合衆國大統領ノ、人道ヲ尊ヒ、平和ヲ重ニスルニ出テ、日露兩國政府ニ、勸告スルニ、媾和ノ事ヲ以テスルヤ、朕ハ深く、其好意ヲ諒トシ、大統領ノ忠言ヲ容レ、乃チ全權委員ヲ命シテ、其事ニ當ラシム。爾來彼我全權ノ間、數次會商ヲ累ネ、我ノ提議スル所ニシテ、始メヨリ、交戦ノ目的タルモノト、東洋ノ治平ニ必要ナルモノトハ、露國其ノ要求ニ應シテ、以テ和好ヲ欲スルノ誠ヲ明ニシタリ。朕全權委員ノ協定スル所ノ條件ヲ覽ルニ、皆善ク、朕カ旨ニ副フ。乃チ之ヲ嘉納批准セリ。朕ハ茲ニ、平和ト光榮トヲ併セ獲テ、上ハ以テ祖宗ノ靈鑒ニ對ヘ、下ハ以テ丕績ヲ後昆ニ貽スヲ得ルヲ喜ビ、汝有衆ト、其ノ譽ヲ偕ニシ、永ク列國ト治平ノ慶ニ賴ラムコトヲ思フ。今ヤ、露國亦既ニ舊盟ヲ尋テ、帝國ノ友邦タリ。則チ善鄰ノ誼ヲ復シテ、更ニ益々敦厚ヲ加フルコトヲ期セサルヘカラス。惟フニ、世運ノ



進歩ハ、頃刻息マス、國家内外ノ庶政ハ、一日ノ懈ナカラシムコトヲ要ス。僂武ノ下、益々兵備ヲ修メ、戰勝ノ餘、愈々治教ヲ張り、而シテ後、始メテ能ク、國家ノ光榮ヲ、無疆ニ保チ、國家ノ進運ヲ、永遠ニ扶持スヘシ。勝ニ狃レテ、自裁抑スルヲ知ラス、驕怠ノ念、從テ生スルカ如キハ、深ク之ヲ戒メサルヘカラス。汝有衆、其レ善ク朕カ意ヲ體シ、益々其ノ業ヲ勵ミ、以テ國家富強ノ基ヲ固クセンコトヲ期セヨ。

○戊申詔書。

戊申詔書

(明治四十一年十月十三日)

朕惟フニ、方今人文日ニ就リ、月ニ將ミ、東西相倚リ、彼此相濟シ、以テ其ノ福利ヲ共ニス。朕ハ茲ニ、益々國交ヲ修メ、友誼ヲ惇シ、列國ト與ニ、永ク其ノ慶ニ賴ラムコトヲ期ス。顧ミルニ、

日進ノ大勢ニ伴ヒ、文明ノ惠澤ヲ共ニセントスル、固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ。戰後日尙淺ク、庶政益々更張ヲ要ス。宜ク上下心ヲ一ニシ、忠實業ニ服シ、勤儉産ヲ治メ、惟信惟義、醇厚俗ヲ成シ、華ヲ去リ實ニ就キ、荒怠相誡メ、自彊息マサルヘシ。抑々我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト、我カ光輝アル國史ノ成跡トハ、炳トシテ日星ノ如シ、寔ニ克ク恪守シ、淬礪ノ誠ヲ輸サハ、國運發展ノ本、近ク斯ニ在リ。朕ハ方今ノ世局ニ處シ、我カ忠良ナル臣民ノ、協翼ニ倚藉シテ、維新ノ皇猷ヲ恢弘シ、祖宗ノ威德ヲ對揚セムコトヲ庶幾フ。爾臣民、其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ。

○窮民へ施藥救療に關する詔書。

窮民へ施藥救療ニ關スル詔書

(明治四十四年二月十日)

朕惟フニ、世局ノ大勢ニ隨ヒ、國運ノ伸張ヲ要スルコト、方ニ急



ニシテ、經濟ノ狀況、漸ニ革マリ、人心動モスレハ、其歸向ヲ謬  
 ラムトス。政ヲ爲ス者、宜ク深く、此ニ鑒ミ、倍々憂勤シテ、業ヲ  
 勸メ、教ヲ敦クシ、以テ健全ノ發達ヲ遂ケシムヘシ。若夫レ、無  
 告ノ窮民ニシテ、醫藥給セス、天壽ヲ終フルコト能ハサルハ、朕  
 カ最軫念シテ措カサル所ナリ。乃チ、施藥救療以テ、濟生ノ道  
 チ弘メムトス。茲ニ、内帑ノ金ヲ出タシ、其ノ資ニ充テシム。卿  
 克ク、朕力意ヲ體シ、宜キニ隨ヒ、之ヲ措置シ、永ク衆庶ヲシテ、  
 頼ル所アラシメムコトヲ期セヨ。

○韓國併合に  
 關する詔書。

韓國併合ニ關スル詔書

(明治四十三年八月二十九日)

朕東洋ノ平和ヲ永遠ニ維持シ、帝國ノ安全ヲ將來ニ保障スル  
 ノ必要ナルヲ念ヒ、又常ニ、韓國力、禍亂ノ淵源タルニ顧ミ、曩

ニ、朕ノ政府ヲシテ、韓國政府ト協定セシメ、韓國ヲ帝國ノ保護  
 ノ下ニ置キ、以テ禍源ヲ杜絶シ、平和ヲ確保センコトヲ期セリ。  
 爾來時ヲ經ルコト四年有餘、其ノ間、朕ノ政府ハ、銳意韓國施政  
 ノ改善ニ務メ、其成績亦見ルヘキモノアリト雖モ、韓國ノ現制  
 ハ、尙未タ、治安ノ保持ヲ完スルニ足ラス、疑懼ノ念、毎ニ國內  
 ニ充溢シ、民其堵ニ安セス、公共ノ安寧ヲ維持シ、民衆ノ福利ヲ  
 増進センカ爲ニハ、革進ヲ現制ニ加フルノ、避クヘカラサルコ  
 ト瞭然タルニ至レリ。

朕ハ韓國皇帝陛下ト與ニ、此ノ事態ニ鑑ミ、韓國ヲ舉ケテ、日本  
 帝國ニ併合シ、以テ時勢ノ要求ニ應スルノ、已ムヲ得サルモノ  
 アルヲ念ヒ、茲ニ永久ニ、韓國ヲ帝國ニ併合スルコトトナセリ。  
 韓國皇帝陛下、及其皇室各員ハ、併合ノ後ト雖モ、相應ノ優遇ヲ



受クヘク、民衆ハ直接、朕カ綏撫ノ下ニ立チテ、其康福ヲ増進スヘク、産業及貿易ハ、治平ノ下ニ顯著ナル發達ヲ見ルニ至ルヘシ。而シテ、東洋ノ平和ハ之ニ依リテ、愈々其基礎ヲ鞏固ニスヘキハ、朕ノ信シテ疑ハサル所ナリ。朕ハ特ニ、朝鮮總督ヲ置キ、之ヲシテ、朕ノ命ヲ承ケテ、陸海軍ヲ統率シ、諸般ノ政務ヲ總轄セシム。百官有司、克ク朕ノ意ヲ體シテ、事ニ從ヒ、施設ノ緩急、其ノ宜キヲ得、以テ衆庶ヲシテ、永ク治平ノ慶ニ賴ラシムルコトヲ期セヨ。

○新附國民愛撫に關する詔勅

新附國民愛撫ニ關スル詔勅

(明治四十三年八月二十九日)

朕惟フニ、統治ノ權ニ由リ、茲ニ始メテ、治化ヲ朝鮮ニ施クハ、朕カ蒼黎ヲ綏撫シ、赤子ヲ體恤スルノ意ヲ、昭示スルヨリ先

ナルハナシ、乃チ別ニ定ムル所ニヨリ、朝鮮ニ於ケル舊刑處刑ノ罪囚中、情狀愍諒スヘキモノニ對シテハ、特ニ大赦ヲ行ヒ、積年ノ逋租及今年ノ租稅ハ之ヲ減免シ、以テ朕カ軫念スル處ヲ知悉セシム。

大正天皇

○朝見式勅語

朝見式勅語

(大正元年七月三十一日)

朕俄ニ大喪ニ遭ヒ、哀痛極リ罔シ、但タ皇位一日モ曠クスヘカラス。國政須臾モ、廢スヘカラサルヲ以テ、朕ハ茲ニ踐祚ノ式ヲ行ヘリ。

顧フニ、先帝睿明ノ資ヲ以テ、維新ノ運ニ膺リ、萬機ノ政ヲ親ラシ、内治ヲ新刷シ、外交ヲ伸張シ、大憲ヲ制シテ、祖訓ヲ昭ニシ、



典禮ヲ頒テ蒼生ヲ撫ス。文教茲ニ敷キ、武備爰ニ整ヒ、庶績咸み熙ひらリ、國威維揚ル。其盛德鴻業、萬民具ニ仰キ、列邦共ニ視ル。寔ニ、前古未タ曾テ有ラサル所ナリ。

朕今萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ、統治ノ大權ヲ繼承ス。祖宗ノ宏謨ニ遵ヒ、憲法ノ條章ニ由リ、之レカ行使ヲ愆あやルコトナク、以テ先帝ノ遺業ヲ失墜セサランコトヲ期ス。有司須ラク、先帝ニ盡シタル所ヲ以テ、朕ニ事ヘ、臣民亦和衷協同シテ、忠誠ヲ致スヘシ。爾等克ク、朕力意ヲ體シ、朕力事ヲ獎順セヨ。

陸海軍人ニ賜フ勅諭

(大正元年七月三十一日)

朕茲ニ大統ヲ嗣キ、列聖ノ遺烈ヲ承ケ、萬世一系ノ帝祚ヲ踐ムニ方リ、特ニ朕力親愛スル、陸海軍人ニ告ク、惟フニ、皇考曩なニ、

○陸海軍人に賜ふ勅諭。

汝等ニ、軍人ノ精神、五ヶ條ヲ訓諭シ、一誠以テ、之ヲ貫ク可キヲ示シ給ヘリ。汝等軍人ハ、夙夜此聖訓ヲ奉體シ、累次ノ征戰ヲ經、國威ヲ宣揚シ、皇基ヲ恢弘シ、以テ曠古ノ偉績ヲ翼成シタリ。

朕ハ、朕力統率スル所ノ軍隊ハ、即チ是レ、皇考ノ慈育、愛撫シ給ヒタル所ノ軍隊ナルヲ念ヒ、汝等軍人ノ、忠勇ニ信倚シ、皇考ノ遺業ヲ紹述シ、倍々ますます皇國ノ光威テ顯彰シ、億兆ノ福祉ヲ増進センコトヲ冀フ。汝等軍人ハ、皇考ノ遺訓ニ由リ、以テ直ニ、之ヲ朕力躬ニ効シ、愈々奉公ノ志ヲ鞏クシ、思索ノ選ヲ慎ミ、宇内ノ大勢ニ鑑ミ、時世ノ進運ニ伴ヒ、拮据きつぎよ勵精、各其本分ヲ竭シ、股肱タルノ實ヲ舉ケ、以テ皇謨ヲ扶翼センコトヲ期セヨ。



○獨逸に對する宣戰の詔書

獨逸ニ對スル宣戰ノ詔書

(大正三年八月 十三日)

天祐ヲ保有シ、萬世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本國皇帝ハ、忠實勇武ナル汝有衆ニ示ス。

朕茲ニ、獨逸國ニ對シテ、戰ヲ宣ス。朕カ陸海軍ハ、宜シク力ヲ極メテ、戰鬪ノ事ニ從フ可ク、朕カ百僚有司ハ、宜シク職務ニ殉シテ軍國ノ目的ヲ達スルニ努ムヘシ。凡ソ國際條規ノ範圍ニ於イテ一切ノ手段ヲ盡シ、必ス違算無カラシコトヲ期セヨ。朕ハ深く、現時歐洲戰亂ノ殃禍ヲ憂ヒ、專ラ局外中立ヲ確守シ、以テ東洋ノ平和ヲ保持スルヲ念トセリ。此ノ時ニ膺リ、獨逸國ノ行動ハ、遂ニ朕ノ同盟國タル、大不顛列國ヲシテ、戰端ヲ開クノ罷ムナキニ至ラシメ、其ノ租借地タル、膠州灣ニ於テモ、亦

タ日夜戰備ヲ修メ、其ノ艦艇頻リニ、東亞ノ海洋ニ出沒シテ、帝國及ヒ與國ノ通商貿易、爲メニ威壓ヲ受ケ、極東ノ平和ハ、將ニ危殆ニ頻セリ。此處ニ於テ

朕ノ政府ト、大不列顛國ノ陛下ノ政府トハ、相互隔意ナキ協議ヲ遂ケ、兩國政府ハ同盟協約ノ豫期セル、全般ノ利益ヲ保護スルカ爲メ、必要ナル措置ヲ執ルニ一致シタリ。

朕ハ、此ノ目的ヲ達セントスルニ當リ、尙ホ勉メテ、平和ノ手段ヲ盡サン事ヲ欲シ、先ツ朕ノ政府ヲシテ、誠意ヲ以テ、獨逸帝國政府ニ勸告スル處アラシメタリ。然レトモ、所定ノ期日ニ及フモ、朕ノ政府ハ、遂ニ其ノ應諾ノ回答ヲ得ルニ至ラス。朕皇祚ヲ踐ンテ、未タ若干ナラス、且ツ今尙ホ皇妣ノ喪ニ居レリ。常ニ平和ニ眷戀タルヲ以ツテシテモ、併モ遂ニ戰ヲ宣スルノ罷ム



ヲ得サルニ到ル。

朕深ク之ヲ憾ミトス。朕ハ汝有衆ノ忠實勇武ニ倚賴シ。速ヤカニ平和ヲ克復シテ、以テ日本帝國ノ國威ヲ宣揚セン事ヲ期ス。

○即位の勅語

即位ノ勅語

(大正四年十一月十日)

朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ、惟神ノ寶祚ヲ踐ミ、爰ニ即位ノ禮ヲ行ヒ、普ク爾臣民ニ誥ク。

朕惟フニ、皇祖皇宗、國ヲ肇メ基ヲ建テ、列聖統ヲ紹キ、裕ヲ垂レ、天壤無窮ノ神勅ニ依リテ、萬世一系ノ、帝位ヲ傳ヘ、神器ヲ奉シテ八洲ニ臨ミ、皇化ヲ宣ヘテ蒼生ヲ撫ス。爾臣民、世世相繼キ、忠實公ニ奉ス。義ハ則チ君臣ニシテ、情ハ猶ホ父子ノコト

ク、以テ萬邦無比ノ國體ヲ成セリ。

皇考維新ノ盛運ヲ啓キ、開國ノ宏謨ヲ定メ、祖訓ヲ紹述シテ不磨ノ大典ヲ布キ、皇圖ヲ恢弘シテ、曠古ノ偉業ヲ樹ツ。聖德四表ニ光被シ、仁澤遐陬ニ霑洽ス。朕今不績ヲ繼キ、遺範ニ遵ヒ、内ハ邦基ヲ固クシテ、永ク磐石ノ安ヲ圖リ、外ハ國交ヲ敦クシテ、共ニ和平ノ慶ニ賴ラントス。朕力祖宗ニ負フ所極メテ重シ祖宗ノ神靈、照鑑上ニ在リ。朕夙夜兢業、天職ヲ全クセムコトヲ期ス。朕ハ爾臣民ノ忠誠其ノ分ヲ守リ、勵精其ノ業ニ從ヒ、以テ皇運ヲ扶翼スルコトヲ知ル。庶幾クハ、心ヲ同クシ、力ヲ戮セ、倍國光ヲ顯揚セムコトヲ。爾臣民其レ克ク朕力意ヲ體セヨ。

○平和克復の大詔

平和克復ノ大詔

(大正九年一月十日)



朕惟フニ、今次ノ大戦亂ハ兵戈五年ニ彌<sup>わた</sup>リ、世界ヲ聳動セシメタルモ、我カ聯合諸友邦勇奮努力ノ威烈ニ頼リ、戦氣<sup>せんき</sup>一掃平和全ク復スルニ至リタルハ、朕ノ甚<sup>よろこ</sup>タ懌<sup>よろこ</sup>フ所ナリ。今斯ノ紛擾ノ局ヲ收メ、安寧ヲ將來ニ規ルハ、固ヨリ諸友邦ノ協同變理<sup>せうり</sup>ニ須タサルヘカラス。嚮ニ講和會議ノ佛國ニ開カルルヤ、朕亦全權委員ヲ簡派シ、其ノ商議ニ參セシメシニ、平和永遠ノ協定新ニ成リ、國際聯盟ノ規模斯ニ立ツ。是レ朕カ衷心實ニ欣幸トスル所ナルト共ニ、又今後國家負荷ノ重大ナルヲ感セスムハアラサルナリ。

今ヤ世運一展シ、時局不ニ變ス、宜シク奮勵自彊隨時順應ノ道ヲ講スヘキノ秋ナリ。爾臣民其レ深ク之ニ省ミ、進ミテハ萬國ノ公是ニ循ヒ、世界ノ大經ニ仗リ、以テ聯盟平和ノ實ヲ舉ケム

コトヲ思ヒ、退イテハ重厚堅實ヲ旨トシ、浮華驕奢ヲ戒メ、國力ヲ培養シテ時世ノ進運ニ伴ハムコトニ勉メサルヘカラス、朕ハ永ク友邦ト偕<sup>とも</sup>ニ和平ノ慶ニ頼リ、休明ノ澤ヲ同クセムコトヲ期シ、朕カ忠良ナル臣民ノ一心協力ニ倚藉シ、衆庶ノ康福ヲ充足シ、文明ノ風化ヲ廣敷シ、益々祖宗ノ洪業ヲ光恢セムコトヲ庶幾フ。爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ。

大震災ニ際シテノ詔書 (大正十二年九月十二日)

○大震災に際しての詔書。

朕神聖ナル祖宗ノ洪範ヲ紹キ、光輝アル國史ノ成跡ニ鑑ミ、皇考中興ノ宏謨ヲ繼承シテ、肯テ愆<sup>とが</sup>ラサラムコトヲ庶幾シ、夙夜兢業トシテ治ヲ圖リ、幸ニ祖宗ノ神祐ト國民ノ協力トニ頼リ、世界空前ノ大戦ニ處シ、尙克ク小康ヲ保ツヲ得タリ。



突ツクムソ圖ラム九月一日ノ激震ハ、事咄嗟ニ起リ、其ノ震動極メテ峻烈ニシテ、家屋ノ潰倒男女ノ慘死幾萬ナルヲ知ラス。剩ヘ火災四方ニ起リテ炎焰天ニ冲リ、京濱其ノ他ノ市邑一夜ニシテ焦土ト化ス、此ノ間交通機關杜絶シ、爲メニ流言飛語盛ニ傳ハリ、人心恟々トシテ倍々其ノ慘害ヲ大ナラシム。之ヲ安政當時ノ震災ニ較くらフレハ、寧口凄慘ナルヲ想知セシム。

朕深ク自ラ戒慎シテ已マサルモ、惟フニ天災地變ハ人力ヲ以テ豫防シ難ク、只速ニ人事ヲ盡シテ民心ヲ安定スルノ一途アルノミ。凡ソ非常ノ秋ニ際シテハ非常ノ果斷ナカルヘカラス、若シ夫レ平時ノ條規ニ膠柱シテ、活用スルコトヲ悟ラス、緩急其ノ宜ヲ失シテ前後ヲ誤リ、或ハ個人若クハ一會社ノ利益保障ノ爲メニ、多衆災民ノ安固ヲ脅カス如キアラハ、人心動搖シ

テ底止スル所ヲ知ラス、朕深ク之ヲ憂傷シ、既ニ在朝有司ニ命シ臨時救濟ノ道ヲ講セシメ、先ツ焦眉ノ急ヲ拯フテ以テ惠撫慈養ノ實ヲ舉ケムト欲ス。

抑モ東京ハ帝國ノ首都ニシテ政治經濟ノ樞軸トナリ、國民文化ノ源泉トナリテ民衆一般ノ瞻仰スル所ナリ。一朝不慮ノ災害ニ罹リテ今ヤ其ノ舊形ヲ留メスト雖モ、依然トシテ我國都タルノ地位ヲ失ハス。是レヲ以テ其ノ善後策ハ獨リ舊態ヲ回復スルニ止マラス、進ンテ將來ノ發展ヲ圖リ、以テ巷衢ノ面目ヲ新ニセサルヘカラス。惟フニ我忠良ナル國民ハ、義勇奉公朕ト共ニ其ノ慶ニ賴ラムコトヲ切望スヘシ。之ヲ慮おもんばかリテ朕ハ宰臣ニ命シテ、速ニ特殊ノ機關ヲ設定シテ、帝都復興ノ事ヲ審議調査セシメ、其ノ成案ハ、或ハ之ヲ至高顧問ノ府ニ諮ヒ、或ハ之



ヲ立法ノ府ニ謀リ、籌畫經營萬遺算ナキヲ期セムトス。在朝有司能ク朕力心ヲ心トシ、迅ニ災民ノ救護ニ從事シ、嚴ニ流言ヲ禁遏シ、民心ヲ安定シ、一般國民亦能ク政府ノ施設ヲ翼ケテ、奉公ノ誠悃ヲ致シ、以テ興國ノ基ヲ固ムヘシ。朕前古無比ノ天殃ニ際會シテ、郵民ノ心愈々切ニ、寢食爲ニ安カラス、爾臣民其レ克ク朕力意ヲ體セヨ。

○精神作興詔書

精神作興詔書

(大正十二年十一月十日)

朕惟フニ、國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ。之ヲ涵養シ之ヲ振作シテ、以テ國本ヲ固クセサルヘカラス。是ヲ以テ先帝意ヲ教育ニ留メサセラレ、國體ニ基キ淵源ニ遡リ、皇祖皇宗ノ遺訓ヲ掲ケテ、其ノ大綱ヲ昭示シタマヒ、後又臣民ニ詔シテ、忠

實勤儉ヲ勸メ、信義ノ訓ヲ申ネテ荒怠ノ誠ヲ垂レタマヘリ。是レ皆道德ヲ尊重シテ、國民精神ヲ涵養振作スル所以ノ洪謨ニ非サルナシ。爾來趨向一定シテ、効果大ニ著レ、以テ國家ノ興隆ヲ致セリ。朕即位以來夙夜兢兢トシテ常ニ紹述ヲ思ヒシニ、俄ニ災變ニ遭ヒテ憂悚交々至レリ。

輓近學術益々開ケ、人智日ニ進ム、然レトモ浮華放縱ノ習漸ク萌シ、輕佻詭激ノ風モ亦生ス。今ニ及ヒテ時弊ヲ革メスムハ、或ハ前緒ヲ失墜セムコトヲ恐ル。況ヤ今次ノ災禍甚々大ニシテ、文化ノ紹復、國力ノ振興ハ皆國民ノ精神ニ待ツチャ。是レ實ニ上下協戮、振作更張ノ時ナリ。振作更張ノ道ハ他ナシ、先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ、其ノ實効ヲ舉クルニ在ルノミ。宜ク教育ノ淵源ヲ崇ヒテ、智徳ノ竝進ヲ努メ、綱紀ヲ肅正シ、風俗ヲ匡勵シ、浮



華放縱ヲ斥ケテ、質實剛健ニ趨キ、輕佻詭激ヲ矯メテ、醇厚中正ニ歸シ、人倫ヲ明ニシテ、親和ヲ致シ。公德ヲ守リテ、秩序ヲ保チ、責任ヲ重シ、節制ヲ尙ヒ、忠孝義勇ノ美ヲ揚ケ、博愛共存ノ誼ヲ篤クシ、入リテハ恭儉勤敏業ニ服シ、産ヲ治メ、出テテハ己ノ利害ニ偏セスシテ、力ヲ公益世務ニ竭シ、以テ國家ノ興隆ト、民族ノ安榮、社會ノ福祉トヲ圖ルヘシ、朕ハ臣民ノ協翼ニ賴リテ、彌々國本ヲ固クシ、以テ大業ヲ恢弘セムコトヲ冀フ。爾臣民其レ之ヲ勉メヨ。

歷代詔勅集 終

歷代聖德集







○雄詔身を奮發して雄々  
○蓼津河内郡  
○國中河内郡  
○根市村の内

○ほせること  
○八十梟師  
○兄磯城大  
○和の地名大  
○城の上下郡  
○磐余邑郡大  
○和の地名大  
○天平瓮郡大  
○の皿の如き形  
○の土器を云ふ  
○の盛土を云ふ  
○用ひる神を  
○に供ふるが故  
○に神に祈りて  
○は神に祈りて  
○を神に祈りて  
○とが呪詛に祈りて

示て、神祇を禮ひ祭ひて、背に日神の威を負ひて、影の隨に壓ひ躡まむには若  
じ。此如ば則ち刃に血ぬらずして、虜必ず自らに敗れなむ。僉な曰く、然りと。  
是に於て軍中に令ちて曰く、且く停まれ、復た勿進みそと。乃ち軍を引きて還  
りたまふ。虜も亦敢て逼めまつらず。却りて草香津に至りて、盾を植て、爲めに  
雄詔る。因りて改めて其の津を號けて盾津と曰ふ。今蓼津と云ふは訛れるなり。  
九月甲子の朔、戊辰の日(五日)、天皇、彼の菟田の高倉山の巔に陟りまして  
城中を瞻望する時に、國見岳の上に則ち八十梟師あり。又、女坂に女軍を置き、  
男坂に男軍を置き、墨坂に煉墨を置く。具に女坂男坂墨坂の號は此に因りて起  
れるなり。復た兄磯城の軍有りて、磐余邑に布き滿めり。賊虜の據る所は皆是  
れ要害の地なり。故れ道路絶え塞ぎ、通る可き處なし。天皇惡みたまふ。是の  
夜、自ら祈て寝ませり。夢に天神ましまして訓へまつりて曰く、宜しく天香山  
の社の中の土を取りて、以て天平瓮、八十枚を造り、並せて嚴瓮を造りて、天  
神地祇を敬ひ祭るべし。亦た嚴咒詛を爲よ、此の如くせば則ち虜おのづからに  
平伏なむと。天皇、祇んで夢の訓を承たまひて、依りて以て行たまふ。時に弟

○磯城の八十  
○梟師の長  
○弟の類を總  
○云ふねば土

○手抉て土を  
○丸めて中を  
○指で窪めて  
○つた土器を  
○丹生川の陀  
○郡丹生神の

猾又た奏して曰く、倭の國の磯城邑に、磯城の八十梟師あり、又、高尾張邑に  
(或本云葛城邑也)、赤銅の八十梟師あり。此の類、皆、天皇と距ぎ戦はむと欲  
す。臣竊かに天皇の爲めに憂ひ奉る、宜しく今當に天香山の壻を取りて、以て  
天平瓮を造りて、天社國社の神を祭ひて、然して後に虜を撃ちたまはむ、則ち  
除ひ易けむと。天皇、既に夢の辭を以て、吉き兆なりとしたまふ。弟猾の言す  
ことを聞しめすに及びて、益々懷に喜び給ふ。乃ち、椎根津彦に、弊衣服及囊  
笠を著せて、老人の貌に爲り、又、弟猾をして、箕を被せて老嫗の貌に爲らし  
めて、勅して曰く、宜しく汝二人、天香山に到きて、潜かに其の巔の土を取り  
て可來旋、基業の成らむ成らじは、當に汝を以て占はむ、努力慎めと。是の時  
に虜の兵、路に滿みて、往還ふこと難し。時に椎根津彦乃ち祈ひて曰く、我が  
皇、能く此の國を定め給ふべきならば、行かむ路、自ら通れ、如し能はずば賊  
必ず防禦がむと。言訖りて徑に行く。時に群虜、二人を見て大に咲ひて曰く、  
大醜や、老父老嫗と、則ち相與に道を鬪きて行かしむ、二人其の山に至ること  
を得て、土を取りて來歸れり。是に於て天皇甚に悦びたまひて、乃ち此の壻を















疫病始めて息み、國內漸く謐まり五穀既く成りて百姓饒はひぬ。(日本書紀)

### 垂仁天皇

#### 殉死を禁ぜらる

天皇、生れまして岐嶷なる姿まし、壯りに及びて倜儻て大なる度ます。率性、眞に任せて矯し飾る所なし。

二十八年冬十月丙寅の朔、庚午の日(五日)天皇の母弟倭彦命薨す。十一月丙申の朔、丁酉の日(二日)倭彦命を身狭桃花鳥坂に葬る、是に於て近習者を集へて、悉く生けながらにして、陵の域に埋め立つ、日を數て死せずして、晝夜泣吟ふ。遂に死にて爛ち晁り、犬鳥聚り噉む。天皇、此の泣吟つ聲を聞き、心に悲傷ます。群卿に詔して曰く、夫れ生けるときに愛みしを以て、亡る者に殉はしむるは是甚だ傷きわざなり、其れ古風と雖も、良からずば何ぞ従はん、今より以後、議りて殉死を止めよと。

○岐嶷―身の丈高いことである。○倜儻―文選に卓異なり。○身狭―不羈なりとある。○桃花鳥坂―高市郡鳥坂にある。ツキ坂である。

○土部―埴土を以て器物を作る部族なり

○鍛地―土物を作る地の義である。○しは特別である。○あつて普通は「かたし」は鑄物の義であつて鑄師のことである。

三十二年秋七月甲戌の朔、己卯の日(六日)皇后、日葉酢媛命(一に云、日葉酢根命)薨りましぬ。葬りまつらむとすること日あり。天皇、群卿に詔して曰く、死に殉ふの道、前に可からずといふことを知れり。今此行の葬にいかせむやと。是に於て野見宿禰進みて曰く、夫れ君王の陵墓に生人を埋立つるは不良、豈に後葉に傳ふことを得ん乎、願くは今將に便なる事を議りて之を奏さむと。則ち使者を遣はして、出雲國の土部、壹百人を喚し上げ、自ら土部等を領ひて、埴を取りて以て、人馬及び種々の物の形を造作りて天皇に獻りて曰く、今より以後、是の土物を以て、生たる人に更易て陵墓に樹て、後葉の法則と爲むと、天皇、是に於て、大いに喜びたまひて、野見宿禰に詔して曰く、汝の便なる議、寔に朕が心に洽へりと、則ち其の土物を始めて日葉酢媛命の墓に立てたり。仍て是の土物を号て埴輪と謂ふ。亦の名は立物なり。仍りて命を下して曰く、今より以後、陵墓に必ず是の土物を樹て、人を無傷りそと。天皇厚く野見宿禰の功を賞め玉ふ。亦た鍛地を賜ひ、即ち土部職に任せ玉ふ、因りて、本姓を改めて土部臣と謂ふ。是れ土部連等が天皇の喪葬を主る縁なり。所



謂、野見宿禰は、是れ土部連等の始祖なり。(日本書紀)

### 農事を勧めらる

三十五年秋九月、五十瓊敷命を河内國に遣はして、高石池、茅渟池を作らしむ。冬十月、倭の狭城池及び迹見池を作らしむ。是の歲、諸國に令て、多く池溝を開らしむること數八百あまり、農を以て事と爲す。是に因りて百姓、富み寛にして天下太平なり。(日本書紀)

## 仁德天皇

### 高臺の炊煙

四年春二月己未の朔、甲子の日(六日)群臣に詔して曰く、朕、高臺に登りて遠に望むに、烟氣、域の中に起たず、以爲に百姓既に貧しくして、家に炊く者無さか、朕、聞く、古の聖の王の世には人々詠徳る音を誦げて、家々康哉な

○聖一聖帝、日知であつて日の如く天下を知らしめすの意。

○繡衣一周禮に王位設二繡衣一とある。オホミソは大御衣で天子の御服である。

りと云ふ歌ありと、今、朕、億兆に臨みて、茲に三年になりぬ。頌、聆えず、炊烟轉よ疎かなり、即ち知りぬ。五穀登らて百姓窮り乏しからむことを、封畿内すら尙ほ給かざる者あり、況んや畿外諸國をやと。三月己丑の朔己酉の日(二十一日)詔して曰く今より之後、三載に至るまで、悉く課役を除めて、百姓の苦を息へしめよと。是の日より始めて、繡衣、鞋履、弊れ盡さざれば、更に、らず、温飯、煖羹、酸り餒らざれば易ず、心を削くし志を約めて、無爲に従事す。是を以て宮垣崩るれども造らず、茅茨壞るれども葺かず、風雨隙に入りて衣、被を沾し、星辰壞より漏りて、床蓐露はなり、是の後、風雨時に順ひ、五穀豊穰なり。三稔の間に、百姓富にて、頌徳既に滿ち、炊烟亦た繁し。

七年夏四月辛未の朔に、天皇臺上に居して、遠かに望むに烟氣多に起つ、是の日、皇后に語りて曰く、朕、既に富めり、豈に愁ふること有らんやと。皇后對へて諮さく、何をか富めりと謂すと。天皇曰く、烟氣國に滿つ、百姓自ら富めるかと。皇后且た言さく、宮垣壞れて修むることを得ず、殿屋破れて衣被露



○壬生部—皇  
子等産生せる  
時に諸部を仕  
奉る諸部をい  
ふ。  
○葛城部—皇  
后の本郷であ  
る地名をとり  
て名つけたの  
である。  
○黔首—人民  
のこと。  
○遺を拾はず  
—路に落ちた  
ものを拾はず  
といふ意であ  
る。  
○簀—持籠  
（モツコ）であ  
る。

にしほるる。何ぞ富めりと謂ふやと。天皇曰く、其れ天の君を立つることは、是れ百姓の爲なり、然らば則ち、君は百姓を以て本と爲す、是を以て古の聖の王は、一人も飢寒ゆるときは、顧みて身を責む、今、百姓の貧しきは、則ち朕が貧しきなり。百姓の富めるは、則ち朕が富めるなり。未だ百姓富みて、君の貧しきは有らざるなりと。秋八月己巳の朔、丁丑の日（九日）大兄去來穗別皇子の爲に壬生部を定む、亦た皇后の爲に葛城部を定む。九月、諸國悉く請して曰く、課役、並に免されて三年に經りぬ。此に因りて宮殿朽ち壞れて、府庫已に空し、今、黔首、富饒ひて、遺を拾はず、是を以て里に鰥寡なく、家に餘の儲あり、若し是の時に當りて、税調を貢りて、宮室を修理に非れば、懼らくは罪を天に獲むと。然れども猶ほ忍びて聽したまはず。

十年冬十月、甫めて課役を科せて宮室を構造らる。是に於て、百姓領されずして、老を扶け幼を携へて、材を運び、簀を負ひ、日夜を問はずして、力を竭して争ひ作る、是を以て、未だ幾時も經ずして、宮室悉く成りぬ。故に今に聖帝と稱めまをす。（日本書紀）

○兎餓野—攝津國八田郡

兎餓野のさを鹿

三十八年春正月癸酉の朔、戊寅の日（六日）八田皇女を立て、皇后と爲たまふ。秋七月、天皇、皇后と高臺に居し、避暑たまふ時に、毎夜、兎餓野より鹿の鳴聞ゆることあり。其の聲、寥亮にして、悲し、共に可憐とおほす情を起したまふ。月盡に及びて鹿の鳴聆えず。爰に天皇皇后に語りて曰く、是夕に當りて鹿の鳴ざるは其れ何の由ぞと、明日、猪名縣の佐伯部、菘草（みにえ）を獻る天皇、膳夫に令て問はしめて曰く、其の菘草（みにえ）は何物ぞ、對へて言く、牡鹿なりと、何處の鹿ぞと問ふ、曰く兎餓野なりと、時に天皇、以爲さく、是の菘草は必ず其の鳴さし鹿ならんと、因りて皇后に謂て曰く、朕、比に懷抱つゝ、鹿の聲を聞きて慰む。今、佐伯部の鹿を獲れる日夜、及び山野を推れば、即ち鳴さし鹿に當れり。其の人、朕が愛することを知らて、適逢に獮獲たりと雖も、猶ほ已むを得ず、恨しきことなり。故れ佐伯部をば、皇居に近づくることを欲せずと。仍ち有司に令ちて、安藝の淳田に移郷す。（日本書紀）

○猪名縣—攝津國河邊郡爲  
奈野—菘草—人  
（菘草）—人に  
物品を贈る時  
菘草を包むる  
菘草を包むる  
を下のひくわ  
らを下にひく  
で贈答品のこ  
とである。



### 允恭天皇

#### 帝位は鴻業なり

天皇、岐嶷かひろより總角あけまきに至りて、仁惠にゑますく儉下けんげたまへり。壯たけななるに及びて篤あつく病まひみて、容止ようし便べんもあらず、六年春正月に、瑞齒みづは別わか天皇崩ひろじたまふ。爰こゝに群ぐん卿けい議ぎりて曰いはく、方に今、大鷦鷯おほささぎ天皇の子は、雄朝津間稚子宿禰皇子おほあつまわくしと大草香皇おほくさか子ことなり、然るに、雄朝津間稚子宿禰皇子おほあつまわくしは、長ながにして仁孝にこうなりと、即すなはち吉日きつじつを選えらびて、跪ひざまきて天皇の璽しを上ある、雄朝津間稚子宿禰皇子おほあつまわくし謝まがりて曰いはく、我が不ふ天あまこと久ひさしく、篤あつき病まひに離かりて歩ありて能あたはず、且かつつ我われ既に病まひを除のむと欲ほして、獨ひとりり奏そう言げんさずして、密ひそかに身みを破やりて病まひを治なめたるも、猶なほ差さることなし、是こゝにより、先まづの帝みかど、責せめて曰いはく、汝な患あ病まひと雖なほも縱たまに身みを破やれり、不ふ孝こう孰たれか茲こゝより甚こしからむ、其その長ながにして生なけりとも、遂ついにに天業あまのわざ繼つらすことを得えじと、亦またた、我われが兄あにの二ふた天皇あまのみかど、我われを愚おろなりとして輕かろむじたまへるは、群ぐん卿けい、共とも

○かぶる頭童  
なるは髪を剃りて  
髪を其まゝに被  
りて云へるに  
以て總角に對し  
たる名である  
○總角は髪を剃  
りたる髪を被  
上るに東髪を額  
をヒサコ花  
と云ひ頭上に  
分て結ぶに  
「アゲマキ」と  
云ふ。  
○六年熱田  
本興國本、舊  
事記等には五  
年とある。五  
○身を破りて  
術し給ひし科  
也

○忍坂大中  
命記に御子  
陀野皇弟  
若野皇弟  
娶野皇弟  
名弟伊呂  
比賣命、生  
太富子、亦  
意富子、中  
津比賣命、  
ある。忍坂  
郡の地、忍  
○洗手水、  
御手水、大  
取ふ時は盥  
取ふ時は盥

に知れる所なり。夫れ天下は大なる器なり、帝位は鴻業なり、且つ民の父母なり、斯れば則ち聖賢の職なり、豈下愚の任ならむや、更に賢王を選びて宜しく立つべし。寡人敢て當らじと、群臣再拜して言さく、夫れ帝の位は以て、久しく曠ひらしかるべからず、天命は以て謙ゆ距りべからず、今、大王、時を留め衆に逆らひて、位につき給はずば、臣等、恐らくは百姓の望絶ぞうぜつえなむことを。願ねがくは大王、勞いたしと雖も、猶なほ天皇の位に即つきたまへと。雄朝津間稚子宿禰皇子おほあつまわくし曰いはく、宗廟社稷そうぼうしゃいくを奉たるは重おもき事なり、寡人、篤あつく疾なんで、以て稱なふに足らずと猶なほ辭いなびて聽きしめさず、是に於て、群臣皆固く請して曰く、臣、伏して計あみるに、大王、皇祖の宗廟そうぼうを奉たけたまふに最も宜か稱なへり、天下の萬民ばんみんと雖も、皆以て宜しと爲す。願ねがくは大王、之を聽きしたまへと。

元年冬十有二月、妃、忍坂大中姬命にんさかちゆうひめのみこと、群臣の憂うれ吟げんに苦くるみて、親ら洗手水を執りて、皇子の前に進み、仍りて啓して曰く、大王、辭いなみたまひて、位に即つきたまはず、位、空しくて既に年月を経ぬ。群臣百寮、これを愁うれへて所ところ爲なを知らず願ねがくは大王、群ぐんの望ぞうに従したがひて、強つよひて帝位に即つきたまへと、然れども皇子聽きし



○鏡かなまり金屬製の  
柄ありである。

○太歳壬子  
東晉安帝義熙  
八年にあたる  
皇紀一〇七二

たまふを欲せずして、背居せまて言はず、是に於て、大中姫命、惶かしこまりて退まてむこ  
とを知らずして侍たり、四五剋いづとぎを經ぬ、此の時季冬しはすの節せりに當れり。風、亦た烈はげ  
寒し、大中姫命の捧さぐる鏡の水、溢ありて腕うでに凝りぬ。寒さに堪えて將に死な  
んとす、皇子顧みて驚きたまひ、則ち扶たすけ起して謂りて曰く、嗣ひつぎの位は重事な  
り、輒たすく就くことを得ず、是を以て今まで従はず、然るに今、群臣の請すこ  
と、事理灼然いんちなり、何て遂に謝いはむ耶と。爰に大中姫命仰あぎ歡よろこびて、則ち群卿  
に謂りて曰く、皇子、將に群臣の請すことを聽したまはむとす、今當に天皇の  
璽符せしるしを上つるべしと。是に於て群臣大に喜びて、即日、天皇の璽符を捧さげて再  
拜かて上つる。皇子曰く、群卿共に天下の爲めに寡人わづれに請ふ、寡人何て敢えて遂  
に辭いはむやと、乃ち帝位に即つきたまふ。是の年、太歳壬子(日本書紀)

### 雄略天皇

#### 山野の御獵

○遊あそばし、  
弓ゆみを射やつこと  
をいふ。  
○怒いかり  
をなす意。  
○在ある  
意。  
○丘かみ  
の意。  
○榛はり  
の枝えだと  
いふ。  
○木き  
の意。  
○今  
の意。  
○意  
の意。  
○今  
の意。  
○意  
の意。  
○今  
の意。

五年春二月、天皇、葛城山かつらぎやまに狩獵かりりし給ふ、靈鳥あやしきとり忽とかに來れり、其の大きき雀  
の如く、尾長おしながくして地に曳ひけり。且つ鳴きつゝ曰く、努力ゆめ、努力ゆめと。俄にして  
逐おはるゝ、嗔猪いかりち、草の中より、暴あからさまに出て、人を逐おふ、獺かりひと、樹きのに縁のり大に懼る。  
天皇、舍人とねりに詔して曰く、猛獸まうぶも人に逢あひては則ち止む、宜しく、逆射さかひて刺と  
めよと。舍人、性懦弱さがをぢくして樹に縁りて色を失ひ、五情ごじやう無主むしゆなり、嗔猪、直  
に來りて天皇を噬くひまつらんとす、天皇、弓を用もちて刺つき止めて、脚あしを舉あげて踏  
み殺したまふ、是に於て、田罷かりめて舍人を斬らむと欲す、舍人、刑じらるゝと臨まみ  
て歌を作うみて曰く、  
安やすみ知しし、我が大君の遊あそばし、猪の、怒聲うたぎ畏かしこみ、我が逃げ縁のりし、在ありて  
上の、榛はりが枝えだ吾わが兄あにを。  
皇后聞しめし悲しみ給ひ、感あを興おこし止めまつりたまふ、詔みことふて曰く、皇后、  
天皇に與あしたまはずして、舍人を顧あみ給ふやと。對こたへて曰く、國人たみ、皆謂まく、  
陛下、安野あきのしたまひて、獸しを好あみたまふと。無乃むしろ可よからざる乎、今、陛下、嗔  
猪の故を以て、舍人を斬りたまはゞ、陛下は譬たとへは豹狼おまかみに異ること無なけむと。















○大嘗云々、此御代の踐祚、行はれたる管、なれば當年の、新嘗の料は、ある、古昔は、新嘗の料物を、諸國に負せら、れたのである、柴垣宮、假宮、柴垣宮、假宮、記には天皇崩、御の御後、事、豊王聞、其飯、に上らしむと、ある、○乗驛、早馬、軍防令、義解、ある節、刀の意、では、其の符、信、の義である、○左右舍人、令左右舍人、舍人各八百、とある、は訓、如く、ミ、ト、コ、の舍人、即、御、許、處の、舍人、であ

郡に避け給ふ。  
清寧天皇の二年春二月、天皇、子なきことを恨みて、乃ち大伴室屋の大連を諸國に遣はして、白髮部の舍人、白髮部の膳夫、白髮部の靱負を置く、冀くは遺跡を垂れて、後に觀せしめよと。冬十一月に、大嘗供奉の料に依りて、播磨の國司に山部連の先祖、伊與來目部小楯を遣はす。赤石郡の縮見の屯倉首、忍海部造、細目が新室に於て、市邊押磐皇子の子の億計、弘計を見てつ、畏敬ひ兼抱り、君と奉爲らむと思ひ、奉養ること甚だ謹みて、私のもを以て供給る便ち柴の宮を起て、權に安置まつり、乘驛にて馳せ奏せり、天皇、愕然驚歎きたまふこと稍久しくして、愴み懷して曰く、懿ひ哉、悦ばしき哉、天、博愛を垂れて、賜ふに兩兒を以てすと。是の月に、小楯をして、節を持ちて、左右の舍人を將て赤石に至りて迎へ奉らしむ。三年春正月丙辰の朔、小楯等、億計弘計の王を奉じて攝津國に到り、臣連をして節を持ち、王の青蓋車を以て、宮中に迎へ入れしむ。夏四月、乙酉の朔、辛卯の日(七日)、億計王を以て皇太子と爲たまひ、弘計王を以て、皇子と爲たまふ。

○王の青蓋車、記に、この事が、潤色したものを、か。

○日月出づる、とともし、やまじ、莊子、逍遙遊篇に、出る句から、日、もぬ、し、び、は、入、らぬ、し、び、が、消、ぬ、の、は、日、月、が、消、ぬ、時、雨、降、れ、ば、か、け、水、は、徒、勞、か、で、け、る、の、は、兄、尊、の、ま、る、し、ま、す、に、弟、と、し、御、す、る、下、に、不、可、し、事、を、御、警、の、あ、り、し、事、で、あ、る。

清寧天皇の五年春正月、天皇崩さり給ふ。是の月、皇太子億計王、弘計王と位を譲り給ふこと、久くして處たまはず。十二月、百官、大いに會へり。皇太子、億計、天皇の璽を取りて、之を弘計王の坐に置きて、再拜みて諸臣の位に従て曰く。此の天皇の位は、功ある者、以て處りたまふ可し、貴きを著はして迎を蒙りしは皆弟の謀なり、天下を以て顯宗天皇に譲ると。天皇願譲るに弟なりといふを以てし、敢て位に即くことなし。又、清寧天皇、先に兄に傳へむと欲して皇太子を立てたまへるを奉はりて、前にも後にも固く辭みて曰く、月日出づるとも燭火息まずば、其の光に於て亦た難らずや、時雨降れども猶ほ浸灌ぐ、亦た勞しからずや、人の弟として貴ぶ所のものは、兄に奉へて難を逃脱むことを謀り、徳を照し、紛を解きて處ること無し。即ち處ること有らば弟恭の義に非じ、弘計は處るに忍びず、兄、友び、弟恭あるは、不易の典なりと、諸を古老に聞きぬ。安んぞ自獨皇太子を輕しめまつらむと。億計の曰く、清寧天皇は、吾れ兄なるの故を以て、天下の事を擧げて先づ我に屬けたまひき。我は其れ之を羞づ、惟みるに大王は道、利遁るゝを建て、之を聞くもの歎息く。帝



○憫々たる措紳云々公卿等が清寧天皇に皇胤を申しさぬを憫へし出玉ひてよろこぶのである○哀々たる黔首皇胤をかなしまぬをかなしめる萬民もな此度皇胤の出玉へば土をふみ安堵の御恩に逢へると悦ぶのである

の孫を彰顯す、之を見る者殞涕ぶ、憫々たる措紳、天を戴く慶びを荷ふことを忻ぶ、哀々たる黔首、地を履む恩に逢ふことを悦ぶ、是を以て克く四維を固めて、永く萬の葉を隆えたまふ。功、造物に隣くして、清き猷、世に映れり。超いな哉、邈なる哉、學に得て稱くること無し。是を兄と曰ふと雖も、豈に先に處らむ乎、功に非ずして據るときは、咎悔必ず至りなむ。吾れ聞く、天皇は以て久しく曠しかる可らず、天命は以て謙拒ぐ可らずと。大王は社稷を以て計と爲し、百姓をもて心と爲たまへりと。言を發げ、慷慨みて流涕に至る、弘計王、是に於て、終に處たまはじと知りて、兄の意に逆はず、乃ち聽して御座に即きたまふ、世、其の能く實を以て讓ることを嘉へて曰く、宜なる哉、兄弟怡々く、天下徳に歸る、親族篤ぶるときは、則ち民仁を興すと。(日本書紀)

顯宗天皇を泣諫せらる

顯宗天皇二年秋八月己未朔、天皇、皇太子億計に謂りて曰く、吾が父先王罪なきに、雄略天皇、之を射殺して骨を郊原に棄て、今に至るも未だ獲ず、憤歎

○父之讐以下  
禮曲禮に出づ

○市朝一人の  
群集する所の  
(市と朝廷と  
の義)

懷に盈つ、臥しつゝ泣き、行く號びて、讐耻を雪めむと志ふ。吾れ聞く、父の讐は共に天を載かず、兄弟の讐は兵を反さず、交遊の讐は國を同じうせずと。夫れ匹夫の子だに、父母の讎に居て、苦に寝、干を枕にして國を、與共にせず諸を市朝に遇へば、兵を反さずして便ち闘ふ、況んや吾れ立て天子たること、今に二年になれるをや。願くば其の陵を壞ちて、骨を摧きて投散さむ。今、此を以て報いなば、亦孝にあらざらむやと。皇太子億計、獻欷きて答ふることを能はず、乃ち諫めて曰く、不可なり。雄略天皇は、萬機を正しう統べて、天下に臨照たまひ、華、夷、欣び仰ぐ天皇の身なり、吾が父の先王は是れ天皇、子と雖も、迤邐に遭遇て、天位に登りたまはず、此を以て之を觀るに、尊卑は惟れ別なり、而るを忍びて陵墓を壞たば、誰をか人主として以て天つ靈に奉らむ。其れ毀つべからざるの一なり、又、天皇と億計と、曾て清寧天皇の厚き寵、殊なる恩びと蒙遇らざれば、豈に實位に臨まむや、雄略天皇は清寧天皇の父なり億計、諸を老賢に聞く、老賢曰く、言として酬いざるは無く、徳として報へざるは無しと、恩有りて報へざるは、俗を敗ること深きものなり、陛下、國を饗



○役—政府の  
土木事業につ  
かはれる義務  
労働。

て德行廣く天下に聞ゆ、陵を毀ちて齏りて、華、夷に見さば、億計、恐らくは  
其れ以て國に莅みて、民を子ふ可らざらむことを、其れ毀つべからざるの二な  
りと。天皇曰く、善き哉と。役を罷め令めたまふ。(日本書紀)

### 皇極天皇

#### 親ら雨を祈らる

天皇の元年六月大に旱す。秋七月戊寅の日(二十五日)、群臣相謂りて曰く、  
村々の祝部の所教の隨に、或は牛馬を殺して、諸社の神を祭ひ、或は頻りに市  
を移し、或は河伯に禱れども、既に所効なしと。蘇我大臣報へて曰く、寺々に  
於て、大乘經典を轉讀まつる可し。過を悔ゆること、佛の所説が如く敬みて雨  
を祈むと。庚辰の日(二十七日)大寺の南庭に於て、佛菩薩の像と四天王の像と  
を殿ひて、衆僧を屈請て、大乘經等を讀ましむ、時に蘇我大臣、手に香鑪を執  
り、香を燒きて發願ふ。辛巳の日(二十八日)微し雨ふる。壬午の日(二十九日)

○祝部—神を  
祭ること司  
る者、神官。

○四方を拜み  
後世の四方  
とは意味が  
ちがうて、只  
拜ちがうて、  
ちがうて、只  
つたので、祈

雨を祈ふこと能はず、故に讀經を停む。八月甲申朔、天皇、南淵の河上に幸し  
て、跪きて四方を拜み、天を仰いで祈ひたまふ。即ち雷鳴り大雨ふる、遂に雨  
降ること五日、天下に溥潤しつ。是に於て天下の百姓、俱に稱萬歲ひて、至德  
天皇と曰す。(日本書紀)

### 聖武天皇

#### 仁 慈

天平三年冬十一月辛酉、是より先、車駕、京中を巡幸す。道、嶽邊を経て、  
囚等の悲吟叫呼ぶ聲を聞しめさる、天皇憐愍み給ひ、使を遣はして、犯狀の輕  
重を覆審せしめらる、是に於て、恩を降して威死罪已下を免じ、並びに衣服を  
賜ひ、其れをして自ら新ならしめたまふ。(續日本紀)



### 桓武天皇

#### 土木の停廢

天皇性至孝なり、太宗天皇崩りたまふに及び、殆ど喪に勝えず、歳時を踰ゆと雖も、服を釋くことを肯きたまはざりき。天皇、徳度高時、天姿巖然たり。文華を好ませたまはず、遠に威徳を照したまへり。宸極に登りたまひてより、心を政治に勵まし、内、興作に事へ、外、夷狄を攘ひたまふ、當年費すと雖も後世頼れり。

○徳度高時御めぐみ深くとも高潔なること。

延暦二十四年十二月七日、中納言近衛大將從三位藤原朝臣内麻呂、殿上に侍す、勅あり、參議右衛士督從四位下藤原朝臣緒嗣と、參議左大辨正四位下菅野朝臣眞道とをして、天下の徳政を相論せしめたまふ、時に緒嗣、議りて云く、方今、天下の苦しむ所は軍事と造作となり、此の兩事を停めば、百姓安からむと。眞道、異議を確執りて肯聽かず、帝、緒嗣の議るところを善しとし、即ち

停廢に従ひたまへり。有識之を聞きて感歎せざるもの莫し。(日本後紀)

### 淳和天皇

#### 殺生の禁を緩めたまふ

天皇、嘗て僧道昌に問ひて曰く、帝王殺生の罪は、臣下に孰れぞやと。對へて曰く、帝王重く、臣下輕し。小僧、毎に虞人供御の者を見るに、鮮を割くと數十。一御の費、多く飛走を兼ね。羞むる所少しと雖も、殺す所亦多し、故にその罪重し。臣下に至りては、則ち然らず。山澤禁ありて、縦に獵すること聽さず。弋釣の獲る所、纔に口腹に資するのみ。故に、其の業輕しと。天皇曰く、善しと。是より遊虞を省き、山澤の禁を緩めたりき。(大日本史)

### 仁明天皇

#### 衆藝に秀いでさせ給ふ

帝、叡哲聰明にして、衆藝を苞綜し、最も經史に耽り、講誦して倦ず。能く

○虞人―天子のことを云ふこと。飛走―禽獸のこと。

○遊虞―奄虞などの虞と同じで樂しむこと、即ち遊樂を云ふ。



○桂下漆園の別號。莊子の別號。

○御す―お出になること

○方經を誥じて處方を誥じてみるので。

○重劑す―同じ薬を再度飲んで。

○駁論―辨駁の議論。

漢音に練し、其清濁を辨ず。桂下漆園の説、群書治要の流、凡そ厥の百家に通覽せざるところなし。兼て文藻を愛し書學を善くす。淳和天皇の草書と、人、別つこと能はず。並に弓射に工にして、屢、射場に御す。琴を鼓し、管を吹くに至つては、虞舜漢成の兩帝も、之に過ぎず。意を醫學に留め、盡く方經を誥じたれば、當時の名醫も敢て抗論せず。帝、嘗つて縱容として侍臣に謂ひて曰く、朕、年甫めて七齡にして、腹結病を得たり。八才にして、臍下絞痛の痾を得たり。尋いて、頭風を患ふ。元服を加ふるの後三年にして初めて、胸病を得たり。其病の體たるや、初め心痛に似て、稍錐刺の如し、遂に以て増長し刀割の如し。是に於て、七氣丸、紫苑、生薑湯を服するに、初め効ありしが加きが後重劑すと雖も、曾て効驗あらず。冷泉聖皇、之を憂ひて勅して曰く、予も昔亦、此病を得たり。衆方効あらざれば、金液丹並びに白石英を服さんと欲す。衆醫之を禁じて許さず。予猶ほ、強服して遂に、疾を愈するを得たり。今患ふ所を聞くに草藥の治さむ可きにあらず。金液丹を服すべし。若し諸俗醫鑿等に問へば、必ず駁論して肯ぜざらん。宜しく、海淡水子を喚びて、細やかに論問

○救解―おさまること。

○嘿す―黙と同じで、彩すること。

し、この言説に隨へて之に服すべし。虔しみて、勅旨を奉じ、茲に丹藥を服すに、果して効驗を得、兼ねて、救解を爲す。(續日本後紀)

### 清和天皇

#### 貞觀の治

天皇、風儀甚だ美にして、端儼神の如し。性、寬明にして仁恕、穩和にして慈順、臥立、領聞して輟す。發言舉動の際は禮度に遵ふ。好んで書傳を讀み、釋教に潜思す。鷹犬漁獵の娛、未だ嘗て意に留ず。疊々焉として人君の量あり外祖太政大臣忠仁公、朝に當り攝政樞機するに整密なれば、家治りて寧靜なり。天皇、己を恭し、成を仰ぎ嘿して憲綱を握らんとす、已にして、忠仁公薨す。天皇躬ら政治を親しくし、率ね恭儉に由れり。後、太政大臣昭宣公、大納言より、右大臣に遷り、萬機を助理す。務、補益に在り、吏、其の職人を稱し、其慶に頼る。朝廷無事にして、内外肅然たり。故に、後の前事を談ずる者は、貞



觀の政を忍ばざるはなし。

### 佛教に歸依し頭陀を行じ給ふ

○歸念苦空を發し給へる様々  
 ○下云々豊姿以下云々聲色を斷つた様の云々  
 ○頭陀僧の行を乞ひて修する事  
 ○佛壇は佛所にある高處

天皇、皇位を遜りてより、清和院に御す。念を苦空に歸し、心を菩提に發す。朝夕の膳、菜蔬を御するに在り。妍狀豊姿に顔色を賜ず。嬾を私にし、寵を引くを斯れより斷てり。遂に山莊に御し、落飾して入道す。是の時僧正宗叡侍す。山莊は即ち圓覺寺なり。天皇、事を頭陀に寄せ、意を經行に切せり。便ち名山佛壇を歴覽せんと欲す。是に於て、山城國貞觀寺より始め、大和國東大寺、香山、神野、比蘇、龍門、大瀧、攝津國勝尾山、諸の名ある處に至る。經廻して佛を禮し、或處は留住、旬を踰ゆ。乃ち去りて勝尾山より山城國海印寺に歸り俄に丹波國水尾山に入り定めて終焉の地となす。自後、酒酢鹽豉を御せず。二三日を隔てて、齋飯を進ぜしむ。六時の苦修焦毀して、削るが如し。業累を斷除して、禪念、逾々劇し。恒に此身を厭ひ、膳を御せずして、之を捨てんと欲す。夫の沙門修練者の難行とする所、緇徒精進者の高迹をもなさんとするに至

○六時の苦修  
 ○佛教で一日  
 ○夜を晨朝、夜を後夜に分けてみる朝の苦修を指し

○たもの。沙門緇徒。佛徒の異名。○金剛輪陀羅尼。佛經の天子。○宸儀。天子のお姿。○梓宮。天子の棺を云ふ。○殿。指してゐる。

り。尊さの極みに居ると雖も盡く之を蹈む。疾に寝て大に漸むや、近侍の僧等に命じて、金剛輪陀羅尼を誦せしむ。正に西方に向つて結跏趺座し、手に定印を結びながらに崩ぜり。宸儀、動ず。儼然として生るが如し。念珠、猶懸りて御手に在りき。梓宮に棺を御す。其制典、聖躬坐崩するを以て、遂に頽臥せざる也。(三代實錄)

### 宇多天皇

#### 鳥類を愛し給ふ

帝、嘗て曰く、幼より生鮮を食せずして、心を沙門に歸し、八九才の時、比叡山に登りて、僧儀を愛慕し、之より常に諸寺に遊べりと。又曰く、童稚の日より、念を作して、生類を傷けず。即位來、鷹鷗を愛すと雖も、敢て獲ること食らず、ただ、幽間を助くるのみ。靜かにしてこれを惟へば、此亦煩惱なりきと。(大日本史)

○愛鷹鷗。鷹や隼たかぶさを愛好なされ。○幽間を助くる。法とのこと



### 賢聖の障子

南殿の賢聖の障子は、寛平の御時、初めて書かれけるなり。その名臣と云ふは、馬周、房玄齡、杜如晦、魏徵、諸葛亮、蘧伯玉、張良、第五倫、管仲、劉禹、子産、蕭何、伊尹、傅説、太公望、仲山甫、李勣、虞世南、杜預、張華、羊祐、楊雄、陳寔、班固、桓榮、鄭玄、蘇武、倪寛、董仲舒、文翁、賈誼、叔孫通等なり。この人々の影を書れけり。かの麒麟閣の功臣を圖せられたる跡を追れけるにや。初め色紙形に銘を書かれけり。(古今著聞集)

今の世までも賢かりし事は、延喜天曆と申し慣したれど、此の御世こそ上代によれば、無爲の御政なりけんと推し量られ侍る。

○麒麟閣一李  
白の塞下曲か  
ら出たもので  
功成畫二麟閣一

○上代によれ  
ば無爲の政な  
り事變がな  
く至極無事平  
穩な様

### 醍醐天皇

#### 寒夜御衣を脱して民苦を察し給ふ

天皇、精を勵し治を圖り、百姓を哀矜し、寒夜、親ら御衣を脱して、以て民間の凍餒を省す。群臣の奏對ごとに、必ず顔を和けて之に接す。嘗て曰く、威嚴外に見るれば、盡言を爲し難し。朕、人を待つごとに、必ず辭色を假す。庶はくは、忠讜を導き、以て啓沃を求めんと。是の時、國家無事、百姓堵に安ず。世、以て仁徳帝に比す。後の治を言ふもの、皆延喜を稱す。(古今著聞集)

天皇、久しく世を保たせ給ひて、徳政を好み行はせ給ふ事、上代に超えたり。天下泰平民間安穩にて、本朝仁徳の古き跡にも准へ、異域堯舜の賢き道にも比へ申しさ。

○哀矜一あは  
れむこと。

○百姓堵に安  
ず一堵は垣の安  
が事堵は垣の  
が家に於て人  
樂々と安じて  
ふること云



### 朱雀天皇

#### 政に寛仁を尙ばる

天皇、政、まつりごと寛仁を尙ぶ、議者以爲らく、寛に過ぎたりと。藤原忠平、嘗て従容として奏聞す。天皇曰く、朕、之を先帝に聞く。公の先人嘗ていへり。政は琴を張るが如く、大絃急なれば則ち小絃絶つと。朕、若し嚴急ならば、下民何ぞ堪へんと。(大日本史)

### 村上天皇

#### 天曆の治

天皇、賢明の御ほまれ、先皇の跡をつぎ申させ給ひければ、天下安寧なることも延喜、延長のむかしにことならず。文筆諸藝々好みたまふこともかはりま

○先皇—朱雀天皇。

さざりけり。よろづのためしには延喜、天曆の二代とぞ申侍る。もろこしのかしこき明王も二三代とつたはるはまれなりき。周にぞ文、武、成康。漢には文景などぞありがたきこと申しける。光孝かたはらよりえらばれたちたまひしにうちつゞきて明王のつたへたまひし、わが國の中興すへきゆへにこそ、はんべりけめ。(神皇正統記)

村上の御時、南殿に出御ありけるに、諸司の下部の年たけたるが、南階の邊に候ひけるを召して、當時の政道をば、世にはいかゞ申すと御尋ねありければめてたく候とこそ申候へ。但主殿寮に松明多く入り候。率分堂に草候と奏したりければ、御門大きに耻ぢ思しめしてけり。させる公事の日にはあらざりけるにや。松明のいと申すは、公事の夜に入るよしにて侍り。率分堂に草のしげれるとは、諸國の貢物の參らぬよしなるべし。いみじく申したりけるものなり

(古今著聞集)

此の天皇賢明の御譽、先皇の跡を繼ぎ申させ給ひければ、天下安寧なることも、延喜延長の昔に異ならず、文筆諸藝を好み給ふ事も變りまざりけり。萬

○主殿寮—宮内省の被管に屬せし寮。



の例には、延喜天曆の二代とぞ申し侍る。(神皇正統記)

### 一條天皇

#### 淳素に反るを要す

帝、慈仁を心となし、常に民庶を憫あはれむ。寒夜嘗て御衣を脱す。上東門院、異みて之を問ふ。帝曰く、方今天寒し、天下の窮民、其堪えざるものあらん。朕豈獨り重襲かさねするに忍びんやと。學を好み文を崇び、詞藻、人に過ぎ、兼て絲竹に妙たなり。藤原齊信、人に語りて曰く、我、嘗て汲引する所あり、將に私に奏請せんとす。適玉音を聞く、曰く、凡そ事須らく淳素に反るを要すべしと。我内甚だ愧はぢ、終に請ふこと能はずして止みぬと。時に藤原道長、日に御膳を獻りしが、此の言を聞きてより、復進御せず。(大日本史)

○汲引する！  
他人を引きあげること。  
○玉音を聞く  
天子の御言葉

### 後一條天皇

#### 民の勞を憚らる

天皇、頗る文藻に富ませられ、史記、文選を、大江舉周おほえのたかちかに受け給ふ。其の位にましまし、とき、民を勞することを憚らせ給ふ。葬りまつるに及びて、役夫、相語りて曰く、「二十年間、我等をして肩を息めしめ給へり。今にして、力を效いたさざるべからず」と。(大日本史)

○役夫やくぶにぶやくのにんそく

### 後三條天皇

#### 皇綱再び張る

一條帝以來、政、相門まづりに歸し、朝憲、稍弛ゆるめり。帝、剛健嚴明にして、牽制を受けず。精を勵まし治を圖り、躬機務を親せしかば、俗、淳素に反り、規模

○相門まづりに歸す  
○將の手に歸したること。  
○機務きむ政務のこと。



大に定り、公道に是從ひ、請託行はれず、理、苟も合ざれば、則ち太后の言ふ所と雖も猶肯て従はざりき。是より皇綱再び張り、群下肅然たり。

### 儉素を尙ばる

後冷泉天皇の末年、風俗華侈、下吏の車と雖も、これを飾るに金を以てす。天皇、其の弊を革めんと欲し給へり。即位の初、石清水に幸す。都人士女、出てて鹵簿を拜み奉る。車、金飾ある者は、天皇、爲に鑾輿を駐め、命じて盡く剔がしめ給ふ。唯乳母の乗る所のみ、請ひて僅に免るゝを得たり。後賀茂に幸す。金にて車を飾れる者、絶えてなかりき。

天皇、専ら儉素を尙ばせられ、御扇は、檜柄、藍紙を用ひ給ひ、また青魚の頭を炙り、胡椒を塗りて、以て御膳に充て給ふ。其の圓宗寺を造り給ふに方りても、國用を損ぜんことを慮らせられ、力めて質樸に従ひ給ふ。(古事談、今鏡)

## 白河天皇

### 天下意の如くならざる者

帝、性嚴にして温雅、頗る後三條帝の風おはしまし、信賞必罪、剛斷果決、政、宸衷より出て、相門手を斂めけり。嘗て仰せたまはく、「天下意の如くならざる者は、たゞ鴨河水、雙陸の采、山法師のみ」と。また射を善くし給ひ、詩歌を好ませられ、勅して後拾遺和歌集、金葉和歌集、續本朝秀句を撰ばしむ。篤く佛法を信じ、自ら金字大藏經を書し給へり。(大日本史)

## 堀河天皇

### 上なき御禱

堀河院の御宇、きはめて貧しき所の衆あり。衆のまじらひすべきにて有りけれ

○宸衷より出づ心より出づること。



ども、如何にも思ひ立つべき事なし。此の事營までは、衆にまじらん事叶ふまじ。よし世に立ち廻るとも人ならず。斯る身は、あるに甲斐なき事なれば、出家入道して失せなんとぞ思ひたりける。されば、日來の前途、後榮も空しくなり、年來の妻子、所従も殘惜しく、朝夕に參りつる御垣の内を振り捨て、山林に流浪せん事も悲しく、前世の戒徳の薄さも思ひ知られて、唯泣くより外の事なし。主上は、かねて近習の女房、侍臣などに、内々仰の有りけるは、「率土の濱皆王民、遠民何ぞ疎く、近民何ぞ親しからん。普く恵を施さばやと思し召せども、一人の耳、四海の事を聞かず。これ大なる歎なり。帝徳全く偏頗を存ずるに非ず。されば、黃帝は四聽、四目の臣に任せ、舜帝は八元、八愷の臣に委すともいへり。然れども、遠き事は奏する者もなければ、本意ならぬ事も多くあらん。聞き及ぶ事あらば、必ず奏し知らしめよ」と仰せ置かせ給ひたりければ、或女房、此の所の衆が泣き歎ける様を、こまかくに申し上げたりければ、「無慚の事にこそ」とばかりにて、又何といふ仰もなし。申し入れたる女房も思はずに覺えて候ひける程に、西の京の座主良眞僧正を召して、宣下せられけるに、

「臨時の御祈禱あるべし。日時并に何の法と云ふ事は、思召し定めて、逐て仰せ下さるべし。先づ兵衛尉の功を、一人召して、今度除目に申し成すべし」と仰せ含めらる。僧正、勅命に依りて、成功の人を召し附けて、貫首に申しければ、除目に會ひて即ち成りにけり。其の頃の兵衛尉の功は、五萬匹なりければこれを座主の坊に納め置きて、日時の宣下を相待ち進らせけれども、日數を経ける間、僧正參内して、「成功五萬匹納め置きて候。臨時の御修法、日時の宣下、思しめし忘れたるにや」と驚かし奏せられたり。主上の仰には、「遠近、親疎をいはず、民の愁人の歎を休めばやと思しめせども、下の情上に通ぜざれば、叡慮に及ばざる事のみ多かるらん。御耳に觸るゝ事あらば、其の恵を施さんと思召す處に、某と云ふ本所衆あり。家貧に依りて、衆の交り叶ひ難くして、既に逐電すべしと聞しめす。さこそ都も捨てがたく、妻子の遺も悲しく思ふらめなれば、件の兵衛尉の成功を彼に給ひて、其の身を相助けばやと思召す。一人が爲に其の法を枉ぐるにもやあるらん。聖主以賢爲寶、不以珠玉爲寶と云ふ事あれば、憚り思召せども、明王有私人以金石、珠玉、無私人以官職、事業と



云ふ事もあれば、何かは苦しかるべき。世に披露は御憚あり。良真が、私に賜ふ體にもてなすべし。御祈は、長日の御修法に過ぐべからず」と仰せければ、僧正、衣の袖を顔にあて、泣き給へり。さすが御年もいまだ老いすごさせ給はぬ御心に、かばかり民を育む御恵、忝くぞ思ひまゐらせ給ふ。や、暫くありて、御返事申されけるは、「何れの大法、秘法と申し候とも、これに過ぎたる御禱侍るまじ。たとひ良真微力を勵して、勸め奉らん御祈、猶百分が一に及ぶべからず」と申して、泣く／＼御前を退出して、やがて彼所の衆を、西の京の御坊に召して、勅命を仰せ含めて、五萬匹を賜ひたりければ、只泣くより外の事ぞなかりける。(源平盛衰記)

### 雑務をゆるがせにし給はず

堀河院は末代の賢王也。なかにも天下の雑務を殊に御意に入れさせ給たりけり。職事の奏したる申文を皆めしとりて、御夜居に又こまかに御覽じて、所々に挟み紙をして、此のこと尋ぬべし。此事重ねて問べしなど、御手づから書付

て、次日職事の参りたるにたまはせけり。一返細かに聞召事だに有がたきに、重て御覽じて、さまでの御沙汰ありけむ。いとやむ事なき事也。(續古事談)

### 鳥羽天皇

#### 美服は朕が喜ばざる所

天皇、嘗て鳥羽南院に御して、法會を修したるに、童子の貼金衣てかきんいを服せるを見て、攝政忠通に謂て曰く、美服は、朕が喜ばざる所と。忠通、檢非違使に下して之を罪せんことを請ふ。天皇曰く、之を釋して問ふこと勿れ。第遍たゞく群下に告げて、此の意を知らしめよ。

### 高倉天皇

#### 御孝心深く亘らせ給ふ

去にし安元二年の七月に、御母儀建春門院隠れさせ給ひけり。主上今年は十



○お色の服を召す―鈍色の喪服を召されること。

○おんためしなり―御容子なり。

五にぞならせ給ひける。斜ならず御歎きありて、御寢膳も御ものうき程なりけり。帝王御暇の間は、定れる習にて、廢朝とて、十二月の程萬機の政を留めらるる事あり。但し孝行の禮はさる事なれども、朝政を止むること、天下の歎なる故に、一日を以て一月に充て、十二日を以て十二月に准へて、御色の服をめす。十二日過ぎぬれば、御除服とて御色をめしかふる事なれば、此の君も御母儀隠れさせ給ひて後、十二日を過させ給ひければ、公卿、殿上人參會して御除服ありけるに、斜ならず御歎きなれば、參り給へる人々も、問ふにつらさの風情もやとて、御母儀の御事申し出す人もなし。君も何となき様にもてなさせ給ひけるが、猶も御氣色處せきの御ためしなり。高倉中將泰通朝臣參りて、御衣を進らせ替ふ。御帶を當てまゐらせけれども、結びもやらせ給はざりければ、御後より結びまゐらせけるに、母后の御名殘の色の御衣、今を限とめし替ふると思召しけるにや、御涙のとくとくと落ちけるが、泰通の手に懸りければ、堪へずして同じく涙を流しけり。これを見まゐらせける卿上、雲客皆直垂の袖をしぼる。君も龍顔に御衣の袂を當てさせ給ひて、やがて夜の御殿へ入らせ給ひ

御涙に咽ばせたまひけるぞ悲しき。(源平盛衰記)

### 寛仁なる大御心

人の従ひ付奉る事は、おそらくは、延喜、天曆の帝と申すとも、是には、争てまさらせ給ふべきとぞ、人申ける。大かた賢王の名をあげ、仁徳の行をほどこさせ、おはします事も、君御成人の後、清濁を分たせ給ひての上の御事にてこそあるに、無下に此君は、幼稚に渡らせ給ひし御時より、此かた、性を柔和にうけさせおはします。去んぬる承安のころほひは、御在所の、初つかたにて御年纔に十歳ばかりにもや、ならせおはしましたけん、紅葉を殊に叡覽あるに、或時、櫨、雞冠木の、誠に、色うつくしう、もみぢたりけるが、參りたりけるを、主上、斜ならず、御感あつて、北の陣に、小山をつかせ、是をうゑさせ、紅葉の山と名付て、終日に、叡覽あるに、なほあきたらせ、おはします。しかるを、ある夜、野分はしたなら吹きて、紅葉をみな、吹ちらし、落葉、頗る狼藉なり、とのもりの、とものみやつこ、あさぎよめすとて、悉くこれを、掃

○大方―一般に。○清濁―ものよしあし。

○はしたならいぢわるく



○逆鱗天子のお怒り  
 ○いとどしく逆鱗の御咎め  
 ○勅勤天皇の御咎め  
 ○方違陰陽家の説にて天  
 一の遊天  
 方の遊天  
 角の遊天  
 習の遊天  
 風習の遊天

き捨ててけり。残れる枝、ちれる木の葉をばかきあつめて、風すさまじかりける朝なれば、縫殿の陣にて、酒あたゝめて、たべける、薪木にこそしてけれ。大膳の大夫信成が、いまだ其ころ、藏人にて、紅葉の奉行承つて候ひけるが、行幸より、さきにと、急ぎ行て見るに、あとかたもなし、いかにととへば、しかくとこたふ、あなあさまし、さしも君の執しおぼしめされつる紅葉を、かやうにしつることよ、らず汝等、禁獄、流罪にも及び、信成も、いかなる逆鱗にか預からんずらんと、思はじ事なら案じ續けてゐたりける所に、主上、いとどしく、夜のおととを、御出でさせもあへず、御あさまつりごとより、さきにと、かしてへ行幸なつて紅葉を叡覽あるに、跡かたなし、主上、さて、いかにと御尋ありけり。信成、何と奏すべき旨もなし、ありのまゝにぞ申ける。天機殊に、御心よげに、打ゑませ給ひて、林間に、酒を暖めて、紅葉を焼くといふ、詩の意をば、されば是等には、たがをしへけるぞや、やさしうも、仕つたるものかなとて、却て、えいかに預かりし上は、敢て、勅勤なかりけり。安元二年の、冬の末に、主上ある處へ、御方達の行幸のありしに、さらでだ

○鶏人宮禁にて夜明を知  
 らす事を掌り  
 人。

に、鶏人、曉を唱ふる聲、明王の眠を驚かすころにも成しかば、主上、いつも御寢覺めがちにて、打とけ、御寢もならざりけり、況んやさゆる霜夜の、はげしきには、延喜の聖代、國土の民共が、いかに寒かるらんとて、夜の、おととにして、御衣をぬがせ給ひける、御事などまでも思召出で、わが帝徳の、いたらぬ事をぞ、御歎きありける。其後、はるかに、夜ふけ、人しづまつて、程とほく、人の、さげぶ聲しけり、供奉の公卿、殿上人は、聞も出されざりけるを、主上は、開召して、只今、さげぶは、何ものぞ、あれ見て參れと、仰せければ、うへぶししたる、殿上人、上日の者に、仰下さる。上日の者承つて、走りめぐつて、見けるに、ある辻に、あやしの、めのわらはの、長持の、ふたさげたるが、泣にてぞ、ありける、上日の者、立よりて、いかにと、問へば、しうの女房の、院の御所にさぶらはせ給ふが、この程、やうくにして、仕立てられたりつる、衣まぬを持って、參る程に、只今、おそろしげなる、男の二三人まうて来て、奪取つて、まかりぬるぞや、今は、お装束が、さふらはとこそ、御所にもさぶらはせ給はめ、又はかくしう、立よらせ給ふべきを、したしき

○うへぶし  
 禁中の宿直  
 ○上日の者  
 雑色の者

○しうの女房  
 裁縫かたの  
 女房



御方もましまさねば、是をおもふに、泣なりとぞ、申ける。さて彼めのわらはを、具して参り、此よしを奏聞したりければ、主上、聞しめしてあなむざん、何者の、しわざにてか、あるらんとて、龍顔より、御涙を流させ給ふぞ、かたじけなき、堯の、代の民は、堯の心のすなほなるをもつて、心とする故に、みな、すなほなりき、今の代の、民は、朕が心をもつて、心とする故に、かたましき者、朝に、あつて、つみを犯す、是朕が、恥にあらずやとぞ、仰ける。さるにても、とられつらん、きぬは、何色ぞと、仰ければ、しかくの色と奏す中宮の御かたへ、左様の色したる、御衣や候と、仰つかはされたりければ、さきのよりはるかに色うつくしきが、参りたりけるを、件のめのわらはにぞ賜はせける。未だ夜ふかし、またさる目にもぞ、あふとて、上日の者をあまたつけさせ、おはしまして、主の女房の、局まで、送らせ給ふぞ、忝き。されば、あやしの、賤の男、賤の女に、いたるまで、只此君、千秋萬歳の、寶算をぞ禱り奉る。(平家物語)

### 後鳥羽天皇

#### 自ら賊を召捕り給ふ

劔などを御覽じ知ることさへ、いかて習はせ給ひたるにか、道のものにもや、立ち勝りて、かしこくおはしませば、御前にてよきあしきなど定めさせ給ふ交野八郎といふ強盜の張本ありけり。今津に宿したるよし、きこしめして北面の輩をつかはして、からめ召されける。やがて御幸なりて、御船にめして御覽せられけり。かの奴は究竟のものにて、からめて四方をまきてせむるに、とかくちがひて、いかにもからめられず。御船より、上皇みづから權をとらせ給ひて、御をきてありけり。その時、則ち搦められにけり。水無瀬殿へ参りたりけるに、召しすゑて、いかに汝程のやつが、これほどやすくは搦められたるぞと、御尋ありければ、八郎申しけるは、年來からめ手向ひ候事、その數を知らず候、山にこもり水に入りて、すべて人を近づけず候。この度も、北面の人

○究竟の者  
極めて勝れた  
もの。  
○上皇―後鳥  
羽院のこと。



々向ひて候ひつる程は、物の數とも覺えず候ひつるが御幸ならせおはしまし候ひて、御みづから御おきての候ひつる事、忝くも申上べきには候はねども、船の權ははしたなく重き物にて候を、扇子などもたせ候やうに、御片手にとらせおはしまして、やすくとかく御おきて候ひつるを、少し見まゐらせ候ひつるより、運盡きはて候ひて、力よわよわと覺え候ひて、いかにも遁るべくも覺え候はて、搦められ候ひぬると申したりければ、御氣色あしくもなくて、おのれ召し仕ふべき事なりとて、ゆるされて、御中間になされにけり。御幸の時は烏帽子がけして、くもりたかくあげて走りければ、興あることになん思しめされたりける。(古今著聞集)

新古今集を撰ばしめ給ふ

帝、敏慧多能にして、最も和歌に妙なり。讓位の後、和歌所を禁中、及び水無瀬宮に置き、源通具、藤原有家等に命じて、新古今和歌集を撰ばしめ、親しく臨みて裁定せり。又好みて故實を講究せり。嘗て群臣と、節會、除目の儀を

○内辨一朝廷  
公事の日の奉  
行の大臣の稱  
なり。

習ひ、帝、自ら内辨となりて、筆をとれり。琵琶を藤原定輔に學びて、深く精微に造りぬ。蹴鞠を善くす。藤原泰通、藤原宗長、藤原雅經等、嘗て上表して蹴鞠長者と稱したり。又善く劍を相す。刀を造るごとに、親ら之を淬ぎたれば世に、御所鍛と謂ひ、多く武人に賜ひて之を佩かしめたり。臂力ありて、武技を好み、最も弓馬を善くせり。始て西面を置き、以て北面に配したり。關東に命じて、射藝に練達し、材力絶倫なるものを選貢せしめたり。(大日本史)

土御門天皇

自ら遷幸せらる

土御門天皇、はじめよりしろしめさぬ事なれば、東國にもとがめ申さねど、父の院遙にうつらせ給ひぬるに、のどかにて都にてあらん事、いとおそれありと思されて、御心もてその年閏十月十日、土佐の國のはたといふ所に渡らせ給ひぬ。去年の二月ばかりにや、若宮いできたまへり。承明門院の御兄に通宗の

○若宮一皇子

土御門天皇



○北面の下臈  
六位の北面  
の武士。

○わりなし  
堪へ難きこと

○東一關東の  
北條方を云ふ

宰相中將とて、若くてうせ給ひし人のむすめの御腹なり。やがてかの宰相の弟に、通方といふ人の家にとどめ奉り給ひて、近くさぶらひける北面の下臈一人召次などばかりぞ、御供つかうまつりける。いとあやしき御手輿にて下らせ給ふ。道すがら雪かきくらし、風吹きあれ吹雪して、來しかた行くさきも見えずいと堪へがたきに、御袖もいたくこぼりてわりなき事多かるに  
うき世にはかゝれとてこそうまれけめ

ことわり知らぬわが涙かな

せめて近き程にと、東より奏したりければ、後には阿波の國にうつらせ給ひにき。さてもこのたび世のありさま、げにいとうたて口惜しきわざなり。(増鏡)

### 龜山天皇

身を以て國難に代らん事を祈り玉ふ

天皇、その頃蒙古おこるとかやいひて、世の中さわぎたちぬ。いろくさま

○本院一後深  
草院。○龜山  
院。○春宮一東宮

く、に恐しう聞ゆれば、本院新院はあづまへ御下あるべし、内春宮は京に渡らせ給ひて、東國の武士ども上り候ふべしなど沙汰ありて、山々寺々御いのりかずしらず。伊勢の勅使に經任大納言まゐる。新院も八幡へ御幸なりて、西大寺の長老召されて、眞讀の大般若供養せらる。大神宮へ御願に我御代にしもかゝる亂出てきて、誠にこの日本のそこなはるべくば、御命をめすべきよし、御手づから書かせ給ひけるを、大宮院いとあさましき事なりと、猶諫め聞えさせ給ふぞことわりにあはれなる。

されども七月一日おびたゞしき大風吹きて、異國の船六萬艘、兵乗りて筑紫へよりたる、皆吹き破られぬれば、あるは水に沈み、おのづから残れるも、ななく本國へ歸りにけり。石清水の社にて、大般若供養説法いみじかりける刻限に、晴れたる空に黒雲一むら俄に見えてたなびく。かの雲の中より、白き羽にてはぎたる鎗矢の大なる、西をさして飛び出でて、鳴る音夥しかりければかしこには大風の吹きくると兵士の耳には聞えて、浪荒くたち海の上あさましくなりて、皆沈みにけるとぞ。猶吾國に神のおはします事、あらたに侍りけるに

龜山天皇

○かしこ一筑  
紫の海。○あらたに  
靈験の著しき  
こと。



こそ。さて爲氏の大納言、伊勢の勅使にて上る道より申しおくりける。

勅をしていのるしるしの神風に

よせくる浪ぞかつくだけつる

かくてしづまりぬれば、東にも東國にも、御心どもおちゐてめてたさ限なし。

(増鏡)

### 花園天皇

#### 修養策勵に力めらる

當時、日夕内外和漢の書籍を耽讀し給ひ、幼年の頃、精勵せざりしを以て博學ならず、隨分稽古の力、漸く道義を知るも、心未だ賢哲に至らず、是れ吾生涯の遺恨なりと宣ひ、遲鈍の性、早晚進むを得ん、只心を墳典に屬し、仰鑽の功を待たんと欲するのみと宣ふ。その自ら策勵し、御修養を力め給へるを見るべし。(玉風喚采)

○墳典―三墳  
五典のこと  
皆古書の名。

一童子の猿を牽き來りて技藝を演ぜしむるを觀覽し給ひ、此の如く禽獸の人の教に隨ふを見て、衆民の聖賢の教化に感歸することあるべきを知る。然るに今や君臣共に徳行なく、衆民の教化せらるゝによしなしと宣へり。(玉風喚采)

### 後醍醐天皇

#### 御遺勅をなし給ふ

天皇は延元三年八月九日より、吉野の主上御不豫の御事有けるが、次第に重らせ給ふ。醫王善逝の誓約も祈るに其驗なく、きばへんじやく耆婆扁鵲が靈藥も、施すに其驗おはしまさず。玉體日々に消えて、なみだ涙を押へ申されけるは、神路山の花再び開くる春を待ち、石清水の流遂に澄べき時あらば、さりとして佛神三寶も捨て進せらるる事は、よも候はじとこそ存じ候ひつるに、御脉已に替らせ給ひて候由、典藥頭驚き申候へば、今は偏に十善の天位を捨て、三明の覺路に赴かせ給ふべき

後醍醐天皇

三一九

○醫王善逝の誓約なり、即ち除病安樂の願あればなり  
○耆婆―天竺王舍城に居た良醫  
○扁鵲―周代の名醫  
○晏駕―崩御のこと  
○三明の覺路―過、現、未を明知する路なり  
○倍りの路な



○穆公が三良を埋める云々  
三人の良臣にして穆公の時に  
臣殉じたるに由る  
○第七の宮  
義良親王

○北辰位高く  
位を北極星に  
較べてかく云  
○九泉の旅路  
黄泉の旅路

御事をのみ、思召し定められ候べし。さても最後の一念に依つて、三界に生を引くと、經文に説かれて候へば、萬歳の後の御事、萬づ叡慮に懸り候はん事をば、悉く仰せ置かれ候て、後生善所の望をのみ、叡心に懸けられ候べしと申されたりければ、主上苦しげなる御息を吐かせ給ひて、妻子珍寶及王位臨命終時不隨者、是れ如來の金言にして、平生朕が心に有し事なれば、秦の穆公が三良を埋み、始皇帝の寶玉を隨へし事、一つも朕が心に取らず。唯生々世々の妄念共なるべきは、朝敵を悉く亡して、四海を泰平ならしめんと思ふ計り也。朕則ち早世の後、第七の宮を天子の位に即け奉りて、賢士忠臣事を圖り、義貞義助が忠功を賞して、子孫不義の行ひなくば、股肱の臣として天下を鎮むべし。之を思ふ故に、玉骨は縦ひ南山の苔に埋るとも、魂魄は常に北闕の天を望まんと思ふ。若し命を背き義を輕んぜば、君も繼體の君に非ず、臣も忠烈の臣に非じと、委細に論言を遺されて、左の御手に法華經の五卷を持たせ給ひ、右の御手には御劔を按じて、八月十六日の丑尅に遂に崩御成にけり。悲哉、北辰位高くして、百官星の如くに列ると雖も、九泉の旅の路には、供奉仕る臣一人もな

○南山終南  
山のこと。長  
壽を祝する言  
葉。

○三綱五常  
君臣父子夫婦、  
仁義禮智、  
信の道。

し。奈何せん、南山地僻にして、萬卒雲の如くに集るといへ共、無常の敵の來るをば、禦ぎ止むる兵更になし。唯中流に舟を覆して、一壺の浪に漂ひ、暗夜に燈消えて、五更の雨に向ふが如し。(太平記)

御在位之間、内には三綱五常の儀を正して、周公孔子の道に順ひ、外には萬機百司の政怠り給ず。延喜天曆の跡を追れしかば、四海風を望て悦び、萬民徳に歸して樂む。凡諸道の廢れたるを興し、一事の善をも賞せられしかば、寺社禪律の繁昌、爰に時を得、顯密儒道の碩才も、皆望を達せり。誠に天に受けたる聖主、地に奉ぜる明君なりと、其徳を稱し、其化に誇らぬ者は無りけり。

(太平記)

### 後水尾天皇

#### 禁中の大立花

後水尾院様は、立花に於て、甚たんのうある御こと也。禁中の大立花と云ふ

後水尾天皇



ことは、此御世にこそありけれ、主上を始め奉り、諸卿諸家とも、其ことに堪能ある人を選ばれて、紫宸殿より庭上南門まで、雙方にかりやをうちて、出家町人にかぎらず、其事に秀たる者は、皆立花させて雙られたり。秀吉の大茶湯後の一壯觀なり。専光か櫻の一色と云ふことは、此時よりぞ始まりける。投入と立花とは、心持も格別なるべきことながら、立花の意を知らずしては、投入はなるまじきこと也と申し上ぐ。いかにも立花は、草木の道理をつめたるものなれば、立花の意を知て、投入をせば好らんか、立花のやうに投入をすべからず。

(槐記)

### 和歌の御批判

後水尾院の御時、ある初心の公家衆の、心なき身にもあはれの歌をとりて讀まれしを叡覽ありて、西行ほどの力なくては、心なきと云はれまじと、御評あつしと也、尤の御こと也と仰らる。(槐記)

## 後光明天皇

### 雷鳴に出御ありて性偏を矯めらる

程子の語に、自性偏所難克將去と云ふ故を御心せまして、常に是を愛用あそばされけるとぞ。雷をいたく御嫌ひあそばされ、是も偏性と思召し、或時退雷なり、されば、御簾のはしへ出御ありて、鳴終るまで天に向はせ給ひて、御静坐ありて、神色すこしもかはらせ給はざりければ、侍臣みな、感服し奉る。其後は、雷の御沙汰は無りけり。(後光明天帝外記)

### 諫言を容れて禁酒せらる

帝、酒を専らに御嗜あそばされ、量を過させ給ふこと、多かりければ、心ある人々、此御事をのみ申て、玉に瑕とは、此御事にて渡らせ給ふとぞ、竊に申し侍りける。されども宿老の人に譲りて、誰一人御諫申す人もなかりけり。或時

○退雷―迅雷  
なりければ。



御酒宴はじまりて、いと興ぜさせ給ひ、天機ことに麗しくおはしけるに、徳大寺殿(公信)參りあひて、又もや御酒すごさせ給ふらんと歎(なげ)しくて、御筵に推參して申されけるは「さやうに度々御酒すごさせ給ひなば、御身の御爲よろしからず。本より程朱の意にも違はせ給ひさふらひなん」と、強く諫め奉る。天機大にかはらせ給ひ、勃(はつじよ)如たる御容貌にて、御劔をとらせ給ひ、「討ちすてん」とぞ仰せける。徳大寺殿從容として、「神武天皇このかた、天子御手づから、大臣を斬らせ給ふことは、うけたまはりおよびさふらはず。さりながら、諫言をだに聞しめし入れられなば、臣が身いかなる罪を蒙り候ふとも、本望とこそ存じまゐらせ候ふ」とて、御前を立ちもやらでぞ候はれける。侍宴の人々、徳大寺殿を御前はるかに退(しりぞ)かす。天皇、御劔を持たせ給ひながら、入御せさせ給ひけり。さてこそ御宴も止みにけれ。人々、徳大寺殿に向ひて「忠節のほどは、皆々感じさふらへども、折あしければ、逆鱗(げきりん)以ての外に渡らせ給ひ、御宴の興もさめさせ給へば、群臣恐れ入りて候ふ」とぞいひける。徳大寺殿「某は、さは存じさふらはず。今宵の御酒宴も、更(か)たけさせ給ひなば、いかばかり歎はしか

らん、御宴の早く止みたるこそ、せめての本意と存じ候へ」とて、退出しけり。明くるあした、天皇、常の御殿に出御なりて、御近習小倉宰相殿を召して、ゆふべ、徳大寺へ御禮儀もなく、御言葉の荒々しく在しける御事なんと、いたう悔させおはしまして、夜もすがら御寝もならず、徳大寺可參事も、此後はおぼつかなくおぼし召はいかにと仰ければ、宰相殿、徳大寺は、とくより參り、天機のほどを伺ひ奉りて候ふと申されければ、さは思し召しよらざりけり。さらば、是へ參れ、とて召れければ、徳大寺殿勅諭なれば、御前へつと出られけり。帝、ゆふべの諫言、叡感ことに淺からずおほし召すうへは、御酒は、此後たえて止せられたるぞ。さりながら、ゆふべの御有様こそ、返々(かへす)も御はづかしく思しめせとて、ゆふべとらせ給ふ御劔は、晝の御座の御劔なるぞ、汝にたまふとて、御づから、徳大寺殿へたまひにけり。(後光明帝外記)

諸舊弊を避けさせ給ふ

天下武家の制法となりぬる上は、是非に及ばざることながら、衣服の制あま



りに見苦しき事に思召し、萬國の圖を御覽せらるるに、袖袂の無き衣着たるはなかりけり。我國の麻上下と云ふものいたう惡むべきものに思召し、衣冠のことは、武士とても、それに應じて、むかしにかへり候やうに、近うち關東へ御沙汰あるべきぞと仰られける折ふし、御痘にて遂に崩御なりぬ。(後光明帝外記)

帝の御容貌と申すは、常人とはかはらせ給ひ、御威嚴在ます中に、溫潤の御風韻あらせ給ひ、龍顏を拜し奉る人ごとに、覺えず感伏して敬つゝひ奉らすと云ふことなし。其頃の老卿の物語に、帝、佛道及び諸舊弊を避けさせ給はしめて、程朱の説を信じさせ給ふことを異なることと思はれし人々、其意を申さむとて御前へ參り、わづかに、其事を申出られしも、帝の御言葉いさぎよく其道理信はらなる御さとしを蒙り奉り、かねて思ひしことを忘れ、只感服して退出せられしとかや、誠に天縱の聖德嚴毅英武の君にて渡らせ給ひぬ。(後光明帝外記)

有用の學を獎めらる

天皇、いとけなき御時より、學問に志ふかくおはしまして、その頃五山の僧

の名ある輩を召して、詩をも御學びあそばされけり。御詠藻も世に多く流布せり。いまだ御若年の御時、諸臣を召して仰ありけるは、佛學は面白きものにて體はあるやうに見ゆれども、用はたえてなし。體用は相離れぬものなれば、いまだ體ありて用なきものを聞かず。およそ人の君として、天下國家を治むる者は、無用の學をすべきやうなし。儒道をこそ學ぶべき事なれ。さりながら、漢唐の古註は、何とやらん親切には思しめし難し。此の後は程朱の新註を講ずべしと、侍講の官に仰せ下さる。講官の人に申しあひけるは、「本朝の故實にて、鄭玄、孔穎達が註疎を以て、侍講仕る事にさぶらへば、此の義いかゞあるべきか」と、衆議一同して、そのよし奏聞したりければ、帝、自我作古と云ふことをば、皆々辨わへずや。古の聖主賢君、皆善に従はれたることなれば、その旨を存ずべしと、仰せ出さる。これによりて、儒業の人々をはじめ、志ある輩、これを拜聞して、皆新註にしたがひけり。(後光明帝外記)



### 靈元天皇

#### 御愛情深きこと

享保六年長月の二十日あまり修學院普明院にまうづべきよしを仰せ定めしに、十日餘九日の夜の夢に、後水尾院ありしさまにて、心よくうちゑませ給へるをまさしく見奉りしかば、さめて後、をりからの感思あさからざりし程に、つとめておもひつゞけし。

夢ながらうれしと見つるたらちねの

ゑめるおもかげいつか忘れむ

七年、長月のはじめつかたになりて、山莊に茸狩せむとて侍りしに、四日の夜の夢に故院をまさしく見奉りし。こなたへ御幸なりとて、御輿よせたるところへまゐりて、渡殿のほどは御手をひき奉り、おましにゐさせ給ひても、のどやかに御物語などせさせ給ふと、さだかに見侍りし。覺めて後思へば、去年こ

の山莊へはじめて行きつる前つかた、見たてまつりし夢の事を思出でて、かくこの山莊に遊ぶこと悦び思召すにやと、かしこまりいさみて、九日になりていてたつをりに思ひつゞけし。

この秋もまたたらちねを見し夢の

ゆくへうれしき今日の山ぶみ

九年十月、山莊に行く前つかた、舊院を夢に見奉ることは、これにて三度におよべり。またあやしく妙なることになむ。

三度見しなかにもわきて言の葉を

かはせる夢ぞさらにうれしき

帝、嘗て數百金を損して名碗なわん々や屋なる者を得て、聽治の暇に以て群臣に示す。咸、珍寶と奏せり。正二位勸修寺經敬、獨り以らく神國の至尊にして、奈何にしてか外土の故碗を貴重して之を甜せるかと。諫争せんと欲す。故に老眼まがたしと稱して、之を奉し、殿縁に出て、伴て手を失して石上に墜せり。御碗破壊す。滿堂色を失ふ。經敬、徐ろに、御前に進み稽首謝罪し、因て曰く、

○聽治の暇に  
政治をとら  
るひまに



臣欽み惟ふに、古來、御器は國産を用ひて、臣、未だ漢土の故碗を以て、供御に充つるを聞ず。願くば、陛下、復た此等の物を求めて、財用を妄にする勿れと。帝、心に其直言を嘉し、終に之を問ざりき。

### 櫻町天皇

#### 大嘗會を再興し給ふ

天皇、性聰敏恭謹にして、殊に宗祖を敬し給へり。新嘗祭は、後花園帝の寛正已來、修むること無かりけるが、天皇、始めて之を行ひ給へり。又、宇佐檀日の奉幣も復させたまふ。初めて、東山帝、大嘗祭を擧げさせたまひけるが、のちすたれてありけるを、天皇之を復行したまへり。是より世々、闕ることなかりき。(慶弘紀聞)

○享保庚子  
享保五年

享保庚子の年正月元日寅一天、皇太子百十代櫻町院降誕、同刻洛に火事有り。往古

○有徳公一八  
代將軍徳川吉  
宗を云ふ。  
○仙院一仙洞  
御所を云ふ。

厩戸皇子聖德太子御事の降誕正月朔日寅一天にて、其の時御厩焼たりと云々、偏に聖徳太子の御再來ならん、いかなる聖主にか成せ給はんと、世擧つて申あへり、案のごとく普通の君に渡らせ玉はず、踐祚の後、君の洪福世に掩ひて、上、卿客の風俗改り、聖の教、我國の道を踏違へず、下民に己が營を直にす、天文年中には、絶て久敷き、大嘗會を行はれ、延享には上七社宇佐奉幣を再興せらるゝも偏に此君の徳によれり。東に有徳公在り、公武相備て長閑き御世のさまなるに程なく御代を皇太子百十七代桃園院に譲らせ玉ひ、仙院へ移りまし、寶延三年崩御、寶算三十一に成せ玉ふ。なべての人、照る日を失へる心地なんして、寔に諒闇を悲しむ。(翁草)

### 孝明天皇

#### 聖慮を國事に勞し給ふ

天皇の治世凡二十年、其間宮門の外に出て給ひしこと僅かに、二三次に過ぎ



ず。安政元年四月皇居炎上し、天皇災を避けて聖護院に又桂宮に遷り御す。天皇の宮門外に出て給ひしは實に之を始めとす。次て文久二年三月加茂に幸し、翌四月石清水に幸す。天皇の洛外に出て給ひしは治世中唯此二事あるのみ、亦かくの如く、常に孤ひとり九重雲深き所に御座して遠く萬里の外を洞見し、着々策を畫して後昆のために國安民福の基を啓ひらき給ふ、天皇の神智は、到底、常人の窺測し奉ること能はざる所なり。(孝明天皇御遺徳)

日夕、聖慮を國事に勞し給ふて未だ曾て寧所に違あらず。聖躬ために衰疲を催すに至る。加之深く臣民を愛撫し給ひ、一民若し其所を得ざる者あれば則ち自ら省みて咎を引き給ふ

勅詠に曰く

ぬば玉の夜すから冬のさむきにも

つれて思ふは國民のこと(同前)

御年十二三の時、一日東久世保麻呂を伴ふて庭上に出て、側ら在る所の長柄

の鎌を取て戯れ給ふ。偶たまま床机を跳り越へむとして誤て鎌を踏み、大に御足を傷け給ふ。既にして宮女來て此態を見、大に保麻呂を責む。儲君具さに事情を語て之を解慰し、毫も苦痛の體を示し給はざりしと云ふ。(孝明天皇御遺徳)

## 明治天皇

### 曠世の名主

明治天皇は曠世の名主にましまし語り傳へらるゝ聖徳は實に數限りないほどであるが、世間之を傳ふるの書も乏しからざるを以て、こゝには其の側近したりし人々の談話に基き僅かに二三を擧げて其の一端を窺ふに止むる。

謹みて明治天皇の御一代を拜し奉るに其の御盛徳御偉業は到底筆紙の盡くす所にあらず、夙に維新の大業を成就したまひて七百年來武門の專横に御任せありし王政を復古したまひ、久しく鎖國の夢を貪つて外人との交際を斷ちたる我が日本をして世界に進出せしめたまひ、外は國威を顯揚して東洋の一孤島たる



此日本をして世界強國の班に列せしめたまひ、内には萬機公論の聖旨を徹底せしめたまひて此民をして立憲治下の民たらしめたまふ。伊藤博文公は曾て明治天皇が五ヶ條御誓文の初めより守持したまへる終始一貫の御政策を忖度し奉つて

- 一 國民を教育して立憲國の必要に應ぜしむる事
- 二 國民をして近代文明の精華を收めて其の用に供せしむる事
- 三 斯くして國家の富強、人文の進歩を圖り、世界最強の文明國と伍して同等の位置を得せしむる事

にあるといひしが、天皇は實に御一代に於て此御政策を遂げさせたまふたのである。

### 徳禽獸に及ぶ

明治九年の夏、東北御巡幸の折、日光の行在所を出てさせたまひ中宮祠に行幸あらせられし時、村民「此の朝、一頭の大鹿を生擒せり、叡覽に供へ奉らん

と牽き來りければ、天皇は村民の志を嘉したまひて多くのかづけ物を賜ひて之れを歸らしめたまひし後、侍従を召し「あの鹿を放ちやるべし」と仰せられしには、禽獸に及ぶ御聖徳は一同感激の袖をしぼりしと、東久世通禧伯の語られしを漏れ承つた。

又下田歌子の談として「をりく／＼陛下の御前へ華族方や大官や其他各所より献上されます御食品の内、鶉とか鶉とかいふやうなものは生きながら籠に入れて、鯉とか其他かの川魚のやうなものは往々蓋付の桶に入れて參ります。それを御披露申し上ぐる節は、御臺に載せて双べ、係の方が何の何某より献上と云ふやうに奏上いたします。さうすると、一寸それを御覽になつて、鳥ならば「飼つて置け」とか、魚ならば「池へ放せ」とか仰せられました。そして能く氣をつけて見ますと、どうも生あるものを御覽あそばされては、それを御料理なさることを御下命なさらぬのだといふことがわかりました。此事を當時侍輔の職にあつた副島種臣伯が聞かれて涙を流して有難がられ「恩、禽獸に及ぶとは全く陛下の大御心である、孟子は齊の宣王に對へて、其の生を見て其の死を見



るに忍びず、その聲を聞いて其肉を食ふに忍びず、と是を以て君子は庖厨ほうちうを遠ざくといはれたが、如何にも生物を已むを得ず内膳職に置く場合には其の形を御覽に入れぬやう、其の聲を聞き召さぬやうの處置が然るべきである」といはれたと傳へられて居る。

勵精治を圖りたまふ

明治天皇が勵精治を圖りたまひしことは元典侍たりし高倉壽子の談として、  
日露戦役の時の御製に

吹上の園生の花はいかゞぞと

とふ日もなくて春は暮れ行く

庭の面に清水の音は聞ゆれど

むすぶいとまもなき今年かな

と仰せられてあるが如く、御苑の花だに見そなはず暇なく御勵精にあらせられたので、「平時に於ても日常の御忙しさは畏多いことながらお氣の毒に存じ上げ

まする程で御座います」と語られ、萬乗の尊さを以て決して避暑避寒等におてましはなく、「暑い時は暑いやうに、寒い時は寒いやうにすればよいのではないか」と仰せられたと洩れ承り、又或る高官の談として、何等かの時に、宮内大臣に向はせられ「卿等は辭職さへすれば責任を免れる事が出来るが、朕には全く其の道がない」と仰せられたと承る、天皇は實に自ら深く萬民統治の渥き思召を一刻も忘れず勵精治を圖りたまふたのである。

下情を察したまふ

天皇が人民を憐みたまひし大御心は、時々の御製に於て拜し奉るばかりでなく、其の事が御詔勅となつて實現せられしは今更申すまでもなきことであるが如何に些事にまで御留意あらせられしかは、明治十一年北陸御巡幸の際、越後の國境に入り給ひてより、途みちすがら鹵簿を拜せんと集みひ來れる民草の中に眼病を患ふもの少からぬと見そなはし、九月新潟あんないしよの行在所あんさいしよに入らせたまひし時、侍醫伊藤方成に命じて其の原因を調べさせたまひしことは近藤芳樹の「陸路の



記しに

主上のたまひけるは、此越の國に入りてより眼病のものゝ多かるは如何なるゆゑにか必らず其の原因あるべし、委曲にさぐり糺すべしと仰せ下されたり方成かしこまりて、直に此地の病院に至りて其の原因をきはめたゞし、つばらに書きしるして奉りければ、やがて縣令を召させたまひて、これが治療の方法を設くべし、いと懇なる仰せごとありて金千圓を下し賜へりとぞ。あはれ此一事をもても、民を憐ませたまふ御心の深さ、おしはかり知られたり、さるは幾百千の從駕の人の誰ひとり思ひもよらぬことを、しかお目を止めさせたまへるこそ、今更なることながら畏かりけれ。その時侍講高崎正風

しほくもり今日より晴れて越の海の

みるめさやかにならむとすらむ

と咏みて奉れりとぞ。

とあるにても推し測り奉ることが出来る。

### 民の聲を聞き召す

天皇に側近したりし元典侍小倉文子の談として傳ふる所によると、新年の歌御會に一般人民に詠進の自由を與へたまひしは、全く天皇の御代より初まることにて、其の以前には絶えてなく、御製に

誠心をうたひ上げたる言の葉は

ひとたび聞けば忘れざりけり

と仰せられて、民の聲を聞き召さんとの大御心に出たものであるといひ、御歌所寄人たりし千葉胤明氏の談に、明治三十八年一月即ち日露戰爭中の新年歌御會の入選披露の時、山梨縣陸軍歩兵二等卒妻、大須賀松枝として

つはものに召出されしわがせこは

いづこの山に年迎ふらん

とありしを聞き召した時は、深く大御心を動かしたまひしとある、まことに天皇が戦時中の御製として



子らはみないくさのにはに出てはて、

翁やひとり山田もるらん

と仰せられしと洩れ承るを思ひ合せて感慨特に深きものがある。天皇が民の聲に耳を傾けたまふは一般人民の咏進を許させたまひしのみならず、御自身は常に全國有名な新聞といふ新聞は悉く御目を通され、御覽後の古新聞は必ず之を御保存あらせられたと元命婦平田三枝子の談にある。

### 憲法御制定

帝國憲法の制定に天皇が如何に御熱心にあらせられたかは、金子堅太郎氏の談に明治二十一年に帝國憲法の草案成つて同じ年の五月八日から天皇親しく臨御あらせられ其の御前に於て其の草案の一々に就て議定することとなり、皇室典範を初めとし、憲法に移り、更に議院法と數十回の會議、夏より秋に入り、更に冬にと移つたが、夏のあつき日も、冬の寒き日も、御厭ひなく親しく臨御あらせられたのは申す迄もなく、特に畏れ多きは十一月十二日の會議の時に、

侍従があはたゞしく入り來つて、當時其會議の議長たりし伊藤博文に耳打し、議長も亦あわたゞしく席を立て何事か内奏したが、天皇は自若として御席に就かれ、やがて其の會議が濟むと、議長は入御を奏請して天皇は靜かに玉座を御立ち遊ばされた。其の時、議長は一同に向ひ「さて先刻侍従が報告し來つたのは皇子昭宮殿下御薨去あそばされたといふのであつたから、早速入御遊ばされますかと奏上した所、陛下は此一條を議了するまでは議事を續けよとの仰せであつたから、其儘に討論を續け、只今議事が濟んだことを申上げて入御あらせられたのである」といはれた時には、一同は天皇が國事に御勵精あらせらるる御熱心に思はず襟を正し、御心情を恐察して涙の下るのを止め得なかつたといふ。

### 聖徳世界に輝く

明治天皇の御聖徳は上は神明に通じ、下は兆民に徹して居るばかりでなく、遠く海外に輝きて讚嘆の聲は崩御の當時紐育イーグルが「陛下が封建制度を顛



覆し、日本を確然と泰西文明の道程に導きたまひし御治蹟は、實に英國に於けるエリザベス、露國に於けるピーター大帝よりも一層顯著である、たとへ佛國に於けるナポレオンの如く目覺ましくなかつたとするも、大帝はナポレオンさへ企て及ばない永遠無窮の偉業を成就せられた」といへるにても其の一斑を窺ふことが出来る。元御歌所寄人たりし井上通泰博士の語らるゝ所によれば英人アーサー・ロイドは新聞に傳へらるゝ御製の和歌を見て感激措く能はず、謹んで之れを英譯して各國の元首に贈呈せられた。中にも、彼の

四方の海みなはらからと思ふ世に

など浪風のたちさはぐらむ

との日露戦役中の御製を拜して、當時の米國大統領ローズ・ヴェルトは、天皇の如何に平和を熱望したまふ博愛仁慈の御心に富ませたまふかに感激の極、自ら奮ひ起つて日露兩國の調停に當らんことを決心するに至つたと傳へられて居る。

其の敵をも愛したまふ御聖旨は、同じく日露戦争の際、頑強に旅順の要塞を

死守して、いたく我が軍を苦しめし露將ステツセルが百計盡きて降を我が軍司令官乃木希典に請ひ、乃木將軍は直に電報を以て之れを奏上した際、天皇は至仁の思召を以て山縣參謀總長に勅したまひ、總長は直に電報を以て左の如く乃木將軍に傳達した。

將官ステツセルより開城の提議を爲し來りたる件 伏奏したる處

陛下には將官ステツセルが祖國の爲め盡し、苦節を嘉みしたまひ、武士の名譽を保たしむべきことを望ませらる

右謹んで傳達す。

と、此傳達を更にステツセルにせられし時は、さすがのステツセルも聖恩の宏大なるに感じ潜然として涙下るの狀であつたといふ。

## 大正天皇

大正三年以來侍從長として奉仕したまひし徳川達孝伯が曾て中央教化團體聯合會講習會に於て謹話せられたる筆録の一節を掲ぐ。



仁慈の大御心

或年葉山の御用邸に在らせられた時に、あの附近に秋谷と云ふ所がござりまして、其處には極く小さいお茶屋がございまして、其の邊に折々行幸あらせられる。其の時に沿道の民家は戸毎に國旗を立て、交通を遮斷して、警官は途中に堵列して奉迎することがござります。其の時に陛下には遊行の爲めに人民に累を及ぼすことは本意でない、以後は今少し自由にならしめてはいかにやといふ様な御内意が御座いました。斯くの如く大御心を人民の上に垂れさせ給ふ事は誠に恐れ多い事と存じます。

又、或る夏の日の事でございましたが、西瓜すいかを献上致した者がございました。其の晩の御食事に御用ひある様に仰せられました。然るに其處に居りました某侍従がそれを運びます時に、如何にして過つたか大切なる西瓜をいたく傷つけて終つた。其の者は恐懼措く所を知らず、其の事を言上し御詫を申し上げます處が、陛下に於かせられましたは少しの御叱の御言葉もなく「落ちたるものは

致し方無い」と仰せられました。何等お怒りの御模様もあらせられず、其の侍従は却つて意外に存じまして深く陛下の御高德に感泣致したこともござります。斯くの如く御仁慈にして御寛大であらせられた事は、古來明君の必ず備へられた美徳でござりまして、一天萬乗の至尊として此の美徳に富ませられることを拜し、何人も感奮せざる者はないと存じます。此の御美徳は如何にも事柄は小なる事でござりますけれども、大御心を側近の者や臣民の者の上に垂れさせられる事の深さ、寛仁大度、仁慈の御徳の深くあらせられる事は、實例を一つ申上げる事も出来ませぬほどであらせられますが、此の一事を以ても萬事を恐察し奉られる次第であると存じます。

大正四年の御大禮の時に賜はりました勅語の中には「義ハ即チ君臣ニシテ情ハ父子ノ如ク萬邦無比ノ國體ヲ成セリ」と斯う仰せられました。此の事は大正天皇が始めて仰せられたのはございませぬ、御歴代の詔勅の中にもさう云ふ事を仰せられた事がございますが、特に大正の御代に斯くの如き事を仰せられました。實に我が國の天皇陛下に於かせられましたは人民を子の如く思召され



て居る。それ故に小事なりと雖も一寸の御出ましにも人民に累を及ぼすことは本意でないといふやうな時弊でございますけれども、之を引伸ばして見ますれば、矢張人民を我が子の如く思召すからだと存じます。これが日本の國體の大事な所であつて、國體の特質と申されますか、即ち君民同視忠孝一致の淵源だらうと存じます。

### 勤儉質素の範を示し玉ふ

御日常は極めて質素であらせられ、殊に御座所などは、御床の御飾物、御用品など何れも御質素を旨とさせ給ひ、恐入る位の事でありませぬ。所謂華美と云ふ事は少しも無く、今日の世の中は奢侈に流れ、浮華放縱に陥り、輕佻詭激に傾くといふやうな時弊でございますけれども、嘗に宮城のみならず、日光等の御用邸の御座所を拜見致しますと、實に恐懼に堪へざる程で、所謂、華を去つて實に就く所の勤儉の御美徳を備へさせられた事でございます。之は大正天皇のみならず、明治天皇以來まこと詢に有難い事でございます。

## 歴代御製集



### 解題

詔勅は公式なる聖徳の顯現であり、御製は折に觸れての御吟懐であつて、國を思ひ民を思ひたまふ大御心は發して金聲玉振となり、千載の下、襟を正さしめたまふ御聖徳のおのずからなる發露である。言靈のささほふ我が日の本に、歴代の御製は數限りなく傳へられて、吟花咏月の御すさびにも、御聖徳をしのび奉るべきで、其の悉くを集め奉るは到底本書の企劃し能はざる所なるを以て、こゝには特に國民思想に多大の影響を與へたまひしと拜察し奉るべき御製の一部を集めて、御聖徳の一端を窺ひ奉るの料とし、其の時代を距る遠き御製に關しては、敢て不敬を顧みず童蒙に便せんが爲めに句解を標註に付することとした。

## 歴代御製集

### 神武天皇

○紀に曰く  
 諸の意は大  
 きなる石を其  
 の國見の丘に  
 喻へ給ひしな  
 りと。  
 記には「吾子  
 よ吾子よ細螺  
 の」と「撃ち  
 てし止まむ」  
 ののの疊句な  
 し。  
 ○神風の伊  
 勢の枕詞。伊  
 勢の細螺のこ  
 じ貝のこと

○思想書國  
 體篇上古事記  
 參照。我はや  
 我はや疲ぬ  
 は我は疲ぬ  
 の腹がすいた  
 の意。

冬十月癸巳の朔日、天皇、其嚴瓮の糧を管め、兵を勸へて出て給ひ、先づ八十鼻帥を國見の岳に撃ちて破り斬り給ひき。是の役に、天皇の志、必克たむことに在りき。すなはち御謠よみし給ひけらく、(日本書紀卷第三)

神風の伊勢の海の大石にや、いはひもとほる 細螺の細螺の 吾子よ吾子よ 細螺のいはひもとほり 撃ちてし止まむ撃ちてし止まむ。

皇軍攻むれば必取り、戦へば必勝ち。然れども介冑の士疲弊ゆること無きにしもあらず、故聊御謠よみして、將卒の心を慰め給ひき。謠ひ給ひけらく

(日本書紀卷第三)

楯並めて伊那瑤の山の 木の間ゆもい行き瞻らひ 戦へば我はや瘁ぬ 鳥つ鳥 鶉飼が徒 今助けに來ね。

神武天皇



○紀に云く  
「來目歌と謂  
さるは歌へる  
者を取りて名  
と。即ち天子  
御親兵を御  
御軍させ給ふ  
御孔舎衛なり  
大坂府河内郡  
に在り。」

○味酒云々は  
讚酒の御製に  
大和の三輪と  
と神は三輪は  
の神は今日酒  
の杉の葉をこ  
すの杉の葉を  
よるものこれ  
に

昔孔舎衛の戦に、五瀬の命、矢に中りて薨りましき。天皇御み給ひて常に憤懣を懷き給ひき。此の役に至りては、意に窮め誅さむと欲し給ひ、すなはち御謠よみし給ひけらく(日本書紀卷第三)

みつみつし來目の子等が 粟生には葦一本 其のがもと其ね芽繋ぎて 撃ちてしやまむ。

其の二

みつみつし來目の子等が 垣本に植ゑし薑口疼く我は忘れず 撃ちてしやまむ

崇神天皇

八年冬の十二月の丙申の朔にして乙卯の日、天皇大田田根子を以ちて大神を祭らしめき、是の日活日、自神酒を擧げて天皇に献り、仍りて歌ひけらく「この神酒は我が神酒ならず日本成す大物主の醸みし神酒幾久幾久」と歌ひき。かく歌ひて神の宮に宴しき。やがて宴竟りて諸大夫等歌ひけらく「味酒三輪の殿の朝門にも出て行かな三輪の殿門を」と歌ひき。ここに天皇歌ひ給ひ

○紀に「是は  
思邦の歌と謂  
ふ」

○國のまほら  
ま中樞の要  
地即ち國の  
るてよいと  
の警華一結  
の裝飾。

けらく(日本書紀卷第五)

味酒三輪の殿の朝戸にも押し開かね三輪の殿門を

景行天皇

十七年春三月、戊戌の朔にして己酉の日、子湯の縣に幸して丹裳の小野に遊び給ひき。時に東の方を望み給ひて、左右に謂り給ひけらく、是の國は直に日の出づる方に向けりと宣り給ひき。故其の國を號けて日向と曰ふ。是の日野中の大石に陟りて、京都を憶びて歌よみし給ひけらく(日本書紀卷第七)

愛しきよし我家の方ゆ 雲居立ち來も  
倭は國のまほらま 疊づく青垣山籠れる倭し美し。命の全けむ人は 疊ごも平群の山の 白檀が枝を 警華に挿せこの子。

應神天皇

六年春二月、天皇、近江の國に幸し給ひ、菟道野の上に至りて、歌ひ給ひけ



○千葉の云々  
平定され幸  
國土を御巡  
なされ時  
見られた幸  
國の歌の枕  
詞。千葉の  
多。百千足  
の國の秀  
のまほら  
同。れく最  
ぐ。れてよ  
○こ。ろ。い  
は。吉。備。臣  
御。友。別。の  
り。友。別。の  
皇。の。妃。な  
吉。備。の。老  
母。を。省。ふ  
聽。さ。れ。て  
○し。行。く。と  
の。枯。野。と  
の。國。は。伊  
ある。船。は。貢  
一。あり。又。云  
一。是。り。朽。ち  
然。る。に。堪。へ  
功。官。用。も  
船。の。名。絶。ゆ  
の。何。ぞ。其。の  
船。の。名。絶。ゆ

らく(日本書紀卷第十)  
千葉の葛野を見れば百千足る家庭も見ゆ國の秀も見ゆ。  
二十二年夏四月兄媛大津より發船して往きき。天皇、高臺に居給ひて、兄媛の船を望みて歌ひ給ひけらく(日本書紀卷第十)  
淡路島いや二竝び 小豆島いや二竝び 宜しき島島 誰がた去れ放ちし 吉備なる妹を 相見つるもの。  
三十一年秋八月、枯野の船を鹽の薪と爲して燒きし日に、餘の燼あり。其の燼えざることを奇みて獻りき。天皇異みて琴に作らしめ給ひしに、其の音さやかにして遠く聞えき。是の時、天皇歌よみし給ひけらく(日本書紀卷第十)  
枯野を鹽に燒き 其が餘琴に造り 搔き弾くや 由良の門の門中の海石に 觸れ立つ なづの木の木さやさや。

仁德天皇

淡路島に坐して、遙に望けまして歌ひたまはく(古事記)

こと無くして  
後葉に傳ふ  
ことを得む  
宣り給ひき  
群卿便詔を  
して有司に  
薪と爲して  
の材を取り  
薪と爲して  
を燒かしめ  
き」と。

○玉纏玉で  
飾れる  
○倭文纏倭  
文の織物で  
飾れる  
○胡床御床  
○手肘腕。

おしてるや難波の崎よ 出て立ちて わが國見れば 淡路ちのごろ島 檳榔の小島も見ゆ さけつ島見ゆ。  
みつぎ物ゆるされて、國富めるを御覽じて(新古今集卷第七)  
高き屋にのぼりてみれば煙たつ たみのかまどはにぎはひにけり。

雄略天皇

四年秋八月辛卯の朔にして戊申の日、吉野の宮に行幸し給ひき。庚戌の日、河上の小野に幸し給ひ、虞人に命せて獸を驅らしめ、躬射むと欲して待ち給ひしに、虻疾く飛び來て、天皇の臂を嚼ひまつりき。ここに蜻蛉忽然に飛び來て、虻を齧ひて持ち去にき。天皇その心あることを嘉び給ひ、すなはち口號し給ひけらく(日本書紀卷第十四)

倭の小村の岳に 鹿猪伏すと誰か此の事 大前に奏す。大君は其を聞かして 玉纏の胡床に立たし 倭文纏の胡床に立たし鹿猪待つと我がいませば さ猪待つと我が立たせば 手肘に虻かきつきつ。その虻を蜻蛉はや齧ひ 昆ふ蟲も大



君に歸服らふ。汝が形は置かむ 蜻蛉島倭。

顯宗天皇

○置目天皇の父皇の御屍を埋みし處見知り申し上げた老嫗の名。本叢書國體篇上古事記參照

元年春二月、淡海の置目といふ老嫗をいたはらせ給ひ宮中に召し見給はむとて、繩を張り鐸を懸け、それにすがらせて參上せしめ給ふ。その鈴の音を聞かせ給ひて(日本書紀卷第十六)

淺茅原小會根を過ぎ百傳ふ 鐸搖ぐもよ置目來らしも。

二年九月、置目老いて本國に還らむとて乞ひ奉りたる時、天皇見送りして歌ひたまはく(日本書紀卷第十六)

置目もよ淡海の置目明日よりは 深山隠りて見えずかもあらむ。

推古天皇

○大臣蘇我の馬子。

二十年春正月、辛巳の朔にして丁亥の日、置酒して群卿に宴し給ひき。是の日、大臣壽上り、歌ひけらく「やすみしし、我が大君の隠ります、天の八十光

○吳の眞刀支那南方から産する利刀。

出て立たす御空を見れば萬代に斯くしもがも千代にもかくしもがも千代にもかくしもがも畏みて仕へまつらむ拜みて仕へまつらむ歌杯奉る」と歌ひき。天皇和へ歌よみし給ひけらく(日本書紀卷第二十二) 眞蘇我よ蘇我の子らは馬ならば 東國の駒 大刀ならば吳の眞刀 宜しかも 蘇我の子らを 大君の使はすらしき。

舒明天皇

○香具山大和國磯城郡三山の一。大和の蜻蛉島大和の枕言葉。

天皇香具山に登りて國見をし給ふ時の御製歌(萬葉集卷一) やまとはは 村山あれど 取りよるふ 天の香具山 のぼり立ち 國見をすれば 國原は 煙立ちたつ 海原は かまめ立ちたつ うまし國ぞ 蜻蛉島 やまとの國は。

孝德天皇

白雉四年皇孫建の王、八歳にして薨り給へるを、傷慟み給ひて歌ひけらく (日本書紀卷第二十六)



○今城―皇孫  
建の王の殯宮  
あるところ。

○後撰集―村  
上天皇の天曆  
五年大中臣能  
宣、清原元輔、  
源順、紀時文  
阪上望城等勅  
を奉じて梨壺  
に於て撰す。  
○二〇卷あり。  
國朝倉―筑前  
村朝倉郡朝前  
の時行宮あり  
○黒木の丸殿―  
云ひてあらと  
りたまへて造  
りたる御殿。

○新古今集卷  
三に衣ほすて  
ふとあるは衣  
をほすといふ  
の約言なり。

○天皇―天武  
天皇朱鳥元年  
九月九日崩御  
原宮に崩御な  
され給ふ。鳥  
○神長―飛鳥  
の神南備山鳥  
事今の高市郡  
飛鳥村大字雷  
にあり。

○雲集―貫  
以下北條泰  
時までの歌を  
八十七首、類  
聚十卷あり。  
十八卷あり。  
聚卷一五二に  
收む。

○和銅二年東  
北の蝦夷征伐  
の爲に巨勢鷹  
佐伯石湯等を  
大將軍に任ず  
その訓練のさ  
まをよまれた  
まふなり。

歴代御製集

今城なる小岳が上に 雲だにも著くし立たば何か歎かむ。  
射ゆ鹿を繋ぐ川邊の 若草の若くありきと 我が思はなく。  
飛鳥川水漲ひつつ 行く水の間も無くも 思ほゆるかも。

三五六

天智天皇

題しらず(後撰集)  
秋の田の刈穂の庵の苫をあらみ 我が衣手は露にぬれつつ。

持統天皇

朝倉や木の丸殿にわが居れば 名乗りをしつつ行くは誰か子ぞ。  
題しらず(新古今集)  
天皇御製歌(萬葉集卷一)  
春過ぎて夏來るらし白妙の 衣乾したり天の香來山。  
天皇(天武)崩の時の御作歌(萬葉集卷二)

八隅知し我が大王の 暮されば召し賜ふらし明けければ問ひ賜ふらし 神岳の  
山の紅葉を今日もかも問ひ給はまし 明日もかも召し賜はまし 其の山を振放  
け見つつ 暮さればあやに哀しみ 明けければうらさび暮し 荒妙の衣の袖は  
乾る時も無し。

文武天皇

九月ばかり菊花を(雲葉集)  
百敷のうつろひわたる菊の花 にほひぞまさる萬代のあき。

元明天皇

和銅元年戊申冬十一月御製歌(萬葉集卷一)  
ますらをの鞆の音すなり武夫の 大臣楯立つらしも。  
和銅三年庚戌春三月藤原の宮より奈良の宮にうつらせ給ひける時の御製歌  
飛が鳥のあすかの里をおきていなば 君があたりは見えずかもあらむ。  
(萬葉集卷一)

文武天皇

三五七



元正天皇

天平十五年五月癸卯の日群臣内裏に宴し、皇太子親ら五節を舞ふ因りて天皇御製歌よみし給ひけらく(續日本紀第十五)

○そら見つ  
枕詞。神故し。神  
○神の故に。神  
○齋み献る。神  
○齋に献る。神  
○意に献る。神

そら見つ大和の國は神故し 貴くあるらし此の儼みれば。  
天つ神皇孫の命の取り持ちて 此の豊御酒を齋み献る。  
安見しし我が大君は平けく 長くいまして豊御酒献る。

聖武天皇

節度使に大御酒賜ひて(萬葉集卷六)

○天平四年八月  
月藤原房前を  
東海東山二道  
の節度使に  
多治比縣守を  
山陰道に  
原宇合を西海  
道の節度使に  
任ぜらる

食す國の遠の御朝廷に 汝等しかく退去りなば平らけく朕は遊はむ 手抱きて  
我は御在さむ 天皇朕貴の御手もち 搔きなてぞ勞ぎ賜ふ 打ち撫てぞねぎ賜ふ  
還り來む日相飲まむ酒ぞこの豊御酒は。

反歌一首

○天平八年十  
一月葛城王佐  
爲王上表はら  
む事を願はら  
宿禰を賜ふ橋  
(續紀)

丈夫のゆくといふ道ぞ疎略に 思ひて行くな丈夫の伴

葛城王等に橋の姓を賜へる時(萬葉集卷六)

橋は實さへ花さへその葉さへ 枝に霜ふれどいやとこはのき。

孝謙天皇

高麗朝臣福信を難波に遣し、遣唐大使藤原朝臣清河等到大御酒及御肴を賜はせられける時(萬葉集卷十九)

虚見つ大和の國は 水の上は地行くごとく 船の上は床にをるごとく 大神のいはる國ぞ 四つの船舶のへならべ 平らけくはや渡り來てかへりごとく奏さむ日に 相飲まむ酒ぞ この豊御酒は。

反歌

四つの船はや還りこと白がつけ朕裳の裾にいはひて待たむ。

○高麗福信は  
歸化人の子孫  
年乙酉延暦八  
三信高麗朝臣  
福信高麗朝臣  
○清河大及眞  
備胡麻呂及眞



淳仁天皇

天平寶字元年十一月十八日内裏の肆宴に(萬葉集卷二〇)

天地をてらす日月の極みなく あるべきものをなにかおもはむ。

桓武天皇

延暦十六年十月癸亥曲宴酒酣歌(類聚國史)

此の頃の時雨の雨に菊の花 ちりぞしぬべきあたら其の香を。

延暦二十年正月丁酉曲宴是日雨雪歌(類聚國史)

梅の花戀ひつつ居れば降る雪を 花かも散ると思ひつるかも。

延暦二十二年三月庚辰遣唐大使葛野鷹副使石川道益に餞酒を賜ひて(日本紀略)

此の酒はおほにはあらず平かに歸り來ませといはひたる酒。

○天平寶字元年八月十日  
略解註に云ふ  
勝八日寶字と  
改めらるる紀  
に此宴をしる  
きずと。

○遣唐大使  
行は暴風に遭  
ひ渡海し得な  
かつた。

○古今集  
酬天皇之延喜  
五年貫之、朝  
恒、友則、壬  
忠、岑、四、勅、  
奉、於、撰、歌、  
凡、そ、千、九、  
首、二、〇、卷、  
あり

○新拾遺集  
院貞治二年  
條爲明奉撰中  
卒去、頓、撰、  
終、を、う、け、  
歌、大、觀、二、  
九、百、〇、首、  
す。

平城天皇

ならのみかどの御歌(古今集)

ふるさととなりにし奈良の都にも 色はかはらず花は咲けり。

嵯峨天皇

弘仁四年四月右大臣從二位藤原朝臣園人の歌を上りしに唱和し給ひて(類聚國史)

時鳥なく聲さけば歌主と ともに千世にと我れも聞きたり。

仁明天皇

題しらず(新拾遺集)

いつのまにいとふ心をつかつ見つ 蓮にをるは我が身なるらむ。



光孝天皇

仁和のみかどみこにおましましける時に人に若菜給ひける御歌(古今集)  
 君がため春の野に出て若菜つむ 我が衣手に雪はふりつつ  
 仁和の御時僧正遍昭(んせう)に七十の賀たまひける時の御歌(古今集)  
 かくしつとにもかくにもながらへて 君が八千世にあふよしもがな。

宇多天皇

亭子院の歌合に左方にうへの御心よせありとて右の頭の女七のみこ恨み給ふ  
 よし聞しめして(新拾遺集)  
 立ち歸り千鳥なくなり濱木綿の ころ隔てて思ふものは。  
 題しらず(續古今集)  
 世の中をいづかたにとか恨むらむ 人こそ淺き心なるらめ。

○僧正遍昭は  
 寛平二年七  
 十五歳に寂し  
 て居るから七  
 十の賀は仁和  
 二年に相當す

○亭子院の歌  
 合一行はれた  
 年に行はれた  
 合。歌合。

○續古今集二  
 ○卷龜山院  
 正文元年藤  
 正元元年藤原  
 爲家に撰集の  
 仰あり文永二  
 年に奏覽を經  
 る。

醍醐天皇

うへのをのこども菊あはせし侍りけるついでに(新古今集)  
 しぐれつつ枯れ行く野べの花なれど 霜の籬に匂ふ色かな。  
 信濃國に侍りける親の許へ罷り下りける人に御衣を賜はすとて(續古今集)  
 故郷ふるさとの紅葉みにゆく旅人は 錦をきてやひるはこゆらむ。  
 題しらず(萬代集)  
 天雲をよそに見しよりめにちかく 涙の雨のやむ時ぞなき。

朱雀天皇

梅花をよませ給ひける(續後拾遺集)  
 梅の花咲けるあたりを行過ぎて 昔の人の香をばたづねむ。  
 朱雀院うせさせ給ひけるほど近くなりて太皇太后宮幼くおはしましけるを見  
 たてまつられ給ひて(拾遺集)

○續後拾遺集  
 |後醍醐天皇  
 元中元年二條  
 爲藤元を奉じ  
 て撰勅を奉じ  
 爲定に至り子  
 卷あり。○







世の中はみな佛なりおしなべて 何れの物とわくぞはかなき。

津の國におはして汀の蘆を見たまひて(新古今集)

津の國の長らふべくもあらぬかな 短き蘆のよにこそありけれ。

梅の花を見たまひて(新古今集)

色香をばおもひもいれず梅の花 つねならぬ世によそへてぞ見る。

花の盛に極樂を觀ぜさせ給ひて(續古今集)

あだにちる花見るだにも有るものを 實のうゑ木思ひこそやれ。

態野にまゐらせ給ひける時はた河にてよませ給ひける(續拾遺集)

いはた河渡る心のふかければ 神もあはれと思はざらめや。

修行せさせたまひける時みくにのわたりといふところにとどまらせ給ひてよ

ませたまひける(玉葉集)

名にしおはば我が世は爰につくしてむ 佛のみくに近き渡りに。

題しらず(玉葉集)

つくづくと明し暮して年月を つひにいかが數へなすべき。

○玉葉集二〇  
卷一伏見院の  
勅により京極  
大納言爲兼撰  
す

○夫木抄集廿  
六卷一萬葉以  
降鎌倉中葉ま  
での家集私撰  
等より撰集に  
洩れたる歌を  
抄めたるは三  
七卷あり。

無常の心を(夫木抄)

ただしばしおくれ先だつくらべ馬の はしりけならぬ世にはあらずや。

六道生死輪廻の心を(夫木抄)

もとの師のさかの教の藥あらば われ永き世にまどひはてめや。

生死のやみに六道生死輪廻する心を(夫木抄)

すべらぎの預けられたるはこ捨てて 今は同じく中こころみむ。

法身如來のこころを(續詞花集)

思へどもたとひばかりはなき物を 我さとりてや知らばしるらむ。

御ぐしおろさせ給ひてのち御佛名のあした造花を公任卿のもとへつかはすと

て(續詞花集)

程もなくさめにし夢のうちなれば 昔に似たる花の色かな。

### 三條 天皇

題しらず(雲葉集)

三條 天皇



見る人の心すめとや昔より あけぼのはかく霞みそめけむ。  
月を御覽じてよませ給ひける(詞花集)

秋に又逢はむあはじもしらぬ身は 今宵ばかりの月をだに見む。

題しらず(新古今集)

足引の山のあなたにすむ人は またてや秋の月を見るらむ。

### 後朱雀天皇

雪のいとふり積りて侍りけるを山の形に造らせ給ひけるに、上のをの子ども

歌つかうまつり侍りければ詠ませ給ひける(續古今集)

あめつち天地もうけたる年のしるしにや ふる白雪も山となるらむ。

二條殿におはしましし時、鵜の魚をくひけるに(榮花物語)

祈りつつゆるぶる網のしるしには 飛ぶ鳥さへもかかるとぞ見る。

○金葉集十卷  
崇徳天皇  
治元年  
院宣の依  
天俊頼の撰  
源俊頼の撰  
り源俊頼の撰  
天喜四年閏  
三月初四日  
會行はれて  
殿と群書類  
に御書類記  
なるべし。御製

### 後冷泉天皇

賀陽院におはしましける時石たて瀧落などして御覽じける頃九月十三夜にな  
りければ(後拾遺集)

岩まより流るる水は早けれど うつれる月の影ぞのどけき。

天喜四年皇后宮の歌合に祝の心をよませ給うける(金葉集)

長濱の真砂の数も何ならず つきせず見ゆる君が御代かな。

### 後三條天皇

みこの宮と申しける時、太宰大貳實政、學士にて侍りける甲斐守にてくだり  
侍りけるに、餞給はすとて(新古今集)

思ひ出せばあなじ空とは月を見よ ほどは雲井にめぐりあふまで。



白河天皇

熊野へまうてたまひける道に、花のさかりなりけるを御覽じて(新古今集)  
咲きにほふ花のけしきをみるからに 神のころぞ空に知らるる。  
承保二年四月清凉殿にて久契明月といふ事を講ぜられしついでに(玉葉集)  
静かなるけしきぞしるき月影の 八百よろづ代を照らすべければ。

堀河天皇

雲間微月といふことを(新古今集)  
しきしまや高圓山のくもまより 光さしそふゆみはりの月。  
嘉承二年三月鳥羽殿の行幸に池上花といへる事をよませ給ひける(今葉集)  
池水の底さへ匂ふ花ざくら みるともあかじ千代の春まで。

鳥羽天皇

題しらず(續千載集)  
降る雨のあまねくうるふ春なれば 花さかぬ日はあらじとぞ思ふ。  
鳥羽殿にて花のちりがたなるを御覽じて後三條内大臣に賜はせける(新古今集)  
惜めども常ならぬ世の花なれば いまはこのみを西に求めむ。  
御なでもの鏡をたまはりて「真澄鏡まきのみうつしおこする姿をばまことに三世の  
佛とぞ見る」と覺かく鑲ばん上人の奏しければ御返し(續千載集)  
おしなべて誰れも佛になりぬとは 鏡の影に今日こそは見れ。

崇徳天皇

藥草喻品のところをよませ給うける(玉葉集)  
さまざまに千千の草木の程はあれど ひとつ雨にぞ恵みそめぬる。  
水渚すゐしよ常不ず満といふころを(新古今集)

○いまはこの  
みは無常の世  
には此の身を  
西方極樂に求  
むと成り。○  
覺かく鑲ばん上人  
嘉保二年康  
治二年新義  
治二年新義  
言宗開祖興  
大言宗開祖興

○新古今集  
二卷後花  
園院永享  
飛鳥井雅  
を奉じて撰  
同十一年成

新古今集



○おしなべて  
罪業報應に  
水流常燃  
火盛不燃  
尊榮豪貴  
常復遇是  
意

○久安御百首  
納言公能長  
議藤原教長  
二三十人と  
に由ませたま  
いる御製類  
從卷百六九  
收む

おしなべて憂身はさこそなるみがた みちひる鹽の變るのみかは。

浄名居士を(續古今集)

汲みてとよ人なかりせばいかにして 山井の水の底を知らまし。

〇冬の頃後入道法親王高野にこもりてはべりけるに送りたまうける(千載集)

ふる雪は谷の戸ぼそをうずむとも 三世の佛の日や照らすらむ。

神祇(久安御百首)

道のべの塵に光をやはらげて 神も佛の名のなるなりけり。

釋教(久安御百首)

方便品(若有聞法者無一不成佛)

一たびも聞きし御法を種として 佛の身とぞたれもなりぬる。

安樂行品(於無量劫中乃至名字不可得聞)

名をだにもきかぬ御法をたもつとて いかで契を結び置きけむ

壽量品(常在靈鷲山)

世の中になほ有明のつきせずと とけば心のやみぞはれぬる。

普門品(弘誓深如海)

ちかひをば千尋の海に譬ふなり 露もたのまぬ數にいりなむ。

### 近衛天皇

題しらず(萬代集)

今日のみとなに思ひけむ花の色を 昔の人は見よといふなり。

譬喩品(續千載集)

我が心みつの事にかけるは 思ひの家をうしとなりけり。

### 後白河天皇

最慶法師千載集書きて奉りける包紙に、墨をすり筆を染めつつ「年ふれどか

き顯はせることのはぞなき」と書きつけて侍りける御かへし(新古今集)

濱千島ふみおく跡の積りなば 貝ある浦にあはざらめやは。

神祇のころを(玉葉集)

近衛天皇

○文治三年九月  
千載集成る



いはしろの松の契を結びおきて 萬代までの恵をぞまつ。

平治元年十二月二十六日の夜仁和寺の方へ御幸の道すがら御心細さの餘りに

(平治物語)

なげきにはいかなる花の咲くやらむ みになりてこそ思ひ知らるれ。

天王寺にて灌頂うけさせ給へる時御心の中に住吉の明神を念ぜさせ給ひて

(源平盛衰記)

住吉の松ふく風にくもはれて 龜井の水にやどるつきかけ。

### 二條天皇

百首の御歌の中に(續詞花集)

世とともに濁たえせぬさび江にも うつれる月はくもらざりけり。

御禊行幸の後前左兵衛督惟方長官にて仕うまつりて次の日雨の降りければ空

も心ありけるにやなど奏しけるついでに「御禊せしみゆきの空も心ありて天

の下こそけふ曇りけれ」とよみて奉りける御返し(玉葉集)

空はれし豊のみそぎに思ひしれ 猶日の本の曇なしとは。

題しらず(新後拾遺集)

天の下ひとの心や晴れぬらむ 出づる朝日の曇なければ。

### 後鳥羽天皇

正治二年百首の和歌をよませ給ひける中に(御集)

神 祇

五十鈴河たのむ心し深ければ 天てる神ぞ空に知るなる。

千早振神や知るらむもろかづら 一方ならずかくる頼を。

建仁元年二月内宮御百首よませ給ひける中に(御集)

つきもせず都のそらに吹きかよへ 神路の山の千世のはるかぜ。

神風やそらなる雲をはらふらむ ひと夜も月のくもるまぞなき。

みもすそやたのみをかくる神風の 心にふかぬときのまぞなき。

建仁元年三月外宮御百首よませ給ひける中に(御集)

宮川やいつもみどりのすぎの葉に いまひとしほの春風ぞふく。

○後鳥羽院御  
集寫二卷一  
に元曆御集と  
もいふ。



代々へても神なみ川にたえぬ浪 たえてわするるまなく時なし。

承久三年七月十三日隱岐國へうつされさせ給ふよしきこしめして近衛殿に君

しがらみとなりてとどめさせ給へと遊ばされける御ふみの奥に(承久記)

の墨染の袖になさけをかけよかし 涙ばかりはくちもこそすれ。

隱岐國に遷幸の途次水無瀬殿を過ぎさせ給ふとて(承久記)

たちこむる關とはならて水無瀬川 きりなほはれぬ行末の空。

隱岐におはしましけるころ七條院より消息ありければ(増鏡)

八百萬神もあはれめたらちねの 我待ちえむとたえぬ玉の緒。

限あればさてもたへける身のうさよ 民のわら屋に軒を並べて。

春(遠島御百首)

百千島さへずる空はかはらねど わが身の春はあらたまりつつ。

里人のすそ野の雪をふみわけて ただわがためと若菜つむらむ。

春雨に山田のくろをゆく賤の みの吹きみだすくれぞさびしき。

○遠島御百首  
卷八六に收む  
一三六  
一三八  
一三九  
所い首和歌と

### 土御門天皇

寄關述懷

須磨の浦にはうつ浪の音はして 人をとどむる關はなかりき。

神樂

あめつちの神代のあきのしわざより とるや榊の色もかはらず。

松

たかまどやあれのみませる宮のうちに 残る昔の庭の松風。

山家

世のうきにくらぶる時ぞ山里の 松のあらしもすみよかりける。

雜

よく思へあまねき天の下なれど ねなき草木は恵みやはする。

冬

ゆくすゑをしらぬ我が身のたぐひかな こほりにむせぶ谷川の水。

土御門天皇







久方の天よりおろす玉ぼこの 道ある國ぞ今のわがくに。

題しらず(續拾遺集)

神とりますみの鏡かけしより 神の國なるわがくにぞかし。

題しらず(新後撰集)

道あれとなにはの事も思へども 蘆わけ小舟末ぞとほらぬ。

後深草院位の御時花の盛に上達部殿上人鞠つかうまつりけるを御覽ぜられけるよしきこしめして松の枝に鞠つけて奉らせ給ふとて結びつけさせ給うける

(玉葉集)

吹く風も治りにける君が代の 千年の數はけふぞかぞふる。

文永八年七月七日白河殿にて人々題をさぐりて歌つかうまつりけるついでに

(續後拾遺集)

なかなか人より物を歎くかな 世を思ふ身の心づくしは。

三首の御歌の中に竹を(玉葉集)

此の君の御世かしこしと吳竹の すゑすゑまでもいかていはれむ。

治御嵯峨院寶  
御製百首二年卷  
親製以下助法の  
親王詠まの石  
々々と詠まの石  
清水の歌も御  
百首和歌にあ

文永三年三月續古今集の竟宴行はせ給ふとてよませ給うける(玉葉集)

三世までにいにしへ今の名もふりぬ 光をみかけ玉津島姫。

寶治の百首の歌めしけるついでに寄社祝(新後撰集)

石清水さよき心にすむときく 神のちかひは猶もたのもし。

夜燈(寶治御百首)

長き夜の心のやみのしるべせよ 猶のこりける法のともし火。

寄日祝(寶治御百首)

久方の天の岩戸をあけしより 出づる朝日はくもるときなし。

八幡にこもり侍りし時(續古今集)

石清水木がくれたりし古を 思ひいづれば澄むころかな。

仁王會(白河殿七百首)

千千の人命のべけむためしより ももざのうへにとける御法ぞ。

觀無量壽經水想觀(續拾遺集)

水の面にうつりうつらぬ影にこそ 澄みにごりける心をばしれ。

後嵯峨天皇



月の夜坐禪のついでに(續古今集)

何とかは月やあらぬと辿るべき 我がもとの身を思ひしりなば。

三心具足の三佛を(新續古今集)

言葉には三つと説けども一すぢに まことをいたす心なりけり。

### 後深草天皇

題しらず(玉葉集)

石清水ながれの末のさかゆるは 心の底のすめるゆゑかも。

東二條院入内のをり聞えさせ給ひける(増鏡)

夕ぐれにまつぞ久しき千歳まで かはらぬ色の今日のためしを。

伏見殿へ御幸し給ひける日關白兼平「伏見山いくよろづ代も枝そへて榮えむ

松の末ぞ久しき」と奏しける御返し(増鏡)

榮ゆべきほどぞ久しき伏見山 おひそふ松の枝をつらねて。

○龜山院御集(寫一卷)弘安御百首、慶門院出題の御百首、詠百首、和歌、詠五十首、和歌等を收む。列聖全集御製集第二卷にて拜讀するを便す。

### ✓ 龜山天皇

春(以下弘安御百首詠中)

四方の海浪をさまれてのどかなる 我が日の本に春は來にけり。

世のためも風をさまれと思ふかな 花のみやこの春のあけぼの。

秋

かなしさは人の心もいかならむ わがためならぬ秋ぞと思へど。

雜

くさかえの入江の田鶴ももろごゑに 千代に八千代と空になくなる。

あきらけきわがよのかげと頼むかな 月日の出づるせきのあなたを。

津の國のなにはのあしの世の中を のどかと思ふわが心かな。

世のために身をばをしまぬ心とも あらぶる神は照しみるらむ。

すべらぎの神のみことを承けきつつ いやつぎつぎに世を思ふかな。

神風や伊勢の少女が袖たれて 祈る日嗣に我が世安けむ。



ついはりの無き世ならねば我がたのむ 神ぞただすの森のしめなは。

刈 萱

ひとかたに靡きもはず刈萱の たゞこの頃の人心かな。

神 祇

ゆくすゑもさぞなさかえむ誓あれば 神の國なるわが國ぞかし。

釋 教

まよひつる人を導くたよりなる 佛ののりはわが言の葉よ。

祝 言

すゑ遠き千世のためしの姫小松 なほ榮えよと契りちぎおくかな。

祝

ちはやぶる神のさだめむわが國は 動かじものをあらがねの土。

寄國祝(御集詠十首和歌より)

うれしくもとよあし原のよしよしと わがすゑすゑのまほるべき國。

月(以下嘉元仙洞御百首中)

○嘉元仙洞御製  
百首中嘉元  
元年御製  
卷。後宇多  
關。白。基。忠。等。院  
詠。ま。せ。給。ひ。し  
も。の。

しばしだに心くもらぬ人もがな 橋ばしらすへくち残る世に。

關

遠くとも頼む心はかよふらむ 關のかための動きなきよに。

祝

祈りおくことは違はず神もさけ 我がすべらぎの千代の行末。

祝の心をよませ給ひける(新後撰集)

三笠山いのる心のくもらねば 月日とともに千世やめぐらむ。

官めしの頃爲世が參議を望み申すとて前大納言爲氏「和歌の浦に獨老いぬる

夜の鶴の子の爲思ふねこそなかるれ」とよみて奏しける御返し(新後撰集)

和歌の浦に子を思ふとて鳴く鶴の こゑは雲居に今を聞ゆる。

石清水の社に御幸ありし時よませ給ひける(續拾遺集)

石清水たえぬ流は身にうけつ わが世の末を神にまかせむ。

神祇のこころを詠ませ給ひける(續拾遺集)

今もなほ久しく守れちはやぶる 神のみづ垣よよを重ねて。



後宇多天皇

千首の歌よませ給うけるに(續後拾遺集)

此の世にてうき名流さじかぎろひの 岩かき淵に身は沈むとも。  
つぎの木のいやつぎつぎの末までも 世に仰がるる影とならなむ。  
こころにてやがて心に傳ふるぞ 三世にかはらぬ誠なりける。

寄國祝といへる心をよませ給うける(續千載集)

かたぶかぬ速日の嶺にあまくだる あめのみまごの國ぞわがくに。

百首の歌めされしついでに(續千載集)

わが國に内外の宮もあらはれて 傳へしのをいままもるらむ  
世をちもふわがすすまもれ石清水 きよき心のながれひさしく。

位さらせ給ひてのち世の中しろしめされけるに持明院殿にひさかへ大覺寺殿  
には馬車のたちこみたるを御覽じて(増鏡)

わが住めば淋しくもなし山里も あさまつりごと怠らずして。

神祇(風雅集)

天つ神國つ社をいはひてぞ 我が葦原の國はをさまる。

龜山殿の七百首の歌に平野神を(新千載集)

今もなほ民のかまどの煙まで 守りやすらむわが國のため。

題しらず(新後撰集)

千早振かみもひかりをやはらげて くもらず照せ秋の夜の月。

立春(以下嘉元仙洞御百首中)

いとどまた民やすかれとちもふかな 我が身世にたつ春の初は。

鶯

時しあれば谷より出づる鶯に 世をたすくべき人をとばばや。

春 雨

いづこをも限らぬものか春雨に 民の草葉のめぐみあまねく。

花

吹く風もをさまれと思ふ世の中に たえて櫻をさそはずもがな。